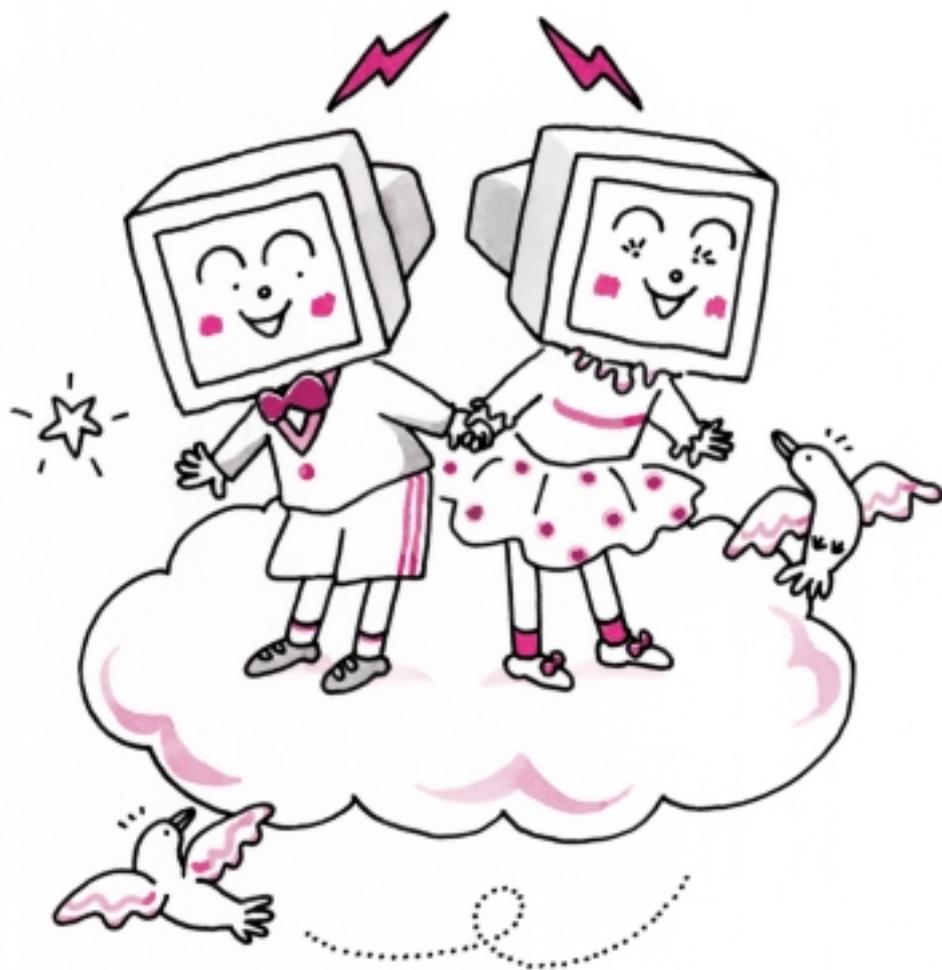


インターネット活用のための

情報モラル 指導事例集





はじめに

広島大学 越智 貢

情報教育の本格的な導入を目前にして、先生方の多くは期待と不安の入り交じった複雑な思いをしていらっしゃるようです。インターネットの「影の部分」に、教室の子どもたちが巻き込まれることを心配していらっしゃる先生も少なくありません。子どもたちが被害者や加害者にならないためにはどう指導すればよいのか、という悩みは日々私たちのもとにも届いてきます。

この冊子は、そうした先生方のために作成された指導事例集です。先端的な授業実践をしている教師、その実践を支援している団体や企業の担当者、そして情報教育のあるべき姿を模索している研究者が集まって、「情報モラル」の授業をどのように展開すればよいのかを、知恵を絞って考えました。第1章では情報モラルの骨子を述べ、第2章では子どもたちが陥りやすい状況に含まれる問題点とその対応策を検討し、そして第3章では、前章の知識を生かして実際の授業を実践することができる指導展開例を作成しました。私たちは半年以上にわたってオフラインやオンラインで意見交換を続けましたが、その結晶と言ってよいこの冊子は、現段階では、学校で情報モラル教育を行うための最良の指導資料だと自負しています。

ただ、活用する際に留意していただきたいことがあります。一つは、五年後いや三年後でさえこの事例集がそのまま通用するわけではないことです。遠からず不要になるのは間違いありません。これはシステムやハードウェアが進化するためでもあり、情報モラルそのものが徐々に日常化していくためでもあります。現在の情報教育は、かつて電話が普及しはじめた頃、使い方や使う際のマナーが学校で指導されていた状況とよく似ています。やがて、情報機器の操作や情報モラルは、電話の場合と同じく、「教える」対象でなくなっていくはずですが、逆にいえば、そうなるためにこそ、いま情報モラルの教育が必要とされているのです。

もう一つは、モラルは「べからず」の体系ではないことです。情報モラルも例外ではありません。この冊子は、性格上、多くの禁止事項や遵守事項に言及していますから、「べからず」集としての印象を強く感じる先生方がいらっしゃるかもしれません。情報モラルを教える場合には、えてしてルールに注目されがちですが、情報モラルにはそうしたネガティブな行為の側面だけでなく、それを支えるポジティブな心情の側面も含まれています。たとえ表現の仕方は違って、他人に親切にすることが大事なものは、日常世界でも電子ネットワークの世界でも同じです。その意味でも、情報モラルの指導は、道徳の指導と切り離すことができません。

これらのことに留意して、この冊子を多くの学校で活用していただければ幸いです。情報教育を行う際の先生方の不安がいくぶんなりとも払拭できれば、この冊子作成に携わった私たちにとって、これ以上の喜びはありません。

CONTENTS

はじめに ————— 3

1章 情報モラルの育成はなぜ必要なの？ 6

情報モラルとは？ ————— 8

2章 情報モラル育成のための指導の在り方は？ 12

(1) Web ページ検索・電子メールの
受信に関する問題事例と指導例 ————— 12

有害サイト	12
商品の購入問題	14
虚偽広告・詐欺情報	16
マルチ商法・ネズミ講	18
情報の信憑性	20
出会い系サイトでのトラブル	22
電子メールの受信	24

(2) Web ページ作成・電子メールの
発信に関する問題事例と指導例 ————— 26

著作権	26
プライバシーの侵害	28
誹謗中傷	30
個人情報の流出	32
電子メールの発信	34

(3) セキュリティに関する問題事例と指導例 ————— 36

なりすまし	36
不正アクセス	38
コンピュータウイルス	40

(4) 人間関係や心身の健康に関する問題事例と指導例 ————— 42

人間関係の希薄化	42
仮想現実問題	44
身体に与える影響	46

3章 情報モラル育成の授業は どのように実践したらいい? 48

(1) Web ページ検索・電子メールの 受信に関する問題と展開例	48
有害サイト	48
商品の購入問題	52
禁制品等の購入	56
虚偽広告・詐欺情報	60
マルチ商法・ネズミ講	64
情報の信憑性	68
出会い系サイト	72
電子メールの受信	76
(2) Web ページ作成・電子メールの 発信に関する問題と展開例	80
著作権	80
プライバシーの侵害	84
誹謗・中傷	88
個人情報の流出	92
個人情報の流出	96
情報の改ざん	100
電子メールの発信	104
(3) セキュリティに関する問題と展開例	108
なりすまし	108
不正アクセス	112
コンピュータウィルス	116
(4) 人間関係や心身の健康に関する問題と展開例	120
人間関係の希薄化	120
仮想現実問題	124
身体に与える影響	128

資料 サイト / URL 集 132

学習教材及び関連機関	132
インターネット運用規定	134

情報モラルの育成はなぜ必要なの？

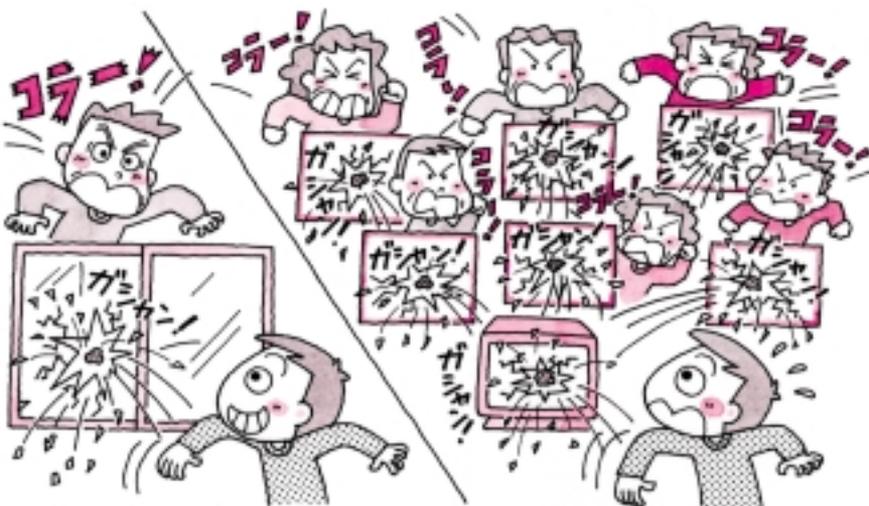
子どもたちにとって、社会生活上のモラルを身につけていくことは、社会生活を送るうえで重要であるため、社会生活上のモラルの育成は教育の本来の使命の一つとも言えます。

これまで、日常生活のモラルについては、家庭でのしつけなどの家庭教育と、学校での基本的な生活習慣や社会参加の態度などの教育によって子どもたちは道徳的な考え方や態度を身につけてきました。

しかし、情報社会での生活という新たな状況が加わり、新たな状況に起因するいくつかのトラブルを経験してきた結果、そこでは、新たなモラルが求められる場合もあることがわかってきました。つまり、情報社会で正しい行動をとれるようにするには、情報モラルの育成が必要なのです。

多くの場合は、日常のモラルの類推で行動すれば済みますが、そうではない場面もあります。例えば、人気歌手のCDの音楽をテープやMDにコピーすることは著作物の私的な複製ということで許容されます。しかしそのコピーを友人にあげると、その友人はCDを買わずに済みますから、レコード会社にCDの金額分、おそらく数千円の損害を与えるので、著作権法で禁止されています。では、コピーした音楽をインターネットで自分のホームページに載せてしまったらどうなるでしょう？ それを1万人がダウンロードしたら、レコード会社にはCD 1万枚分、数千万円の損害を与えることになります。1度のコピーという行為は同じでも、情報通信手段を使うと、その影響が膨大なものに膨れあがるのです。

この問題への対応のため、著作権法には、複製権とは別に、公衆送信権という権利が付け加えられるように改正されました。著作者に無断で著作物の複製を行ってはならないのと同時に、著作者に無断で著作物を公衆に送信してもならないという新たなモラルが必要となり、新たなルールが設けられたのです。情報社会における情報モラルについて、教育指導は学校で行う必要があります。



将来は日常モラルと同様に家庭でも身につけてほしいものですが、現在はまだ情報モラルに関する教育をどのように進めたらよいかわからない家庭が大半だと思います。情報モラルは保護者たちがこれまで学んだこともない新しい知識や概念を含むからです。しかし、子どもたちは、少なくとも情報社会に巣立

っていくまでに、情報モラルを身につけなければなりません。その役割を担うのは、当面は学校が主とならざるをえないのです。

ミレニアム・プロジェクト「教育の情報化」などを通じて、学校の情報教育環境の整備は進められており、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参加する態度をすべての子どもたちが身につけられるようにするための情報教育が学校教育の役割の一つとなりました。情報モラルの育成は情報社会に参画する態度の育成の中心となるもので、学校生活の様々な場面を通じて、考え方や態度の育成のための指導を加えていく必要があります。

* 情報社会の特徴

コンピュータやインターネットなどの情報手段が社会の様々な分野で利用されるようになっていきます。情報社会では、それらの情報手段を通じて膨大な情報がやり取りされ、情報自体が価値のあるものとして流通しています。

情報社会は、私たちが日常生活する日常社会の延長にありますが、高速・広範囲の情報通信ネットワークを基盤にしているため、日常社会とは異なった様々な特徴があります。

通信相手...情報社会ではコミュニケーションをする相手との距離は問題ではありません。通信相手は、すぐ近所の人かもしれないし、地球の裏側の人かもしれません。また、通信相手は1人の場合もありますし、複数の人々である場合もあります。

通信範囲...情報社会では地域的にも量的にもコミュニケーションを行う範囲が広がります。地球規模で遠隔地の相手とも通信しますし、1つのメッセージを同時に多数の相手と送受信し合うこともできます。

通信速度...情報社会ではコミュニケーションの速度が日常社会とは異なります。瞬時とも呼べるほど高速に通信を行うこともできますが、逆に時差のため通信相手の就寝時間中に重要なメッセージが送受信されるという場合もあります。

このほかにも、マルチメディア（文字、音声、画像、映像などの複合した多様なメディア）、リアルタイム（生中継のようなライブ性）、マルチキャスト（同時に多数の人々との通信）など情報手段の特性に応じた様々な特徴があります。

これらの情報社会の特徴は、情報社会には日常社会と同じ側面と異なる側面とがあって、特に日常社会と異なる側面については、日常社会とは異なった対応が利用者に求められることを意味します。

日常社会での生活にあたって、私たちは法律などのルールへの遵守と、法律以前の問題として社会生活のモラルに留意して生活をしています。情報社会での生活でも同様に、ルールへの遵守とモラルへの留意が必要です。

そして、情報社会の特徴を考えると、情報社会では求められるルールやモラルが日常社会と同じ場合もあるし、不足する場合もあるということになります。これらを踏まえて、情報社会で生活する人間には、情報社会で適正な行動を行うもとなる考え方と態度、すなわち「情報モラル」を学び、身につけていくことが求められます。

情報モラルとは？

コンピュータや情報通信ネットワークなどを利用した場合、利用者のモラルに起因してトラブルが発生することがしばしばあります。

技術開発の進歩のスピードが著しく早いため、法律などの社会制度の整備が間に合わず、既存のルールやマナーでは想定されていなかった新たな場面に直面する機会も多くあります。

このような状況のもとで社会の一員として適正に活動していくためには、既存のルールやマナーを理解していくとともに、新たな場面に対応する新しいルールやマナーの在り方なども考えていける力を養う必要があります。

情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、日常生活上のモラルに加えて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報技術の特性と、情報技術の利用によって文化的・社会的なコミュニケーションの範囲や深度などが変化する特性を踏まえて、適正な活動を行うための考え方と態度が含まれます。

1 基本的な考え方

情報通信ネットワークを介したコミュニケーションでは、しばしば通信先の相手の存在を忘れて、自分の目の前にあるコンピュータ端末に対して応答している錯覚に陥ることがあります。

また、ビデオゲームの場合などコンピュータの自動応答を人間的なものと混同することもあります。通信相手が人であるかモノであるかを場面に応じて区別し、特に、情報の収集、発信、コミュニケーションなどの活動は、基本的には「人と人との間のコミュニケーション」であることを常に意識して、日常のモラルを適用していかなければなりません。

そのうえで、情報の送り手と受け手との間では、互いの人権に配慮し、文化的・社会的な環境や考え方には人それぞれに違いがあることや、利用する情報機器など技術的な環境にも違いがあることに配慮し、またコンピュータや情報通信ネットワークの特性にも配慮する必要があります。

人と人との間のコミュニケーション

- 人権への配慮
差別・誹謗中傷の回避，知的所有権，プライバシー
- 文化的・社会的な環境，考え方の違いへの配慮
予見や憶測による誤解の回避，適正な意見情報交換
- 技術的な環境の違いへの配慮
情報機器の方式の相違，共通のデータフォーマットの利用
- コンピュータや情報通信ネットワークの特性への配慮
影響範囲の理解，コンピュータ犯罪，ネットワーク使用犯罪の回避

2 身につけたい情報モラル

(1) 情報収集の活動場面での情報モラル

適正な手続きによる情報の収集

個人情報の収集にあたっては、利用目的を明確にし、原則として本人から取得するなど、適正な方法で取得すること。

著作権などの知的所有権の尊重

著作権法を遵守し、著作権法で規定された範囲〔私的使用のための複製（30条）、引用（32条）、学校その他の教育機関における複製（35条）、営利を目的としない上演等

（38条）など〕を超える著作物の利用は著作者の許諾を得る必要があること。また、表示権、氏名表示権、同一性保持権という著作者人格権についても尊重すること。

特許、実用新案、意匠、商標などの知的所有権は、特許法など工業所有権に関する法律で保護されており、侵害することのないように留意すること。

これらの知的所有権について疑問がある場合は、著作権については文化庁または関係団体、工業所有権については特許庁または関係団体が提供する情報を参照し確認すること。

情報の信頼性についての意識

マスメディアやインターネットを通じて入手できる情報の中には、誤りや偽りがある場合もあり、複数の情報源からの情報を対照するなどして情報の信頼性を確認する必要があること。

未知の相手からの情報や出所不明の情報に対する対応として、その情報に引用元などの情報源情報が含まれている場合は情報源から確認できるが、情報源情報が含まれない場合など確認の手段がない場合にはうかつに信用してはいけないこと。

情報の品質についての意識

5W1H*の要素を含む正確で高品質な情報と、不正確であったり無意味であるなど低質な情報を見分ける判断力をもつこと。

犯罪情報や、法令に基づいて年齢制限のある禁制情報、テロリズムなど反社会的な活動を助長する情報など、情報内容についても適切に判断し、受け入れるか受け入れないかについて適切な意思決定をすること。

(2) 情報発信の活動場面での情報モラル

プライバシーの保護

他人の個人情報を無断で開示するなど、他人のプライバシーを侵害しないこと。

自分の個人情報が目的外に利用されたり犯罪の目的に利用されるなどの例があることを知り、被害の予防のためにはむやみにプライバシーを開示しないこと。



* 5W1H：WHEN（いつ）、WHERE（どこで）、WHO（誰が）、WHY（なぜ／何のために）、WHAT（何を）、HOW（どうする）



著作権などの尊重

著作物の複製利用や、Webページなどによる公衆送信にあたっては、それぞれ著作者の許諾が原則として必要である。著作権法で例外的に認められた無許諾で利用できる範囲を超えて著作権を侵害することのないように留意すること。

自らの情報発信の結果として、他者の人権を侵害し損害を与える可能性もありえることに留意し、あらかじめ結果を予見することを習慣づけて、人権を侵害する可能性がある場合はその情報発信を控えるなど、情報発信にあたって慎重な態度を保つこと。

情報発信に伴う責任

発信する情報の内容について、正確性を保つとともに、情報の受け手が情報の信頼性について判断できるように証拠や引用元を示すなどして信頼度や信頼性の確認手段を明示すること。

発信した時点では正確であっても、時間の経過によって情報内容が不正確となる場合があり、情報内容の更新など、正確性や情報内容の品質を保つためのメンテナンスが必要であること。

発信した情報が及ぼす影響については発信者に責任があり、その責任には苦情などを受けた場合は誠実に対応する責任も含まれること。

情報発信の際は、老眼や、視覚障害、聴覚障害などの人も含めて、すべての人に情報の利用が可能になるようなデザインを採用するという、ユニバーサルデザインの考え方をもって、情報の表現方法を工夫する必要があること。

情報発信者には、これらのような人権への配慮と他人への思いやりの心が求められること。

(3) コミュニケーションの活動場面での情報モラル

コミュニケーション マナー

日常生活と同様、情報通信ネットワークを介したコミュニケーションにもエチケットがあり、ネチケット (netiquette) と呼ばれるネットワーク上のエチケットに留意してコミュニケーションを行うこと。

相手への配慮

コミュニケーションを行う相手の存在を常に意識し、相手が一人で1対1の通信を行う場合、相手が複数で1対多数の通信を



行う場合など、TPO(Time, Place, Occasion)に応じてメッセージのやり取りを行う必要があること。

ネットワークを介した通信では、相手が日常の人格とは異なった仮想的な人格を用いて通信を行っている場合がある。相手が誰で、どのような立場で通信を行っているかを見極めて、信頼するかどうか、対話を継続するかどうかなどを自ら判断する必要があること。

通信相手を信頼し、相互に思いやりをもって通信することはコミュニケーションの基本であるが、それは相手によりけりであり、詐欺などの不正な行為の被害を受ける場合や、デマの流布を中継することで自分自身が加害者となる場合もあることにも留意し、相手の信頼度を確認しつづける態度を保つとともに、信頼できない相手とのコミュニケーションは打ち切るなどの毅然とした態度をとるべき場合もあること。

(4) 情報機器・情報通信ネットワークの利用全般での情報モラル

ガイドラインの遵守

学校内のネットワークや、地域の教育ネットワークなどで定められたガイドラインや規定がある場合には、それを遵守すること。

また、個人情報保護条例などの地域の決まりにも留意すること。

セキュリティへの配慮

不正アクセスやコンピュータ ウィルスなどの被害を防止するために、コンピュータ システムの利用者として、コンピュータ セキュリティについての知識をもち、セキュリティを保つ運用を心がけること。

コンピュータ犯罪に巻き込まれないための対応

管理者であると詐称したり、援助をすると偽るなどして、コンピュータ システムについての詳細な情報や、パスワードなどの秘密を聞き出す詐欺被害がもとになってコンピュータ犯罪が行われる場合がある。セキュリティに関する情報は、自分のみならずコンピュータシステムの利用者全体の安全にかかわるため、むやみに漏らさないような態度が求められる。

日常社会の常識について

インターネットでは、児童生徒であっても一般社会人と同等の扱いを受ける場面が多い。契約の履行義務、損害賠償責任など、日常社会の常識についても身につけておく必要があり、これを怠るとネットワーク使用犯罪の被害を受ける可能性もあること。

日常の生活の範囲内では軽微とみなされるミスであっても、情報通信ネットワークを介した場合、影響範囲が広範になったり、影響する量が大量となる場合があり、その場合の損害賠償責任が甚大なものとなる可能性がある。そのため、情報通信ネットワークを介した行動では、特に慎重な態度が求められること。



情報モラル育成のための 指導の在り方は？

(1) Web ページ検索・電子メールの 受信に関する問題事例と指導例

有害サイト 偶然出会ってしまう有害サイト

インターネットを使って、時刻表を使った日本一周仮想旅行をしていました。A子さんは、仮想旅行の途中でお昼にお弁当を食べることにして、検索エンジンで、「駅弁」をキーワードにして、Web ページを見ていたら、突然いやらしい写真が出てきてしまいました。それを見ていた、クラスの友達も騒ぎだしました。



問題の解説

一口に有害サイトと言っても、どのような情報が児童生徒の心身の成長に望ましくない影響を与えるかを断言することはできません。情報の価値は、必要とする人がいる限り有益な情報であるという考え方もあります。一般的には、性的なこと、暴力など反社会的なこと、生理的に不快感を与えること、法に触れることなどを載せたサイトが、有害サイトとされています。それが有害かどうかの判断を、一人ひとりができるようになることが望ましいのですが、学校は、児童生徒の判断の基礎になる知識、能力を身につける場であり、その中でいきなり個々の判断に任せるということには無理が生じます。

Web上には、様々な情報があり、児童生徒の心身の成長に影響を及ぼしかねないWebページに意図せず出会うことがあります。意図せず出会った児童生徒本人は大変驚きますが、興味本位の情報は好奇心をくすぐり、友達の中でも話題となっていくことが多くあります。

指導・対応例

児童生徒の個々の情報を判断する力を育てるという視点から考えてみると、ここで指導すべき点は、以下の3つが考えられます。

- ・ Web上には様々な情報があり、予期せず驚く情報に出会うことがあること。
- ・ 興味本位のWeb利用ではなく、めあてをきちんと持って判断して利用すること。
- ・ 有害なサイトに出会っても、相手にしないでおけばよいこと。

指導にあたっては有害サイトを実例から具体的に取り上げることは、逆に興味を引くような有害なサイトを知らせることやそのWebサイトへの評価をすることにもなりかねないので避けたほうがよいでしょう。具体的には、学習用の教材としてシミュレーションが用意されているので、それらを積極的に利用することが考えられます。しかし、児童生徒の発達過程に応じた指導が必要となりますから、教材の利用にあたっては実態に応じた工夫をする必要があります。

予期せぬWebページに出会うことを防ぐためには、コンテンツフィルタリングを実施することが考えられます。専用のコンテンツフィルタリングソフト*を導入し、有害サイトのリストを定期的に更新していくことで、予期せずに有害サイトに出会うことはかなり減少します。しかし、コンテンツフィルタリングは万能ではなく、新しくできたサイトがリストに登録されていないなどで表示されてしまうことは十分にありえることを知ったうえで利用することです。また、学校以外で児童生徒が有害サイトに出会ってしまうことも考えられますので、出会った場合の対処の仕方を含めて指導をしていくことが大切です。

予期せぬWeb情報に出会ったときには、すぐに前のページに戻る、ブラウザを閉じるなどの対応をすることで、容易にそのWebサイトから離れられることを指導することが一次的な対応策です。また、教師や指導者にも、その事実を告げ、コンテンツフィルタリングに対応することで、他の児童生徒が同じ状況に出会わなくてもすむようにすることが二次的な対応策といえます。

Webの情報の中には、興味関心を引くことがたくさんあります。おもしろそうな情報を追い求めることに夢中になってしまうと、時間をいたずらに浪費してしまうことに気づかせる必要があります。また、おもしろいかどうかではなく、その情報が自分にとって必要か、不必要かという判断でWeb情報を利用していくように指導する必要があります。学習活動の中でWebを利用する場合に、何が知りたいのかという目的をもって利用することを習慣づけることで、Webの情報を判断し、有効に利用する力を育てていくことができます。



* コンテンツフィルタリングソフト：ネットワーク上を流れるデータを、ある判断基準により取捨選択してブロックするソフトウェアのこと。特に最近では、有害なWWWページの閲覧を阻止する、URLアクセス制御ソフトの事を指すことが多い。URLアクセス制御ソフトには、アクセスをさせないURLのリスト（ブラックリスト）と一致したページを制限する方式と、アクセスを許可するURLのリスト（ホワイトリスト）のページ以外を制限する方式とがある。

商品の購入問題 無計画な購入

A君は、インターネット上の買い物ができるサイトで、海外物のキャラクターグッズを見つけました。A君は、お父さんのクレジットカードを借りて、カード番号など必要事項を入力登録しました。そして1週間後、A君のもとに商品が届きました。それからのA君は、欲しい物を我慢できずに、登録したカード番号を使って、たびたび購入するようになりました。

翌月、お父さんはカード会社から送られてきた明細書を見て、びっくりしました。A君が無断で買った商品が10万円近くになっているのです。



問題の解説

この事例は、A君がインターネットショッピングのサイト（店舗）で、無計画な商品購入を続けた結果、購入総額がかさんでしまったものです。また、この無計画な購入の裏には、クレジットカードの不正使用の問題もあります。

インターネットショッピングは、カタログやテレビの代わりにインターネットを利用した通信販売のことで、魅力は、自宅で手軽に買い物ができる。世界中の商品を購入できる。値段が安い。利用者を選ばない。など挙げられます。しかし、その裏側には、

商品の魅力的な写真や、入手しにくい商品があり、つい無計画な購入をしてしまう。悪質な業者に騙される。違法な品の購入が可能。などの問題もあります。また、クレジットカードは、小・中・高校生は持つことができず、自分のクレジットカードを使って買い物をすることはできません。クレジットカードの本人以外の利用は禁止されており、たとえ家族であっても、本人以外による買い物はできないことになっていますが、インターネット上では、サインの必要もないことから子どもの不正使用について注意が必要です。



指導・対応例

この事例にあることは、インターネット上に限らず、実社会でもおきる消費者問題として考えられます。これらの指導は、公民科、家庭科の教科内の学習だけでなく、学校の教育活動全体を通して、消費者としての正しい態度や知識を身につけさせていくことが必要です。

インターネットショッピングの学校での利用は控えるべきです。家庭では、保護者の同意のもと、計画的に利用できるよう協力を呼びかけます。また、児童生徒が他人のクレジットカードを使用しないことはもちろんですが、保護者のカードを無断で使うことがないよう、家庭との連携を図り、カードの管理をしっかりとってもらうよう依頼するなどの取り組みが必要です。

商品の購入問題 オークションへの無責任な参加

C君は今、インターネットで競売（せり）を行うネットオークションに夢中です。ネット上で見知らぬ人同士が購入希望金額を入力し合い、もっとも高い購入希望金額を提示した人が、その商品を購入できるという仕組みが、C君にとってスリリングなゲームのように思えるのです。

C君はいつものように競売の結果、クマのぬいぐるみを購入する権利を得ることができました。しかし、C君はクマのぬいぐるみが欲しいわけではないので、その後、購入の手続きを行いませんでした。そのようなことが何回か続いたある日から、C君あてに抗議のメールや電話がかかってくるようになりました。



問題の解説

この事例は、C君がネットオークションで競売の結果、商品を落札したにもかかわらず、購入の手続きをしなかったため、出品者から問い合わせの電話や苦情のメールが寄せられたものです。落札して購入しないのはルール違反です。本人はゲームのつもりで、オークションを楽しんでいただけかもしれませんが、落札されたときに出品者とC君との間には売買の契約が成立しています。ネットオークションでは、送料は落札者負担、料金前払いが普通です。しかし、もし料金後払いで先に商品がC君のもとに届けられていたら、C君はネット詐欺の加害者になってしまいます。

ネットオークションは、インターネットの特徴を最大限に生かしたシステムで、利用者が急増しています。それに伴い、不良品を送りつけられるトラブルや、商品を送らないでお金だけをだまし取る詐欺事件などが後を絶ちません。一方、警視庁が大手のオークションの運営元に異例の犯罪防止の要請を行い、有料登録制を採用する業者も増えています。しかし、無料登録や匿名性を求める声も根強くあり、これらの問題は今後も多く発生すると考えられます。

指導・対応例

インターネットでは相手の顔が見えないため、ネットオークションでの競売の過程がゲームのように思えたり、売買の契約を軽視してしまうことがあります。これは、仮想現実問題としても考えることができ、実社会の経済活動と結びつけ、社会的責任の重要性を教えていく必要があります。

学校では、児童生徒が、学校の機器を使ってネットオークションなどにかかわることは許されません。家庭では、必要がある場合は、保護者の同意のもとに利用するよう協力を呼びかけます。



虚偽広告・詐欺情報 くもがくれの被害

A子さんは、インターネット上の店舗でブランド物のバッグが、格安価格の5千円で販売されているのを見つけました。欲しかったバッグなので購入を決意し、保護者の許可を得てネット上から購入手続きを行いました。

翌日には5千円を銀行振込で前払いしました。でも、いつまでたっても商品が届きません。督促メールを何度か送っても、返事がありません。



問題の解説

この事例は、A子さんが欲しかったブランド物バッグを格安で買えるという、インターネットショッピングの広告を信じて、代金を前払いしたにもかかわらず、商品が送られてこなかった例です。インターネットショッピングではこのように代金を払ったのに、商品が届かないという被害が後を絶ちません。業者が悪意をもって、初めからお金をだましとる目的で、インターネット上に店舗を開設し、A子さんに前払い金を払わせて、商品を送らないで「くもがくれ*」しており、これは詐欺行為にあたります。

指導・対応例

上記のようなインターネットショッピングの詐欺情報から身を守る方法としては、ショッピングを利用しないのが一番の方法です。しかし、いながらにしていつでも欲しい商品が短期間で入手できる利点を考えると、これからますます一般家庭での利用が増加していく傾向にあると考えられます。もちろんインターネットショッピングは保護者の管理下で行うのが原則ですが、保護者に知識がない場合も考えられます。消費者教育と併せて指導する必要があります。

インターネットショッピングは訪問販売法*の「通信販売」にあたります。業者のWebページや広告には訪問販売法の表示義務があるわけです。信頼できる店舗の目安として、次のような項目がわかりやすく表示されているかどうかを参考にします。

販売価格	商品などの返品可否及び条件	電話番号
送料	販売業者名	責任者もしくは担当者名
代金の支払い時期及び方法	住所	

不安な場合には、直接業者と連絡をとってみるのもよいでしょう。インターネット上の業者の連絡先が電子メールアドレスだけという業者は、避けるほうが賢明です。商品を申し込む前には、注文した商品名や個数、支払い方法などを登録した画面を印刷して、商品が届くまでとっておくのも有効です。もし商品が届かなかった場合、詐欺として警察に告発する際の証拠品となります。商品代金の前払いを要求される場合は、相手が信頼できる業者と判断した場合のみにしましょう。クレジットカード使用の場合は、必ずデータの暗号化の仕組みが採用されているか、確認する必要があります。この仕組みが採用されていないと、インターネット上で第三者にカード番号を盗まれる可能性が出てきます。

虚偽広告・詐欺情報 偽物の被害

B君は、インターネットの掲示板で「有名ブランドのテニスシューズを格安の2千円で売ります」という情報を見つけ、購入することにしました。申し込み代金を指定された銀行口座に振り込んだところ、本物に似せた偽物が送られてきました。

商品を返品しようにも、相手の住所がでたため連絡がとれず、クレームメールを出しましたが、全く返事もきません。



問題の解説

この事例は、B君が掲示板に載っていた商品情報を信じて購入を決意し、前払いで代金を支払ったところ、本物に似せた偽物が送られてきた事例です。送られてきた商品が偽物だったという事例は、代金を前払いしているものや、代金引換を悪用したものに多いようです。

B君は代金を振り込むために、氏名や口座番号は確認するでしょうが、その口座が架空名義口座だとしたら、本人を割り出すことは不可能です。インターネットの掲示板では、本人かどうかの確認ができませんし、他人になりすましたり、架空の名前を使うこともできます。インターネットショッピングと違い、相手は個人ですから、訪問販売法で規定されている会社名や住所などの表示は義務づけられていません。

指導・対応例

掲示板に載っている格安な商品情報は、個人が掲載している場合がほとんどです。上記の例のように虚偽広告に惑わされないためには、掲示板を通しての商品購入をしないことが一番の方法です。ただ掲示板情報には、本当に格安で価値のある情報もあり、情報の真偽を見極め、保護者の同意のもと、有効的に活用したいものです。

いずれにしても、個人間売買はあくまでも自己責任が原則です。そのためにも、掲載されている情報が正しいかどうか、相手に確認することも必要になってきます。連絡先が表示されていない場合には、メールで電話番号や住所・氏名を聞いて連絡してみましょう。その場合は、普通の加入電話番号を聞くほうが安心です。携帯番号だと身元が判明しないよう意図的にプリペイド式携帯型電話が使われる心配があります。住所や電話番号が偽りかどうかで、商品情報の真偽を判断する材料にもなります。相手が連絡先を教えたがらない場合には、取引を中止することが必要です。

商品の写真を送ってもらおう。

電話番号、住所、名前を聞かないとね。

きちんと対応してくれるかが、ポイントね。



マルチ商法・ネズミ講 甘い勧誘

A君あてに、友人のB君から電子メールが届いていました。電子メールをチェックしていたA君は、早速、B君からのメールを読んでみました。

「今日はA君にお金もうかる話があったので、ぜひ教えてあげようと思ってメールしました。4,000円払えば300万円もうかるという話です。本当です。まず最初に、Cさん、Dさん、EさんとぼくBの4人に1,000円ずつ送ってください。すると、A君のところに4人からレポートが送られてきます。そして、4人のうち最初の人(Cさん)を消して最後の一人を自分の名前に書き替えて、できるかぎり多くの人にメールを出してください。そうすると、どんどん現金が送られてくるので、その都度レポートを送ればいいのです。ぜひ、参加して、お金をもうけてください。 Bより」

これって、本当にもうかりそうだと考えたA君。損をしたとしても、最初に支払う4,000円だけだし、やってみることにしました。早速、4人にお金を振り込んだところ、本当にレポートが送られてきたので、B君からの指示通りにしました。今度は4人のうちの最初の人を消して最後の一人を自分の名前を書き替えて、自分の知っている人たち全員へそのメールを送信しました。次の日、A君がメールのチェックをしたところ、いつもの倍以上のメールが届いていました。

ほとんどが昨日、自分がお金もうけのメールを出した人たちからの返信で、「ネズミ講に誘うのはやめてくれ!」「もうメールを書かないでください!」「友達やめる!」といった、怒った内容のメールばかり。なぜだかわからず驚いているうちに、とても仲のよかった子さんから、「なんでこんなネズミ講のメールを送ってくるの? もう二度とメールを送ってこないでください。さよなら」というメッセージが返ってきました。

ふられてショックだったA君のもとに、さらに追い討ちをかけるように警察からもメールが...。「あなたのメールは違法性があります。事情を聞きたいので 警察署まで出頭してください」



問題の解説



A君のもとへ送られてきたメールは、ネズミ講の典型的な例です。シミュレーションしてみれば、すぐにこのシステムが不完全なものであることが理解できると思います。例えば、1人が4人ずつ勧誘という形を続けていくと、14代目には1億人という日本の人口を超え、結局は破綻します。つまり一部の会員を除き、利益を上げるどころか自らの支出した金額を回収することもできず、大きな経済的損失を被ることは明白です。このように、

次々に勧誘して子や孫にあたる会員が一定数に達すると、講の本部または子や孫の会員から、自分の支出額を上回る金額のお金を受け取る仕組みを使って、先に組織に加入した者が、後に加入した者が

らお金（有価証券も含む）を受け取る仕組みの配当組織は、「無限連鎖講」「ネズミ講」と呼ばれ、「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、開設、運営、勧誘行為の一切が禁止されています。事例のように、「先に参加した者が抜けていくシステムなので違法性はない」と説明を加えているタイプのもものありますが、組織の仕組み自体が「加入者が無限に増加すること」を前提としているのであれば、加入者が抜けても抜けなくても、あるいは、再加入を繰り返す形であろうと、無限連鎖講の防止に関する法律に違反する、いわゆるネズミ講となる可能性があります。

指導・対応例

ネズミ講を法律的に解説をしても難しい面もありますが、次のように定義をしてみるとわかりやすいでしょう。

- (1) 加入者が急速に増加するということを仮定（暗黙的な仮定を含む）している。
 - (2) 加入者に対して、加入金品以上の利益を受領できると主張する。
- という二つの条件を満たす組織が、無限連鎖講といわれるものです。

よくインターネットで見かける「1,000円を200円ずつに分けて、名簿通りに5人に送れば、1か月後には200万円以上を受け取れる」といった例で考えれば、200円ずつの送金で受領金額の総額が200万円になるならば、子孫会員が1万人になっているはずです。これは(1)に該当します。(2)の条件も1,000円が200万円という主張で合致します。ネズミ講はシステムの不完全で、加入金品を回収できないことが大半ですが、そればかりか、下記のリスクを負うことにもなります。

- (1) 名前、住所、銀行口座などの個人情報を公開することにより、それを悪用されたり、いたずらされる心配がある。また、社会的な信用の失墜を招く。
- (2) 警察に検挙され、刑事責任を追及される恐れがある。
- (3) ネズミ講文書の投稿先や掲示先で、罵倒されたり、からかわれたりする。
- (4) 加入しているプロバイダに通報され、プロバイダから警告を受けたり退会処分となる可能性がある。



これらのリスクについてきちんと説明し、ネットワークを利用していくうえで、さらに次のような点にも気をつけるように指導して、児童生徒の意識を高めていくことが大切です。

インターネット情報の信用性に注意し、うまい話は信用しない。

トラブルに合ったら、すぐに、警察、消費生活センターなどに相談する。

また、ネズミ講を誘うような迷惑メールに含まれているキーワードにも一定の共通性があるので、そういった点も一つの参考になります。「突然のメール失礼いたします」「不要でしたら削除をお願いいたします」などが代表的な例です。

情報の信憑性 うその情報にご用心

AさんがWebページを検索していると、近所のラーメン屋さんの情報を見つけました。読むと、「ラーメンに虫が入っていた」という情報が書いてありました。本当だったら嫌だと思い、友達にも話をしました。でも、みんな本気にしていないようでした。

数日後、別の友達から、「あのラーメン屋ってやばいらしいよ」という話を聞きました。よく聞いてみると、どうやら情報の元になっているのは、あの子の話のようで、いつの間にか噂が大きくなっていったのです。

数週間たって、そのラーメン屋さんが閉店したことを知りました。Aさんは、母親から「うその情報を流されたのが原因でお客さんが来なくなって閉店した」と聞き、とても恥ずかしい気持ちになると同時に、悪いことをしてしまったと後悔しました。



問題の解説

この事例は、インターネット上にある、情報を信じて友達に話したことで話が大きくなり、当事者に多大な迷惑をかけてしまったという問題です。

Webページには、事実と違う情報が掲載されていることがあります。もちろん、うその情報を流している本人が一番問題であることは言うまでもありませんが、情報を受け取る側がこのような情報を信じて第三者に伝えてしまうと、情報の発信者に荷担することになってしまうのです。さらに、「うわさ」は、伝わる過程でいろいろな情報が付加されて、あたかも真実であるかのように脚色されてしまい、いつの間にか重大な問題に発展してしまうということも考えられます。

個人の情報発信として、Webページはとても有効なメディアです。しかし、Webページの情報の中には、信じてよい情報なのかどうか、疑わしい情報が多く存在していることも事実なのです。

指導・対応例

Webページの情報は、誰にでも情報発信することができます。そのため、すべてが信頼できるものであるとは限りません。場合によっては、関連する他のページを見たり、他のメディアから関連する情報を探したり、担任や指導をしている教師に相談して信憑性を確かめる必要があります。

こうした、情報を受け取る際の心構えは、日頃の学習の中で意図的に指導しておく必要があります。

そのうえで、万一こうした情報に接することがあったとしても、その情報をうのみにしたり、第三者に真実として伝えてしまうことなく、担任や指導をしている教師に伝えるように指導しておくことが重要です。

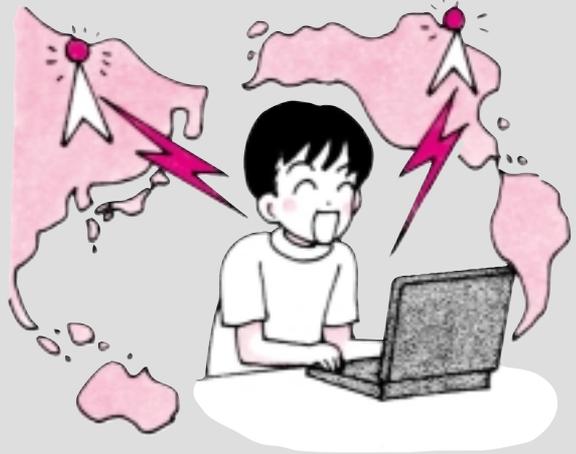


情報の信憑性 知らない間に被害者に

B君は、毎日のようにネットサーフィンを楽しんでいると、たくさんのゲームを楽しめるゲームサイトに出会いました。

そのWebページには、「無料ダウンロード」と書いてあるボタンがありました。B君は、意味がわからずにボタンを押して、夢中になって遊んでしまいました。

月末になって、電話料金の請求書が送られてきました。それを見た母親が、「国際電話をこんなにたくさんかけたのは誰！」と、すごく驚いていました。初めは、自分には関係ないと思っていたB君は、通話時間帯を見て、自分がインターネットに接続していた時間帯と同じであることに気がつきました。それでも、なぜ自分のコンピュータが国際電話を使っていたのか、わかりませんでした。



問題の解説

この事例は、ダウンロードしたプログラムが、コンピュータ内部の設定を「国際電話でインターネットに接続する」ように変えてしまったことによって起こった問題です。

ダウンロードしたプログラム自体は無料ですし、Webページを閲覧すること自体には課金されませんが、コンピュータ内部の設定を変えられてしまったために、通常の電話回線以外の回線を使用させられて、何倍もの料金を請求されてしまうのです。

インターネット上でダウンロードできるプログラムには、コンピュータの設定を動かすものも多く存在します。しかし、そうしたプログラムを無料で提供すること自体は、禁止することができません。ファイルのダウンロードやソフトのインストールについては、個人の責任において行うものとするコンピュータ社会の決まりがあり、こちらがしっかりとした知識をもち、自分で予防する以外に対処方法はありません。

こうした理由から、異常な課金については、利用者の責任であるとされ、支払いは免除されないようです。

指導・対応例

第一に、Webページにある「YES」ボタンなどを意味もわからないままクリックしてしまうと、思いもかけないトラブルに巻き込まれてしまうことを指導します。

また、無料でダウンロードさせるWebページのサイトから安易にダウンロードをして、違法行為に巻き込まれたり、必要のないメールがたくさん届くようになったりするトラブルも発生していることを知らせ、注意を促しておく必要があります。

出会い系サイトでのトラブル 偽りの自己紹介

Aさんはネットサーフィンしているうちに、今まで見たことのないページにいき着きました。『このページを通じて「オトモダチ」を作ろう！「業界初認定」と書いてあります。Aさんは好奇心で、自分の紹介を書き込みました。

その後、何通かの電子メールがAさんの元に届きました。その中で、Y子さんという女の子と意気投合し、短期間のうちにとても仲よくなりました。学級の友達にも言えない、いろいろなことも相談にのってくれました。Aさんにとってかけがえのない友達になりました。

ところが、ある日メールに「俺」という言葉が出てきたのです。「男っぽい私の真似かな？」と思って、「Y子さんには俺という言葉は似合わないから、真似しないほうがいいよ～！」とメールを送ったところ、「うるせえんだよ！」に始まる、今までではとても考えられないひどい内容のメールが来たのです。Yさんは実は男で、Aさんはずっとだまされていたのです。



問題の解説

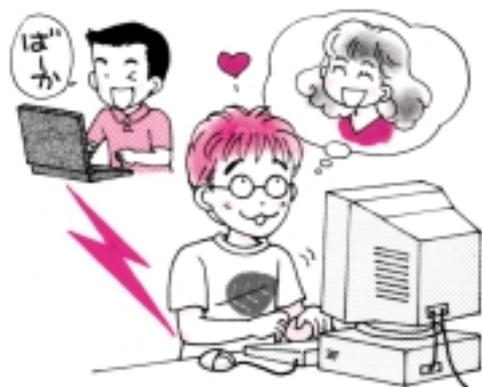
Aさんが「出会い系サイト」に自己紹介をしたところ、Y子と名のる女性と知り合いになりました。電子メールのやり取りでプライベートな内容まで書いたところ、女性と信じていた相手が、実は男性であった（ネットおかま）という事例です。

Aさんが書き込んだ「掲示板」は自己紹介を書き込むと、氏名、性別、年齢、電子メールアドレス、本人の自己紹介などが一覧になるようになっています。その掲示板のWebページにアクセスした人が、書き込みの内容を読んで、気に入った人に電子メールを送り、交流を始める仕組みになっています。

ところが、こういった自己申告された情報は、必ずしも正しい情報とは限りません。年齢を偽ることをはじめとして、自分の性別や氏名を偽ることもあります。インターネットの世界では、文字でのコミュニケーションが基本となります。そのような世界で、性別や氏名を偽るのは、場合によっては犯罪にもなります。

指導・対応例

生徒にとって、「出会い系サイト」での出会いは大変魅力的なようです。しかし、顔を合わせての出会いと違い、自己申告された文字情報を頼りに、相手を探すことに潜む危険性を知らせることが必要です。インターネット上では性別や氏名、年齢など、それが本当なのかどうかをすぐに確認することは大変難しいのです。書かれている内容をうのみにすることがないように、指導したいものです。また、書かれている内容からイメージをふくらませていると、実際は、想像と全く異なる場合が多いということを前提に利用することを知らせる必要があります。



出会い系サイトでのトラブル チャットの会話から誘い

Bさんは、「出会い」を目的としたWebページで友人を探し、電子メールの交換を楽しんでいました。ある日、「チャット*」の部屋を見つけました。そこで、見知らぬ男性と知り合いになり、日時を決めて数回チャットで会話をしました。話が進むうちに、相手の男性が、実は思ったより近くに住んでいる人だということがわかりました。

ある日、いつものように男性とのチャットが進むうちに、彼が「明日の夜 11 時に 公園で会わないか?」と誘ってきました。返事に困ったBさんは、友達のCさんに相談しました。Cさんは「なぜ夜の 11 時に会いたいのだろう?」と不審に思い、Cさんは、Bさんに「会うのをやめたほうがいいのでは?」とアドバイスしました。

怖くなったBさんは、結局会いに行くのをやめ、その後その男性とチャットをすることはありませんでした。



問題の解説

「出会い系サイト」のチャットで交流を続けるうちに意気投合し、実際に会ってみようということになったものの不審に思い、実際に会いに行かずことなきを得たという事例です。

最近では、地域限定のチャットも増加し、実際に会うための「出会い」を募るものもあります。

チャットやメール交換を続けていると、いつの間にか、相手が自分のよき理解者であるように感じてくる場合があります。しかし、このようなコミュニケーションで知ることは、その人のほんの一部分しかわからないということをおぼわすてはけません。文字で書かれたことがすべてだと思っているとトラブルになることがあります。実際に会うことは、危険性があることを認識しておく必要があります。

また、チャットでの出会いがストーカー行為に発展した事例もありますので注意が必要です。



指導・対応例

「出会い系サイト」には、結婚相手を探すもの、母校の同窓会的なもの、恋人を探すもの、年齢別のもの、出身地別のものなど様々なものがあります。しかし、生徒が興味本位で利用することで、様々なトラブルに巻き込まれる可能性のあることを知らせる必要があります。

また、一方では無責任な書き込みが他人への誹謗中傷となったり、不用意に電話番号や住所などの個人情報を書き込んでしまうことが、ダイレクトメールにつながったりすることも知らせたいものです。特に、「出会い系サイト」で知り合った見知らぬ人と不用意に会うことの危険性はぜひ指導しておきたいものです。

また、家庭においても「出会い系サイト」の特徴を知らせ、利用は慎重に行うように知らせることが大切です。

*チャット：「電子会議」とも呼ばれ、インターネット上でリアルタイムにメッセージをやり取りする会話機能。

電子メールの受信 デマ情報のチェーンメール化

ある町の公園にお笑いタレントが来る、というデマ情報が、主に携帯電話のメールを通して女子高生の間で広まりました。Aさんもその情報を友達から受け、親しい友達にもそれを教えてあげました。デマ情報と知らず、当日Aさんもその友達と一緒にその公園に行ったところ、うわさがうわさを呼び、そこにはたくさんの方が集まっていた。

警備員が出動するほどの大騒ぎでしたが、お笑いタレントはいつまでたっても来ません。周りの様子から、どうやらそれはデマ情報だったようです。Aさんがそれを理解したのは、1時間後のことでした。



問題の解説

昔からうわさがうわさを呼ぶということはありませんでしたが、インターネットを使うことによって、簡単にうわさが広まっていく、インターネットの情報網の速さを再認識するような事例です。

「～を何人の人に送ってください」という内容が、チェーンメールの定番ですが、この事例のようにそのキーワードがなくても、チェーンメールと同じ結果になってしまうこともあります。この事例では、本人は被害者意識が強く、加害者という意識は少ないと思います。また、親しい友達から来た内容については、つい信じてしまうということにも、落とし穴があります。

指導・対応例

Aさんに対して、Aさんもその情報を信じ、他の人にその情報を伝えているということで、被害者であると同時に、加害者にもなっていることを認識させる必要があります。

基本的には「～を何人の人に送ってください」などのチェーンメールが来たら、他の人には送らずに、削除させます。中には「チェーンメールを止めてしまうと不幸がおとずれる」というような、相手を脅迫するような内容のものもありますが、その内容をうのみにせず、勇気をもって削除していく態度を育てます。

また、ウイルス情報などのチェーンメールもそうですが、その情報が正しいものかどうかを冷静に判断する力も要求されます。また、他の人に送信するときには、自己責任がはたらくことも認識させ、自己責任のもとに発信させる指導が必要です。



電子メールの受信 スпамメールの対応

ある日、Aさんから担任の先生が、電子メールに関して相談を受けました。それは、「最近なぜか、私のところに、いろいろなところから広告や勧誘、アダルトサイトの宣伝などの電子メールが大量に送られてくるようになってしまったので、どうしたらよいか困っています」との内容でした。

Aさんの話を聞いていくと、以前、ある広告のダイレクトメールが来たとき、「今後このメールが不要なときは件名に“不要”とかいて返信してください」とあったので、そのようにして返信をしてから多くなったということがわかりました。



問題の解説

不要な広告、勧誘、アダルトサイトの宣伝など、受信者のところに勝手に送られてくるゴミのようなダイレクトメールのことをまとめてスパムメール*とといいます。このようなスパムメールが来たら、通常は応答せずに削除してしまえばいいのですが、この事例のように、そのメールアドレスが実際に使われているのかを確認するためのメールがあります。

なぜこのようなことをするのかと言うと、このようなスパムメールを出す人はいろいろなところからアドレスを収集し、相手かまわず送信するわけですが、そのアドレスが実際には使われておらず、戻ってきてしまうことが結構あるからなのです。

もし、このようなスパムメールに応答してしまうと、そのアドレスが実際に使われているという証拠になってしまいます。そして、今回の事例のようにいろいろなところからダイレクトメールが来てしまうわけです。

指導・対応例

スパムメールの典型的な例では「突然のメールをお許してください」とか「このメールが不要ならば捨ててください」などの一文がありますが、このようなスパムメールにはやたらに返信しないように、また、「不要の方はこのまま返信してください」などのメッセージがあっても、返信しないように指導する必要があります。

Aさんのように、もし返信してしまい、大量に来るようになってしまったときは、プロバイダサポート窓口にお問い合わせたりするなどの対策をとる必要があります。

スパムメールには、やたらと返信してはいけないと教わったわ。



* スпамメール：広告などほとんどの受信者にとって不要な情報を広範囲に電子メールで送りつける行為。

* メールボム：個人に大量の電子メールを送りつけ、通常の電子メールを受け取れなくさせたり、電子メールサーバのシステムを使えなくさせる行為。

(2) Web ページ作成・電子メールの発信に関する問題事例と指導例

著作権 法律違反になりますよ

A子さんは今日、学校の授業でWebページの作り方を習いました。家に帰り、早速、学校で習ったことを思い出しながら、初めてのWebページ作りに挑戦し、何とか自己紹介の文章だけホームページに公開することができました。早速、友人たちにホームページを開設したよと宣伝をしてみました。友人たちからは「A子のホームページは文章しか書いてないからつまらない」という感想しかもらえません。

そこで、A子さんはみんなに見てもらえるようなおもしろいページにするために、雑誌からタレントの写真やキャラクターの画像をスキャナーで取り込むやり方を覚え、ホームページにはり付けることにしました。画像をたくさんはり付けて、ホームページも無事に完成。友人たちからは、前よりもずっとおもしろいページになったという感想をもらうことができました。

何日かして、A子さんあてに、知らない人から次のような電子メールが届きました。「あなたのホームページ楽しく見せてもらいました。ところで、ホームページに掲載してあるタレントの写真は、どこから入手したのですか？ ホームページの画像素材として、許可を受けたものであれば問題ありませんが、許可を受けたものでないならば、それは法律違反になりますよ」

雑誌から写真や画像をスキャナーで取り込んだA子さんは、当然、許可をもらっているはずもなく、このメールを見て、すっかり不安になってしまいました。



問題の解説

Webページを作成するときには、素材となる画像やアニメーション、写真などをインターネットのサイトからダウンロードしたり、雑誌をスキャナーで取り込んではり付けるなどして使う場面が多いと思います。そういう素材はすべて著作物であり、その素材を作った人が必ずいるので、Webページ上での利用にあたっては、著作権者から許諾をもらうなどの権利処理（著作権者から許諾をもらう）が必要となります。

A子さんの使った素材は、許可を受けて使っているわけではないので、この事例は、著作権侵害のケースにあたります（具体的には著作権の中の複製権と公衆送信権の侵害にあたるケースです）

著作権法では、私的使用を目的とした複製（30条）や、教育目的の複製（35条）は無許諾で行っても著作権侵害にあたらないという条文があります。しかし、これらに該当するのは、個人的・家庭内

に限った範囲であること、学校その他の教育機関内での教育活動に限った範囲であるというように、極めて限定された狭い範囲での使用に限るという条件が付きまします。今回の事例の場合は、学校内での活動ではなく、またインターネット上で不特定多数への公開は、私的使用の範囲を超えてしまうので、30条や35条のような例外規定が適用されるケースにあたりません。

また、複製の権利と同様に「著作物を公衆に対して送信する権利」（公衆送信権）も著作権には与えられていて、事例のようにインターネットなどネットワーク上で公衆からのアクセス可能な状態にする場合は、複製権だけでなく、公衆送信権に対する配慮も必要となります。

つまり、事例におけるA子さんの行為は、著作権（複製権と公衆送信権）の侵害にあたり、権利者の告訴によっては最悪「3年以下の懲役、または300万円以下の罰金」の刑事罰が科せられることもあります。



指導・対応例

Webページ制作という機会を利用して、権利処理の活動をやってみる（やらせてみる）ことも、指導の一例として考えられます。利用対象、利用目的、利用態様、利用期間などを明確にして、権利者に対して許可をお願いするメールを書かせたり、文章を考えさせたりして、権利処理の交渉の活動を

実際に体験させます。それによって著作権法上の権利関係の理解もより一層深まります。

また、インターネットには、無料で利用できる素材をアップロードしているサイトが多くあります。そのような素材を集めたCD-ROMもたくさん発売されていますので、まずはそれら著作権フリーの素材を利用するところから、段階的に始めていく指導法も考えられます。



プライバシーの侵害 勝手に友達の情報公開すると

A君はおもしろ半分で、出会い系サイトの掲示板に「私は高校生の女の子です。つきあってくださる方を募集します。連絡ください。」と、クラスメートであるB子さんの氏名・学校名・携帯番号を彼女に無断で書き込みました。

それから間もなくして、B子さんの携帯にはいたずら電話やメールが相次ぎ、学校の校門付近では、B子さんのことを尋ねる不審な男性も現れ、大変な騒動になってしまいました。



問題の解説

この事例は、A君がB子さんに無断で、個人情報を出会い系サイトの掲示板に書き込んだ結果、B子さんのもとにいたずらメールが来たり、学校にまでストーカーまがいの人が現れる事態となり、B子さんが恐怖を感じるまでに至ったプライバシー侵害事例です。

そもそもプライバシーとは、個人の私生活に関する情報のことや、それを勝手に他人に知られたり、見られたりしない権利をいいます。それらの情報とは、氏名・年齢・住所・性別・電話番号・学校名・クラス名、趣味・嗜好などのほか、人種及び民族、門地及び本籍地、信教、政治的見解及び労働組合への加盟、保健医療及び性生活などです。

インターネットの掲示板などでは、簡単に他人になりすまして個人情報を公開し、人に迷惑をかけた被害をもたらしたりすることがあります。今回のように、いたずら心で他人の個人情報を勝手に書き込んだ側に、罪の意識がほとんどないことも問題です。A君の行為は、B子さんに関する個人情報を本人の意思に反して、世界中の人に公開したことにもなります。これらの行為は、B子さんに甚大な被害をもたらすもので、多くの場合、A君の犯罪となります。

指導・対応例

これから児童生徒たちが、Webページや電子メール、掲示板などを利用していくことになります。ただインターネットの世界には、善良な市民から犯罪を犯している悪い人までいろいろな人がいますので、児童生徒が被害にあう可能性があります。さらにこうしたいたずらをするので、子どもたちが犯罪を犯すことにもなるのです。このようなプライバシー侵害事例は、いくら子どもがいたずらでやったことでも、社会において許されるものではありません。いろいろな人がいるインターネットでのコミュニケーション（電子メール、掲示板、チャットなど）では、現実社会以上に注意が必要であることを、十分指導することが必要です。さらに人に迷惑をかけないために、守らなければならないマナーがあることを理解させる必要もあります。

プライバシーの侵害 個人情報公開は慎重に

花子さんはチャットで知り合った太郎君からのメールで、「お父さんやお母さんの名前や住所、電話番号を教えてください」と頼まれました。花子さんは、いつもチャットで会話をしている太郎君からの依頼なので、なんの戸惑いもなく、家族についての個人情報をメールで教えてしまいました。

それから、花子さんの自宅には、ダイレクトメールや勧誘電話がしつこくかかるようになりました。



問題の解説

この事例は、太郎君（実は悪意をもった大人）が、チャットで親しくなった花子さんから家族に関する個人情報を巧みに聞きだし、その情報を悪用した事例です。インターネットではこのように年齢を偽り、大人が子どもになりすますことは容易にできます。花子さんは、太郎君が実は悪意をもった大人だとは、全く気づきませんでした。

今回流出した花子さんの家族に関する個人情報が、データとして売買されると、その情報流出を止めることができなくなってしまいます。住所や電話番号が特定できるので、花子さんの家族が留守をしている間に、泥棒に入られるというような犯罪に、流出した個人情報が使われる可能性も出てきます。



指導・対応例

インターネットの世界には様々な人がいます。チャットで知り合った人がよい人かどうかはわかりません。不用意に名前、電話番号、住所などの個人情報は出さないようにしたほうがよいでしょう。もちろん家族の情報はさらに慎重に扱うべきです。掲示板やチャットで知り合った人から、家族の個人情報を聞かれた場合は、必ず家族に相談し、勝手に情報を公開することは避けるべきです。

相手の素性が不確定なときに不用意に個人情報を公開すると、悪用されたり犯罪に巻き込まれたりする事例があることも指導します。家族の情報といえども勝手に公開すると、プライバシーの侵害となることも理解させましょう。

誹 謗 中 傷 おもしろい情報を集めたら

A子さんのクラスでは地域の紹介に取り組むことになり、A子さんはお店紹介をしようといういろいろな人に近所のお店の裏話を聞いて集めました。その中に、「今、衛生的で有名な 寿司店は10年前に食中毒を出してしまったが、その後は衛生に気を配り今のようなお店を作った」ということがあったので記事にしてホームページにまとめました。

数日後、 寿司店から学校に抗議の電話があり、店のお客さんが減ってしまうので、すぐに訂正してほしいとの要望がありました。



問題の解説

この事例は、お店の評判を落とすような話題を取り上げてしまったことにあります。衛生的なお店の裏話としておもしろいと思ったにしても、お店としてはあまり知ってほしくない「食中毒を出してしまった」ということを書いてしまったということで、

【誹謗】ひぼう.....そしること。悪口を言うこと。

【中傷】ちゅうしょう...無実のことを言って他人の名誉を傷つけること。(広辞苑より)の誹謗にあたります。

事実ではないことを書いてしまう【中傷】については、その理由も理解しやすいと思われませんが、たとえ事実であっても人が困るようなことを書いてしまうこともいけないのだということに気づかせる必要があります。特に、ネットワーク上に流した情報は、日常生活と比べてその伝わる速さと範囲が大きく異なることに気づかせることが大切です。



指導・対応例

情報の公開をやめてほしいという申し出があった時点で、早急に公開を取りやめることが第一の対処と考えられます。公開に至った経緯などを説明し、状況によっては謝罪をする必要がありますが、公開を続けたままでは理解を得るのは難しいことが多いようです。

公開をしたA子さんには、お店から抗議があったことを伝え、そのために公開を取りやめていることを説明する必要があります。

お店の裏話として、まとめた時点では悪意はなくそのお店の紹介をすることにあっただとしても、そのことで困る人が出てしまったという事実を元に、情報を伝える側の責任について、児童生徒が考える場をつくる必要があります。それを意図と違う受け止め方をされてしまったときには、伝える方法を工夫する必要があるという観点での指導も必要です。

誹 謗 中 傷

教室の中のいたずらが広まってしまう

Aさんが調べ学習をしている中で、お互いに質問をし合う掲示板がありました。そこを見ていると、同じクラスのBさんが質問を書いていた。ちょっと離れた席にいたので、すぐに返事を書いてみました。すると、Bさんからも返事があり、教室の中で掲示板を使った会話が始まりました。その中で、今日の休み時間にけんかしたCさんのことを書いてしまい、Bさんもけんかしたことがあり、Cさんの悪口が続きました。

他のクラスでも、調べ学習の時間に同じ掲示板を見た子がたくさんいて、Cさんの悪口が学校中に広まってしまうました。



問題の解説

同じ教室の中で、時を同じくしていると、ネットワーク上では他の人の存在を見失い、周囲への配慮がなくなってしまうために、安易に悪口を書いてしまった問題です。

ネットワーク上のコミュニケーションに慣れてくると、次第にその存在を意識しなくなり、日常の友達との会話に近いやり取りが出てきます。その中で、このような事例は生じやすくなってきます。

ネットワーク上のコミュニケーションでも、日常と同じく人の気持ち・立場を考えていくことが必要だという点から指導を始めることが必要です。そのうえで、ネットワーク特有の課題として、その広まり方の違いを取り上げ、影響力の大きさを意識させることで責任の重さを知り、責任ある行動をとるような意識づけをしていくことが大切です。

指導・対応例

コンピュータ室にいるすぐそばの友達から返事がくることから、教室内の会話、それも画面上にいる友達とだけ話をしている感覚になってしまうのですが、インターネット上では、教室の中も外も、海外にまでも同じようにつながっていることを知らせることが必要です。また、本人にとってはクラスの中での内緒話のつもりでも、インターネット上の掲示板は、多くの人の目に触れたり、日常の友達との会話と比べものにならないほど、広く、速く伝わってしまうことにも、気づかせなくてはなりません。

また、掲示板に書いてしまったことへの対処として、名前を書かれてしまった本人にきちんと謝罪をすることはもちろん、管理をしている人にも謝罪をし、書き込みを消すような手続きをさせることも必要です。

発達段階にもよりますが、教師がすべてを対処してしまうのではなく、掲示板にいたずら書きをしてしまった本人（あるいはそのグループ）に対処をさせることが大切です。特に、教師が仲立ちに入ることがあっても、謝罪をすることや掲示板の設置者と連絡を取るなど、自分の手で取り組ませたいものです。



個人情報の流出 盗まれた個人情報

A君は、自分の趣味であるゲームのWebページを検索エンジンで調べていました。あるページを見ていると、会員募集のお知らせがあり、どうやら会員になると、ゲームの最新情報が手に入ると書いてあります。A君は迷わず、その場でWebページ上から会員登録をしました。

そして、2週間ほどたつと、セールスを目的としたダイレクトメールや、わいせつな画像を含むいたずらメールが送られてくるようになりました。

ダイレクトメールが
たくさん届くよ。



問題の解説

この事例は、A君がWebページ上で登録した個人情報を、Webページの管理者が名簿業者などに売るなどした結果、全く別の企業からセールス目的のダイレクトメールや嫌がらせまがいのメールがA君のもとに届けられたものです。

個人情報とは、「個人に関する情報で、直接その情報により、またはそれらを組み合わせることによって、特定の個人を識別できるもの（下表参照）」で、最近、この個人情報が意図的に転売されたり、悪用されたりして、個人情報の漏洩が問題になっています。

情報社会の経済活動において、私たちの個人情報は、販売戦略のための重要な情報源になっています。つまり、個人情報には財産的価値、経済的価値があるのです。本来は個人情報を厳密に管理すべき事業者から顧客の個人情報が売られたり、不正アクセスにより個人情報が盗みだされるケースも後を絶ちません。

<子どもたちに関係する個人情報項目例>

基本的な情報	名前（家族の名前）、住所（郵便番号）、電話番号（FAX、携帯、PHS番号）、性別、顔写真、年齢、国籍、出身地、電子メールアドレスなど
生活・社会における情報	家族構成、家庭状況、居住状況、通っている学校名（学校の住所）、学校の出席番号、成績、学歴、趣味、保護者の職業・勤務地など
経済活動における情報	預金額、取引銀行名、口座番号（暗証番号）、クレジットカード番号、保護者の資産・預金・借金などの金銭にかかわる情報全般、プロバイダに接続する際のパスワードなど

指導・対応例

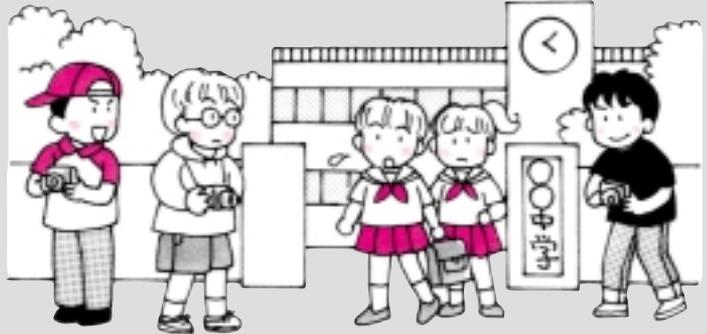
インターネット上から個人情報が流出する事例を見ていくと、アンケートページ、懸賞のページ、通信販売などの電子商取引、会員登録のページなどがあげられます。これらのページから個人情報の流出を防ぐ最大の防衛策は、自分の個人情報を一切提供しないことに尽きます。

しかし、これではインターネット上の利便性が半減してしまいます。すべてのアンケートや懸賞などのページが悪いというわけではありません。家庭には、保護者の監督下でアンケートの目的がはっきりしていることや、責任ある企業が主催しているという判断基準を伝えるのもよいでしょう。学校では教師の指導のもとで、教育上どうしても必要と考えられるとき以外は、個人情報を提供することは避けるべきです。

個人情報の流出 誤解を招いた個人情報

人気アイドル歌手と同姓同名のCさんの学校では、授業でWebページを作成することになりました。Cさんは、自己紹介と趣味のお菓子作りについてのページを作成し、インターネット上に登録しました。

そして数日後から、いく度となく不審な男を校門の所で見かけるようになりました。どうやらその男は、他の生徒に声をかけて、Cさんを探しているようです。



問題の解説

この事例は、ある男がアイドル歌手の名前で検索をかけたところ、Cさんの学校のWebページがヒットしたため、アイドル歌手がその学校に通っているのではないかと思い込み、学校まで来て待ち伏せをしていたというものです。

ひとたびインターネットに流された情報は、世界の津々浦々にまで伝達されてしまいます。もし集められた個人情報が悪意をもって利用されたとしたら、「個人の自由な生活」まで脅かされてしまいます。情報の受け手は、必ずしも信用できる相手とは限らないのです。

Webページ上に個人情報を載せることにより、犯罪行為を誘発したり、子どもたちに悪意をもって接近することを目的とした電子メールなどが送られてきたりする危険性があります。実例としてはいたずら電話が多数かかってきたり、家の近くを不信な男が徘徊するなど、ストーカー行為に及ぶ事件も多数おきています。電子掲示板においても、誰かが当人になりすまして、取得した個人情報をういた嘘の書き込みが犯罪行為に結びついたりすることもあります。

よい人ばかりが見ているとは限らないね。

自分の情報を、やたらとWebページ上に載せてはいけないのね。



指導・対応例

Webページ上に、住所や名前、電話番号、写真、電子メールアドレスなどの個人情報は出さないように指導します。組み合わせたりすることで、住んでいる所が推測できるような記述についても注意が必要です。

さらに、多くの人が書き込んでお互いの意見を交換し合える電子掲示板へも、同様の理由により個人情報は書かないように指導します。

電子メールの発信 いたずら発信

昼休み、A君がコンピュータ室で海外の友達に電子メールを書いていたところ、A君の友達4人が来て、メールを打っているA君を押さえました。そのうちの1人がA君の名前で、ひわいな言葉をたくさん書き並べて、クラスのメーリングリスト上にそれを送ってしまいました。

それを見たクラスの女の子たちが、A君に抗議をしたところ、A君は強く否定しました。しかし、発信元の記録はA君になっていたため、いくら否定をしても信じてもらえません。



問題の解説

電子メールによる友達同士のいたずらは、十分に予想されます。メールを使った単純ないたずらは誰がやったのかすぐわかりますが、この事例のように、必ずしも発信者が加害者とはいえないこともあります。もっと悪質になると、設定を変え、他の人になりすましてメールを出すこともできます。こうなると確認が面倒なことになります。

このようななりすましや、フリーメールの利用など、電子メールでの匿名性が高くなってくると、加害者が特定できない安心感から、いたずらや誹謗中傷、ストーカー的なメールも多くなってくるといえます。

指導・対応例

この事例の場合は、まずA君に事情を聞き、A君かどうかの確認をします。その後A君の友達、周りにいた生徒から事情を聞きます。A君の友達がいたずらを認めたら、A君に対する謝罪をさせて、4人の生徒に対する指導をします。それだけではなくA君の名誉を回復させるため、4人にいたずら書きをしたメーリングリスト上で謝罪をさせることも必要です。

電子メールに限らず、情報発信における問題事例は、いたずらによる確信犯的なものが大変多いのです。パソコン上でいとも簡単にできてしまうので、事の重大さが認識できず、遊び感覚でやってしまうことも多いようです。

いたずら半分で行ったことも、人の名誉を傷つけた場合には犯罪になってしまうことを、授業を通して十分に指導していく必要があります。



電子メールの発信 メールバトル

A君はインターネットを通して、自分の趣味にあった、あるグループが主宰しているところの会員になりました。

そこでは主にメーリングリストを使って交流をしていましたが、あるとき、その会員のひとりとメール上で言い争いになってしまいました。

初めは双方の考え方の違いによる争いだったのですが、メーリングリストの他の仲間からも双方を支持する発言があったので、次第に言い争いがエスカレートし、最終的にはお互いを誹謗中傷するような内容になってしまいました。

こうなると今まで双方を支持していた人たちからも非難されるようになり、結局はその会から脱会することになってしまいました。



問題の解説

この事例での問題点は大きく二つあります。一つは感情がうまく伝わらない電子メール特有の問題と、もう一つはメーリングリスト上でのマナーです。

電子メールによるやり取りは、電話のような直接のやり取りではないため、感情が伝わりにくいという短所があります。また、手紙よりも気軽に情報交換できることから、口語調になることも多く、言葉の行き違いから誤解が生じやすいともいえます。このことは、メーリングリスト上ではなく1対1での電子メールのやり取りでもおこりえることです。

また、この事例はメーリングリスト上でおこっています。メーリングリスト上のマナーはいくつかありますが、その例をあげると、そのメーリングリストに関係のない話題は控える、とか、特定の個人にしかわからない情報交換は控える、などがあげられます。この事例では、初めはそのことを守っていますが、後半はメーリングリストの話題とは関係のない、個人間の誹謗中傷合戦になっており、マナー違反をしているといえます。

指導・対応例

電子メールの特性やメーリングリスト上でのマナーについては、具体的な事例をあげながら指導しておく必要があります。特にメーリングリスト上でのトラブルは、多くの人の迷惑となることを理解させておく必要があります。

万一、当事者になってしまった場合には、再度冷静に自分を振り返らせ、素直に反省をさせて、メーリングリスト上に謝罪のメールを流させることも必要です。

(3) セキュリティに関する問題事例と指導例

なりすまし 他人の名前で

ネットサーフィンを楽しみながら、おもしろそうな掲示板を見つけては、書き込みをしていくのが日課になっていたA君。ある日、友達を募集するための掲示板を見つけました。A君は、冗談半分に、友達のB君の名前とメールアドレスを使って、「友達になってください」と書き込みをしてしまいました。

その直後から、B君のところには、B君にとって身に覚えのないメールが、たくさん届くようになってしまいました。



問題の解説

この事例は、A君が友達のB君の名前とメールアドレスを使って、B君になりすまして書き込みをしたことでおこってしまった問題です。インターネットでのコミュニケーションは、顔を合わせたコミュニケーションに比べて、本人を特定することが難しく、他人になりすますことが簡単にできます。

最近、子どもたちの間では、インターネット上での気軽なコミュニケーションの場として、様々な掲示板やチャットのサイトが人気を集めています。こうしたところに、他人の名前や性別、メールアドレスなどを勝手に使って書き込みをするという事例が見られます。その原因は、ちょっとしたいたずら心からというものあれば、相手を困らせるための手段としてやるというものまであり、場合によっては社会的な問題にまで発展することもあります。

指導・対応例

他人の名前や個人情報を勝手に使うという問題は、インターネット上での問題に限ったことではないことを、自覚させる必要があります。そのうえで、インターネット上では、本人を特定することが難しく、他人になりすますことが、簡単にできてしまうことを知らせておくべきでしょう。自分の名前が勝手に使われていた場合を想定して、どうするか考えさせることで、他人の名前を使うことの問題点に気づかせたいものです。

一方で、自分の個人情報をむやみに他人に教えないという心構えが大切です。子どもたちの間では、メールを送り合うだけの友達「メル友」をつくりたがる風潮がありますが、安易にメールアドレスやその他個人情報を教えないよう気をつけさせたいところです。



なりすまし 母親になりすましてショッピング

Cさんは、インターネットでウィンドウショッピングをするのが大好きです。あるとき、前から欲しかった服が、インターネットで買えることを知りました。いつもなら、見るだけで満足していたのですが、この服だけは、欲しくて欲しくて仕方がなかったのです。そこで、無断で母親の名前とクレジットカード番号を使って、購入の申し込みをしてしまいました。

数日後、商品が届きましたが、Cさんは、家族には黙って受け取りました。

月末に、クレジットカード会社からの請求を見た母親は、身に覚えのない請求に驚き、カード会社に連絡して大騒ぎになってしまいました。



問題の解説

この事例は、Cさんが、家族の名前やクレジットカード番号などを使って、インターネット上で買い物してしまったことで起こった問題です。たとえ家族であっても、本人以外の人間が名前やクレジットカードを使うことは許されません。

インターネットショッピングは、家庭にいながらにして買い物ができるので、とても便利なシステムとして注目されています。しかし一方では、その気軽さのために様々なトラブルや犯罪行為といえるようなものが発生していることも事実です。

インターネットショッピングサービスを提供している企業・団体などでは、こうした行為を防ぐために、様々な対策をとっているようです。しかし、インターネットの匿名性から、現状としては完璧といえるシステムはなく、最終的には個人の良心に委ねられているところが大きいのです。

また、この他の事例として、代金後払いで他人の名前で商品を注文し、買った覚えのない商品を送りつけるという悪質ないたずらもあります。

指導・対応例

インターネットショッピングの仕組みを理解させたうえで、本人にことわらずに名前やクレジットカード番号などを勝手に使うことは、たとえそれが家族のものであっても、犯罪的行為であることを認識させる必要があります。

逆に、自分のところに身に覚えのない商品や請求書などが届いた場合には、商品には手をつけず、インターネットショッピングサービスを提供している企業・団体のサポートセンターやカード会社に連絡して、事情を説明することで支払いをやめることができます。

また、こうした行為を防ぐために、保護者にも注意を喚起する機会をもつことが重要です。



不正アクセス 外部サーバーへの攻撃

パソコン部員のA君は、書店でクラッキング（ハッキング）の本を購入しました。クラブ活動中に、その本に紹介されていたクラッキングツールをインターネット上からダウンロードし、本に書いてあった解説通りに、外部のサーバーに対して攻撃を試みました。

その後、攻撃を受けたサーバーの管理者から学校に、アクセスログがメールで送られ、心当たりの生徒がいないか調べてほしいという問い合わせメールが届きました。



問題の解説

書店に行けば、パスワードを盗んだり、他人のコンピュータに侵入する方法が書かれた本が簡単に入手できます。コンピュータの専門的な知識に興味をもった生徒は、マニアックな知識に引かれます。

サーバーに侵入したり、データの破壊、データの改ざんをする方法が、懇切丁寧に書かれていることから、特別な知識がなくても、簡単に他人のサーバーに侵入したり、データ破壊をすることが可能です。

また、セキュリティに関する知識と攻撃に関する知識は表裏一体であるため、セキュリティのチェックについての勉強をしているつもりが、知らず知らずのうちに他人のコンピュータを攻撃していたということもありえます。

コンピュータの勉強をはじめ、少し詳しくなった生徒が興味本位にクラッキングをしてしまうということも考えることですが、ハイテク犯罪防止法により、クラッキングも立派な犯罪となります。また、他人のコンピュータへの不正アクセスやシステムダウン、データ消去、改ざんなどは、そのコンピュータの利用者に大変迷惑をかけ、大きな損害を与えることもあります。

指導・対応例

不正アクセスの指導は、日常モラルの話にたとえながら、指導することが有効です。

パスワードの不正使用のたとえとして、他人の鍵を拾っても、それを使わない。

すぐにはずせる鍵があっても、勝手に開けない。

など、日常の生活で当たり前前に守っていることを例にあげ、考えさせることで、他人のコンピュータにアクセスすることにためらいの気持ちを感じさせるように指導します。

また、クラッキングをして得意がっている生徒には、クラッキングは特に難しいことではなく、誰でもできることであり、本当の専門家はそのようなことをして得意がらないということを教えます。外部のサーバーに不正アクセスをし、被害者が警察に通報したり、損害を与えてしまった際には、窃盗、器物破損などの対応と同じようになります。

学校の授業中やクラブ活動中に行ってしまった場合は、学校が責任を追及される可能性があります。

インターネットを使うに際してクラッキングが犯罪行為であり、それがどのような被害を与えるかについて事前に指導をしましょう。そして、生徒を犯罪者にしないようにすることが大切です。

不正アクセス 他人のパスワードの不正使用

ある日、A君は、B君が会員制のオンラインゲームのパスワードをノートにメモをしているのを見て、B君のパスワードを知ってしまいました。

A君は軽い気持ちでC君やD君にそのパスワードを教えました。

B君は自分のIDで、誰かがゲームに参加していることに気づき、ゲームサイトの主宰者に問い合わせました。

数日たったある日、警察から「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に触れたとして、A君とC君は警察署に来るようという連絡がきました。



問題の解説

パスワードの重要性についての各々の認識の不足に問題が発生した事例です。

この事例にはポイントが3つあります。

B君のパスワード管理の問題

A君がパスワードをC君に教えたことについて（不正アクセス行為の禁止等に関する法律 不正アクセス行為を助長する行為の禁止 第4条に触れる行為）

他人のパスワードを使用することについて（不正アクセス行為の禁止等に関する法律 不正アクセス行為の禁止 第3条に触れる行為）

指導・対応例

（1）パスワード管理の問題について

B君は、他人が容易に見ることができるノートにパスワードを書いていたことから、パスワード管理の仕方に問題があったといえます。システムのどれだけ強力な防御策をとっても、人間の管理の仕方が甘いと何の効力もなくなってしまいます。

財布などを出しっぱなしにしておかないなどの身近なたとえを用いて、パスワードの重要性について認識させ、きちんと管理することの大切さを指導する必要があります。

（2）他人のパスワードを教える行為について

A君がパスワードをC君に教えた行為は、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」の（不正アクセス行為を助長する行為の禁止）第4条に触れます。利用権を持っている人以外にパスワードなどを教えることは、泥棒行為を手伝うことになるのと同じことだと指導する必要があります。

（3）他人のパスワードでアクセスする行為について

他人のパスワードを使って、アクセスすることは「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」の（不正アクセス行為の禁止）第3条に触れます。

不正アクセスは他人の鍵で他人の家に入り込むことと同様であることを理解させ、他人のパスワードでログインすることに、ためらいの気持ちを感じるよう指導する必要があります。

コンピュータウイルス いつの間にか加害者に

災難はある日突然にやってきました。Aさんがいつものようにメールチェックをしていたところ、「あなたのメールにウイルスが添付されています！」というメールがたくさん届いているのです。Aさんは慌ててしまい、何がなんだかわからなくなりました。深呼吸して、落ち着いて読んでみると、自分がML（メーリングリスト）に投稿したメールに、どうもコンピュータウイルスが添付されていたらしいのです。

Aさんが気づかないうちにコンピュータウイルスに感染し、知らないうちにMLを通じて、多くの人にコンピュータウイルスをばらまいてしまっていたのです。



問題の解説

この事例は、知人からのメールに添付されていたコンピュータウイルスのファイルを開いてしまい、自分のパソコンが感染したことに気づかずにいたのです。そして、そのウイルスは、メールに自動的に添付される種類のものでした。そして、ウイルスに感染したコンピュータからMLに投稿したことで、多くの人にコンピュータウイルスをばらまいてしまい被害を拡大させたという事例です。

IPA（情報処理振興事業協会）によると、平成12年1年間のコンピュータウイルスの届け出は、1万1千百件と前年の3倍以上に増加しています。特に、電子メールを悪用して広まるウイルスが増加しており、12月では全体の8割以上に達しています。

コンピュータウイルスは、個人のパソコンに影響を与えるだけでなく、ネットワークを介すことで短期間の間に世界中に伝わり社会に深刻な被害を与えます。例えば、最初の被害者が送ってきたメールが数万通一斉に流れてしまい、多量のメールの負荷にメールサーバーが耐えきれずダウンすることもあります。コンピュータウイルスに対して、情報収集を行ったりウイルスチェックソフトをインストールしておくなど日頃から危機意識をもたせることが大切です。

指導・対応例

コンピュータウイルスの特徴や、どのような被害を与えるのかなど基本的な知識を身につけさせることが必要です。特に、メールの添付ファイルで感染するケースが増加しているため、以下のことを指導する必要があります。

見知らぬ相手先から届いた添付ファイルには特に注意する。

知り合いから届いた、どことなく変な添付ファイルにも気をつける。

添付ファイルは不用意に開かない。

また、コンピュータウイルスに対する危機意識を育て、定期的にコンピュータウイルス対策ソフトによるチェックを行うなど、感染しないための対策を日頃からとるように指導します。また、感染したらワクチンソフトなどを使って駆除するとともに、被害を拡大させないようにすることの重要性を理解させることが大切です。

コンピュータウイルス デマ情報に注意

Aさんがメールチェックをしていたところ、「重要 ウィルス警告!!! 気をつけてください。誰かが『JOIN THE CREW』という件名の電子メールを受け取りました。ウィルスは彼のハードディスクドライブの中身を消してしまいました。この件名のついたメールは開かないでください。あなたの知人すべてにこの電子メールを送ってください」と書いてあるメールに気づきました。Aさんは、これは大変なことだということで、すぐに、ML（メーリングリスト）や知人にこの内容を転送しました。

ところが、今度は「あなたは、デマメールをチェーンメール化させている」という抗議のメールが、Aさんのもとに次々と舞い込み、Aさんは途方にくれてしまいました。



問題の解説

コンピュータウイルスに対する「警告メール」が届き、Aさんは多くの知人に警告メールを転送しました。ところが、このメールはデマメールで、結果チェーンメールとなり迷惑になってしまったという事例です。

この場合のデマメールは、実際には存在しないウイルスなどについて危険だから注意するようとか、多くの人に転送するようになると警告するメールのことです。メールの最新の情報を広範囲にすばやく伝達できる利点を悪用し、不安をあおったりチェーンメール化することでシステム自体へ影響を与えることもあります。「情報の出所を確認し、怪しい情報は他人に安易に流さない」ことが大切です。

指導・対応例

コンピュータウイルス関連のデマメールには様々なものがあります。その特徴をあげると

有名な企業や組織からの警告文であると書いてある。

「できるだけ多くの知人に転送してください」など、転送を促す内容になっている。

タイトルに「ウイルス警告!」などの注意を引く言葉を使用している。などがあげられます。



このような内容のメールは、デマメールである可能性が高いので、メールを受け取ったら転送しないことがまず大切です。そして、メールの出所の確認をします。差出人の名前が書いてないものなどは、ほとんどがデマと考えてよいでしょう。さらに確認のためにウイルスデマ関連サイトで情報を収集するのもよいでしょう。

とにかく、メールを安易に転送しないように指導することが大切です。

(4) 人間関係や心身の健康に関する 問題事例と指導例

人間関係の希薄化 ネット中毒

A君は、みんなからゲームおたくと言われるほどゲーム好きで、毎日夜遅くまでゲームに熱中するあまり、遅刻も大変多い生徒です。最近では、インターネットに夢中になってしまい、夜明けまでインターネットをしているようで、学校も休むようになってきました。

学校に来ても、次第に友達を避けるようになり、ついには学校に来なくなってしまいました。今では昼夜が逆転し、友達とも接触せずに、家の中にひきこもるようになってしまいました。



問題の解説

インターネットが普及する以前、家庭用ゲーム機が世の中に出回った頃から、ゲームに熱中するあまり、仮想現実の世界にのめり込んだり、人間関係が希薄化してしまうことは懸念されていました。

そして、インターネットが普及するようになった現在では、他の人と直接、接しなくてもいろいろな情報がいながらにして手に入るようになってきました。家庭用ゲーム機とは違い、直接ではありませんが、インターネットを通して人とコミュニケーションをとることはできます。しかし、直接、人と接することが苦手な人は、無理に人とのコミュニケーションをもたなくてもすんでしまうわけです。このA君の場合がまさにその例です。

指導・対応例

人とのコミュニケーションに問題があってインターネットにのめり込んだのか、インターネットにのめり込んだから人とのコミュニケーションが煩わしくなったのか、また、A君が学校に来なくなってしまった直接の原因がインターネットなのか、他に原因があるのかなど、よく調べてから慎重に対応する必要があります。



一般的には、パソコンを通して自分だけの世界にのめり込むことは、心身の健康によくありません。人々とのコミュニケーションを大切にしていこうと指導します。

人間関係の希薄化 インターネット社会でのコミュニケーション

Aさんは人とのつきあいが苦手で、あまり友達が多くいるほうではありませんでした。それが、インターネットを始めてから、インターネットを通して友達ができるようになり、大変喜んでいました。

しかし、よく聞いてみると、残念なことに、インターネットを通して知り合った人たちとは、友人関係がなかなか長続きせず、すぐに友達を変えてしまっているようです。



問題の解説

インターネットはテレビゲームのようなバーチャルな世界ではなく、ネットワークを通して新しい対人関係を築くコミュニケーションの場でもあります。

しかし、Aさんのようにインターネット社会におけるコミュニケーションがうまくいかないこともあります。これはAさんだけに問題があるわけではなく、インターネット社会は実生活と違い、少しでも嫌なことがあれば、無理をせず簡単にスイッチ一つで関係を断つことができる手軽さもあるからです。

特に新しい出会いを求めた、メル友や出会い系チャットなどで知り合った人とは、長続きしないことも多いようです。



指導・対応例

最近では、よりよい人間関係を築くことが苦手な子どもが増えてきています。Aさんの場合も、インターネットを通しての交流だから長続きしないとは、一概にいえないようです。むしろ、実生活での人間関係がインターネット社会でも表れてしまっているともいえます。したがって、人間関係の希薄化とインターネットを結びつけることには、危険性があります。

むしろ、インターネット社会における新しいコミュニケーションの場を活用し、幅広く交流している人のほうが大変多いといえます。

しかし、一方で実生活での煩わしい人間関係を避け、インターネット社会の浅いコミュニケーションだけに頼っている場合には、よりよい人間関係を築くうえで問題があるといえます。インターネット社会と実生活でのコミュニケーションとをバランスよく組み込みながら、よりよい人間関係を築いていくことが大切です。

仮想現実問題 ネット対戦ゲーム

ネット対戦によるオセロを楽しんでいるパソコン部のA君ですが、形勢が不利になると、パソコンのリセットボタンを押してしまいます。対戦している相手から、チャットで文句を言われたり、クラブの友達からも止められたりしても、ついリセットを押してしまいます。



問題の解説

ネット対戦ゲームで遊んでいるときに形勢が不利になり、リセットボタンを押してしまうことは、ネット対戦ゲームが人を相手にゲームをしていることを実感できていないことにあります。このことは単にゲームと一緒に楽しめないというだけでなく、ネットを使って人との交流ができなくなることが予想されます。



指導・対応例

教室内で顔が見える状態でネット対戦ゲームをさせたり、オフライン交流を組み合わせたインターネット交流実践を経験させたりすることを、インターネット使用の初期段階で取り入れると、ネットの向こうには人がいることを実感させることができます。

すぐに、相手の気持ちを理解させるために、友達とネット対戦をさせ、勝ちそうになったときにリセットされたらどんな気分になるかを体験させることなども効果的です。



仮想現実問題 ネットコミュニケーションへの依存

Bさんはインターネットに熱中するようになり、夜10時から朝の3時くらいまで、インターネットに接続するようになりました。特にチャットをよく利用し、それが原因で朝起きることができなかつたり、勉強に身が入らなかつたりなどの影響が出てきました。

学校で友達と話をすることは少なく、ネット上でのコミュニケーションに執着し、なかなか生活の改善がみられません。



問題の解説

少し引っ込み思案で友達と会話するのが苦手な人でも、ネット上では非常に活発に自分の意見を主張し、掲示板やチャットのボードリーダーの役を務めるなど、上手にコミュニケーションを図っている例があります。

このこと自体は決して悪いことではありませんが、ネット上でのコミュニケーションに依存するようになると、日常生活に悪影響が表れます。

実生活ではうまく人間関係が結べないがネット上ではうまくいくなど、普段の生活では得られないような関係性を結ぶことで、ネットにのめり込んでしまうところから、ネット中毒になっていくこともあります。

指導・対応例

本人に、自分がネット中毒になっていることを自覚させることが必要でしょう。自分の生活を見つめさせ、第三者の視点で振り返らせ、自分でネット接続の時間を減らしていけるように指導する必要があります。

しかし、ネットへの依存度が強いほど、自分の状態を自覚できないことが予想されます。その場合は、養護教諭、スクールカウンセラーや精神科の医師などにも相談しながら、対応を進めることが必要になります。



身体に与える影響 VDT作業と目や体の健康

M君は、半年前に両親にパソコンを買ってもらってから、インターネットのおもしろさにとりつかれてしまいました。Webページの作成にも高度な技術が駆使できるようになり、最近は毎晩遅くまで部屋でパソコンに向かっています。あまり遅い時間まで起きていると親に早く寝よう叱られるので、部屋の電灯を消して就寝したふりをしながらパソコンを操作していることもあります。そのせいかからか、目がかすんだり、視力が落ちてきたように感じるようになりました。



問題の解説



親にバレないようにやればよい、という短絡的な発想から不注意に行動したことで、大事な健康に支障をきたすようになってしまった事例です。

パソコンの操作をする作業をVDT（ビデオ・ディスプレイ・ターミナル）作業といいます。オフィスなどで長時間VDT作業をする人は多く、中にはそれが原因で健康上の問題が発生する例がありますので、厚生

労働省などではVDT作業の作業環境と作業習慣に関する指針を設けています。

部屋の照明の明るさ、照明がパソコンの画面に反射しない角度など、作業環境を整えること正しい姿勢を保つことや適度な休憩をすることなど正しい作業習慣を身につけることが、パソコンの使用で健康を損ねないために重要です。

ちなみに、かつてCRTディスプレイなどのブラウン管から発生する電磁波が健康に悪影響があるのではないかと懸念がもたれたことがありましたが、世界保健機構（WHO）による調査の結果、VDT作業でパソコンから発生する電磁波は微弱であり健康に悪影響を与えることはなく、市販されている電磁波予防器具の使用は推奨できないという報告が1998年にまとめられており、現在はパソコン電磁波による健康障害はないことが明らかになっています。

指導・対応例

将来の社会生活でもVDT作業を行う機会が多いと思われるから、早い時期に正しい作業環境についての知識と、正しい作業習慣を身につけることを指導しておくことが重要です。

身体に与える影響 生活リズムの乱れ

W先生が担任をしているクラスのOさんは、冬休みが終わって3学期が始まった頃から、遅刻や欠席が目立つようになりました。本人に尋ねると「つい夜更かしをして、朝起きられない」とのことでしたので、家庭訪問をして保護者に状況を確認しました。

すると、「クリスマスのプレゼントにコンピュータを買い与えたところ、インターネットの利用に夢中になってしまい、就寝が遅いようだ。夜と昼が逆転した生活になっているので心配しているが、本人が将来コンピュータ関係の仕事を目指したいというし、勉強にもなることだからやらせてみる」という話でした。



問題の解説

インターネットで情報を収集したり、発信したりする楽しさにのめり込んでしまい、基本的な生活習慣が乱れてしまった事例です。

コンピュータの利用に伴う病的な精神症状を「テクノストレス」といい、テクノ恐怖症とテクノ依存症に分別されますが、この事例はテクノ依存症になりかけている状態といえます。

夜と昼とが逆転した生活は、成長期の児童生徒の身体に悪影響を及ぼします。この時期は、身体ホルモンバランスの調整が未熟なため、体調や精神のリズムにも波がありますが、規則正しい生活習慣の維持によって、徐々に大人の身体リズムに近づけていかなければならない大切な時期でもあります。

また、コンピュータの過度の利用は、視覚異常や筋肉症状などのVDT障害を引き起こす可能性もあり、注意が必要です。生活環境や生活習慣についても確立していく必要があります。

将来に向けてのコンピュータ技能の習得やインターネットからの知識の学習ということ自体はよいことではありますが、大事な健康を損ねてまで行うべきではなく、何よりも成長期の発達段階に応じて適切な生活習慣を身につけることや、身体機能を高めていくことは、将来にわたって社会生活をしていく中で最も重要なことです。

児童生徒を取り巻く状況を総合的に把握したうえで、物事の優先順位を正しく判断し、家庭の協力を得ながら、的確な生活指導を行っていく必要があります。

指導・対応例

自分自身で、生活リズムをコントロールする自律の力が身につくまでは、家庭でのコンピュータの使用についても放任するべきではありません。また、インターネットの利用では契約の問題や詐欺などの犯罪問題など、モラル面で注意を要することもいろいろあります。そのためにも、家庭では、子ども自身で自立できないうちは、子ども部屋にコンピュータを置かず、居間に置いて保護者が使用状況を監督する方法をとることが望ましいので、その理由と対応策を保護者に説明して家庭での理解と協力を求める必要があります。また、しばらくの間は、学校でも児童生徒の状況を観察して、正しい生活リズムに戻ることを確認します。

情報モラル育成の授業はどのように実践したらいい？

(1) Web ページ検索・電子メールの受信に関する問題と展開例

問題項目 **有害サイト**

指導のめやす

校 種：①
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①「学級指導」
 「総合的な学習の時間」など

題材名 **見たくないWeb ページに出会ったら**

有害サイトのとらえ方には、様々な意見があります。インターネット社会の、自由な表現を尊重すべきと考える立場からは、有害サイトと特定してしまうことで考え方を統一してしまうことの危険性が指摘されます。しかし、一方では子どもに見せたくない、触れさせたくないという保護者の考えもあります。成長過程にある児童生徒は、様々な体験をする中で価値基準をつくりあげていきますので、心身の成長に影響を与えることが予想されるサイトへの接し方を自分で考えさせる学習が大切です。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) Web ページの中には、様々な情報があり、見たくない情報に出会ってしまう可能性があることを知る。
- (2) 見たくないWeb ページに出会ってしまったときの対応の仕方を知る。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
20	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。 ・ 自由に自分の見たいページを見る。 ・ おもしろいなと思ったページを記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータは、授業開始前に起動しておく。学習内容を知らせる。 ・ 自由に見ることができるようにし、検索エンジンなどを使って興味のあるページを探させる。コンテンツフィルタリング*をしている場合にも、その環境の中で探させる。記録の方法は学校の環境で様々な考えることができる。 例 「お気に入り」を使う。クリップボードのソフトを使う。

* コンテンツフィルタリングソフト：ネットワーク上を流れるデータを、ある判断基準により取捨選択してブロックするソフトウェアのこと。特に最近では、有害なWWWページの閲覧を阻止する、URLアクセス制御ソフトの事を指すことが多い。URLアクセス制御ソフトには、アクセスをさせないURLのリスト(ブラックリスト)と一致したページを制限する方式と、アクセスを許可するURLのリスト(ホワイトリスト)のページ以外を制限する方式とがある。

- ・ Web を利用する中で、見つけたおもしろいページを発表する。
- ・ 何を見つけようとして、見つかったかという点も発表する。



- 10 2 おもしろいと感じる Web ページを見ながら、人による感じ方の違いを取り上げる。
- ・ おもしろいと感じる Web ページの感想を発表する。
 - ・ 感じ方の違いを知る。

- ・ 実際に、発言のあった Web をプロジェクトなどにより、全員が確認する。
- ・ 他の児童と異なる反応をする児童に配慮する。
- ・ 探しているめあてと違う Web ページをおもしろいと感じた児童には、めあてと異なってしまったことを確認する。

[評価] 一つの Web ページに対して、異なる反応があったか。

支援 他の児童が異なる反応をしそうな Web ページを選んでいる児童を指名する。

- ・ 「お気に入り」に登録させる。
- ・ 数人の児童におもしろいと感じるところはどこか感想を聞く。

[評価] 人によって、Web ページを見た感想が異なることがわかったか。

支援 異なる反応をした児童のいたページを取り上げる。

- 10 3 教材用のページを見る。
- ・ それぞれのページについて、感想を発表する。



「こんなページを見たらどうする？」と問いかけながらいくつかのページ（教材用ページ）を見せる。



- ・ 児童には、自由に発言させる。
- ・ 見てみたいというような発言をした児童が攻撃されるようなことがないように配慮する。

[評価] それぞれのページを見て自分なりの感想がもてたか。

<p>30</p>	<p>4 18歳未満禁止とはどういう意味か考える。</p>  <p>これから大きくなっていく子どもにとってはよくない。</p> <p>子どもではきちんと理解できない内容がある。</p> <p>子どもが使うことで心配なことがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツフィルタリングを実施している学校においては、フィルタリングの対象になったということを取り上げることも考えられる。 ・高学年では禁止だから禁止ということでは指導が不十分である。 ・低学年では、禁止という意味を説明するにとどめてもよい。 ・自分ひとりではなく、学校では同時に利用する周囲の人への影響もあることにも触れる。 <p>[評価] 見てみたいと思っていた児童の考えに変化はあったか。</p> <p>支援 見てみたいという児童には、見ることでどのような影響が生じることになるかと考えさせるようにする。</p> 
<p>20</p>	<p>5 見たくないページ、見ないほうがよいページに出会ったときにはどうするか知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戻る。 ・ブラウザ（ホームページ）を閉じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・めあてを持って、Webを利用することの大切さにも気づかせる。 ・自分の意志で止めることができることに気づかせる。 <p>[評価] 見たくないページに出会ったときの対処を知ることができたか。</p> <p>支援 Webの利用は、自分の目的で自由にコントロールできることに気づかせる。</p>

3 授業にあたって

学校でインターネットを活用していく中で、情報を活用する力の一つとして、自分にとっての有用性を判断する力を育てることが大切です。インターネットを利用する環境によっては、有害サイトに出会う、あるいは利用する可能性は大きく異なります。一人ひとりがコンピュータを操作できる場合と、複数で1台のコンピュータを共有する場合には、有害サイトに出会った場合の児童生徒の反応は大きく違います。また、コンテンツフィルタリングを実施している場合と、していない場合でも出会い方が全く異なります。しかし、授業において考えたいのは、児童生徒が生活していくうえで、学校以外の利用も含めた有害サイトへの出会いや、その対応を考えておくことです。児童生徒の精神的な発達段階の中で、性的なこと、暴力的なこと、反社会的なことに興味をもつことも少なくありません。その興味関心を全く否定してしまうのではなく、それを抑制することも必要であることに気づかせていくことが大切です。

資料

有害サイトの例

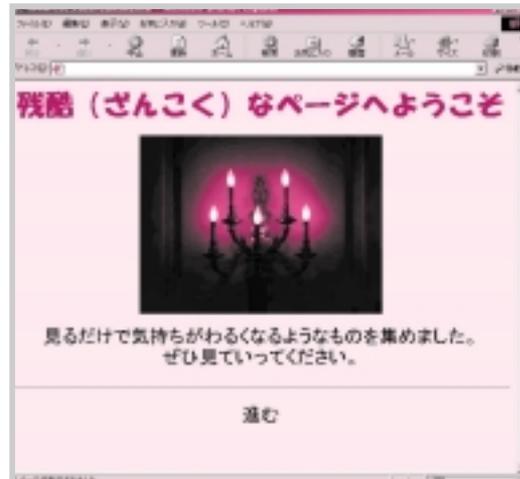
- ・ 18歳未満禁止



- ・ 法律違反のページ



- ・ 残酷なページ



日常的な指導

有害サイトに出会う可能性は常にあります。コンテンツフィルタリングを実施しているから大丈夫ということではなく、コンテンツフィルタリングの対応が間に合わない場合にも、有害サイトに出会うことがあります。また、家庭など学校以外での利用でも有害サイトとの出会いがあります。この1時間だけの指導と考えずに、日常のWebの利用の場面すべてで、考えていくべきものです。

ガイドラインへの標記

コンテンツフィルタリングの実施の有無は、学校や教育委員会の運用ポリシーで決定されることとなります。実施する場合には運用の意思決定をきちんとする組織を作り、ポリシー策定やその運用において恣意的な情報のコントロールと指摘を受けることのないような配慮が必要です。

有害サイトの利用があった場合の指導は、生徒指導部などとの連携の中で適切な指導を進めていくことが大切です。

問題項目 **商品の購入問題**

題材名 **インターネットを使った商品購入における問題**

指導のめやす

校 種：①(高学年)・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①・②・③「総合的な学習の時間」
 ④「情報」
 ⑤技術・家庭科「情報とコンピュータ」など

インターネットの利用者が増えるにつれ、インターネットを使ったショッピング（以下、インターネットショッピング）の利用者も年々増えています。ここでは、インターネットショッピングについて詳しく知ることにより、安全かつ快適に利用していくための力を養うとともに、利便性の裏側に潜む問題に気づき、対処する方法について指導します。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) インターネットショッピングについて知り、その長所、短所が理解できる。
- (2) インターネットショッピングの裏側にある問題を見極め、適切に対処しながら安全に利用することができる。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *				
5	・コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。 ・インターネットショッピングについて説明を聞く。	・授業開始前にコンピュータを起動させておく。 事前に、インターネットショッピングを含む通信販売などについての実態調査をしておく。(動機づけを図る) 学習内容を知らせる。 ・インターネットショッピングについて経験のない子どももいるので、教師のほうで具体的に説明する。 [評価] 学習内容が理解できたか。				
15	2 実際のインターネットショッピングのページを見る。 ・必要に応じて、各自で一覧表にする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">長所</td> <td style="padding: 5px;">短所</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table> </div>	長所	短所			ページを見ながら、インターネットショッピングの長所と短所について考えさせる。 ・生徒の実態に合わせて、URLを教師の側から提示するか、検索エンジンで調べさせるかの判断をさせるとよい。 ・パソコンに不慣れな子どもが多いときは、2人またはグループで一緒に考えさせるようにするとよい。 【長所】 ・自宅で好きな時間に買い物ができる。 ・世界中の商品を買うことができる。
長所	短所					

25

・発表する

「どんどん欲しくなって買いすぎてしまう」など

本物かどうか
わからない。

たくさん買い
すぎてしまう。

お店で買うよ
り安いものも
あるよ。



3 児童生徒の実態や、授業の目的によって、以下の展開例から選んで行う。

展開例 1

『インターネットを使った商品の購入についてもっと深く調べてみよう!』(小・中向け)

グループに分かれ、テーマを決めてインターネットを使った商品の購入について調べる。

- ・グループで1つのテーマを担当する。

グループごとに調べた内容をクラス全体で発表する。

僕のグループは、インターネット上にどのような店舗があるのか調べました。

支払い方法は、クレジットカードと銀行振込みがあります。



商品が届かないというトラブルが一番多いそうです。

展開例 2

『クレジットカードの不正利用について考えよう』(中・高向け)

クレジットカードについて知っていることを発表する。

【長所】

- ・現金なしに、いつでも購入できる。
- ・支払いの猶予期間中に、資金の用意ができる。
- ・現金を持ち歩かないから安全である。

- ・値段が安い。(人件費などがからないため)
- ・利用者を選ばない。

【短所】

- ・無計画な購入をしてしまう。
- ・実物を見ることができない。
- ・不良品、破損事故などのトラブルにあう。
- ・詐欺にあう。
- ・禁制品の購入が可能になる。 など

[評価] インターネットショッピングの長所、短所が理解できたか。

事前に URL を調査しておく。
グループ分けを事前しておく。

実際のページを見ながら調べさせる。

- ・パソコンに不慣れな子どもと比較的詳しい子どもを組ませるなどの配慮をする。
- ・与えられたテーマをクラスの代表として調べるとい意識をもたせる。

【考えられるテーマ】

- ・どのような店舗が存在するか。
- ・どのような商品が売られているか。
- ・支払い方法にはどのような方法があるか。
- ・トラブルにはどのようなものがあるか。
- ・インターネットショッピング以外で商品を購入する方法はあるか。

など、児童生徒の実態に合わせて決める。

[評価] インターネットを使ったショッピングについてより深く知ることができたか。

なぜ児童生徒は、クレジットカードが持てないのかを考えさせる。

小・中・高校生(18歳以下)は、クレジットカードを持つことはできないことを知らせる。
クレジットカードを利用する場合の長所と短所について考えさせる。

【短所】

- ・欲望に負けて不要不急な物を買やすい。
- ・支払いきれない買い物をしやすい。
- ・カード犯罪の被害にあう恐れがある。
- ・信用を担保にするため、プライバシーの侵害の恐れがある。

クレジットカードの不正利用について話し合い，発表し合う。

- ・クレジットカードが他人に使われたらどうなるか考える。
- ・クレジットカードの番号が盗まれるケースはどんなときか考える。
- ・自分たちがクレジットカードを使うことができるか考える。

他人に使われたら，身に覚えのないお金を支払わなければならない。

インターネット上からカード番号が漏れることはないかな。



相手が信頼できない業者だったら，カード番号が悪用されるかも。

僕たちはカードを持ってないから，もちろんカードを使ってはいけなないね。

展開例 3

『ネットオークションについて知ろう』 (小・中・高向け)

- ・ネットオークションのページを見る。
- ・ネットオークションについての説明を聞く。

- ・どのような品物が出品されているかを調べる。
- ・入札の状況などを見る。

ネットオークションでおきた事件について知り，問題点について考え，発表する。

- 「相手が見えないから不安だな」
- 「メールでどんな人が確認しよう」
- 「直接電話したほうが確実だよ」
- 「信頼できないときは，すぐに取引をやめるべきだね」
- 「気をつけないと，自分も加害者になるんだね」

展開例 4

『虚偽広告・詐欺情報について』(p. 60 ~ 63 参照)

展開例 5

『禁制品等の購入について』(p. 56 ~ 59 参照)

5 4 本時の学習をまとめる。

- ・インターネットショッピングについてまとめ，安全に利用する方法について確認する。
- ・発表する。

実際の店舗では，カード使用時は本人がサインをしなければいけないが，インターネット上では，カード番号，名前，有効期限がわかればカードを持っていなくても利用できてしまう。子どもでも不正に利用できるため注意が必要である。

信頼のおけるサイトでは，SSL という暗号化技術を使って，インターネット上からクレジットのカード番号などの情報を盗み見られないような配慮がされている。

[評価] クレジットカードの不正利用について理解することができたか。

事前に URL を調査しておく。

ネットオークションについて知らない子どもたちも多いので，教師のほうから具体的に説明する。

実際の Web ページを見ながら調べさせる。インターネットショッピングと違い，なつかしのグッズや珍しいお宝，生活雑貨や電気製品など，生活に身近なものが出品されている。

事件記事(資料)を提示する。

ネットオークションでは，事件に巻き込まれないための態度を身につけるとともに，加害者にならないための指導も必要である。(2章「オークションへの無責任な参加」p. 15 参照)

ネットオークションは個人対個人の取引であるため，トラブルに巻き込まれた場合は，自己責任による負担が求められることになる。

[評価] ネットオークションについて知り，問題点に対処できる態度が身についたか。

本時のまとめをさせる。

[評価] インターネットショッピングにおいて，安全に利用し，問題点に適切に対処できる態度が身についたか。

3 授業にあたって

本項目の指導においては、小・中・高により違いが出てくると思われます。児童生徒の実態や授業の目的によって展開例を選択し、指導時間も1～2時間で柔軟に対応するとよいでしょう。特に、関連指導事例「虚偽広告・詐欺情報」「禁制品等の購入」を併せて指導することにより、犯罪につながる可能性のある問題により具体的に対応する態度を身につけさせることができます。

本授業展開例では、実際のインターネットショッピングやネットオークションのサイトを見る方法をとっています。不慣れな子どもも多いと思われるので、間違っ購入の手続きをしまわれないよう、注意を払う必要があります。

資料

ネットオークションでおきた事件

ネットオークション詐欺男を逮捕

インターネットオークションを利用して現金をだまし取ったとして、岡山、京都、新潟の3府県警は無職、(27歳)を詐欺の疑いで逮捕した。

調べでは、容疑者は月日、商品を発送するつもりがないのに、検索サイト大手のインターネットオークションサイトに「最新型パソコン、未開封」などと出品して購入者を募り、落札した男性会社員に「代金を支払えばパソコンを発送する」と、うその内容のメールを発信。翌日、自分の口座に現金22万1000円を振り込ませ、だまし取った疑い。

被害総額は、12都府県22人の約260万円に上るとみられ、3府県警が裏付け捜査を急いでいる。

BSデジタル番組をコピー販売
女性会社員を逮捕 警視庁

BSデジタル放送を録画し、インターネットのオークションで販売していたとして、警視庁と赤坂署は会社員、容疑者(26)を著作権法違反容疑で逮捕した。BSデジタル放送の違法複製で逮捕されたのは、昨年12月の本放送開始以来初めて。

調べでは、容疑者は先月、BSデジタル放送局が放送したバラエティー番組を複製したビデオ2本を、女性会社員(30)ら2人に計1万3000円で販売した疑い。

容疑者は人気若者グループのファンクラブに入っており、バラエティー番組に同グループが出演したため、自宅で録画し約30人に販売していたという。

日常的な指導

原則的に学校でのインターネットショッピング、ネットオークションの利用は許されないことです。家庭に対しては、必要がある場合に保護者の監督のもとで計画的に利用ができるよう、協力を求めます。児童生徒が、他人のクレジットカードを使用しないことはもちろんですが、保護者のカードを無断で使うことがないように、家庭とも十分連携し、カードの管理をしっかりとってもらうよう依頼します。

ガイドラインへの標記

学校でのインターネットショッピング、ネットオークションの利用は、教育上必要とするとき以外は禁止します。また、家庭では必ず保護者の同意のもとに利用します。(保護者に周知徹底することが必要)

問題項目

禁制品等の購入

指導のめやす

校 種：①小・②中・③高
 学習時間：1～2時間
 対象授業：①(高学年)家庭科「物や金銭の使い方と買い物」
 ②技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 「家族と家庭生活」
 ③家庭科 など

題材名

インターネットショッピングの利用

インターネットショッピングでは簡単に商品が購入できますが、半面、様々な危険がひそんでいます。購入方法や販売元の信頼性を十分確認したうえで購入しないと、被害を受ける場合があります。また、海外の商品を個人的に購入することも容易になりましたが、海外から購入することは違法である場合もあります。薬物、毒劇物、銃刀、偽造品など法令（関税法、麻薬取締法、植物防疫法）や条約によって一般取引が禁止されているものがあり、購入してお金を支払ったのに、違法商品のため当局によってチェックを受け、商品そのものが届かない場合もあります。

そこで、この題材では、インターネットショッピングにおいて、信頼のおける買い物（発注、支払い、受け取り）とは、どのようなものかについて重点的に学習します。

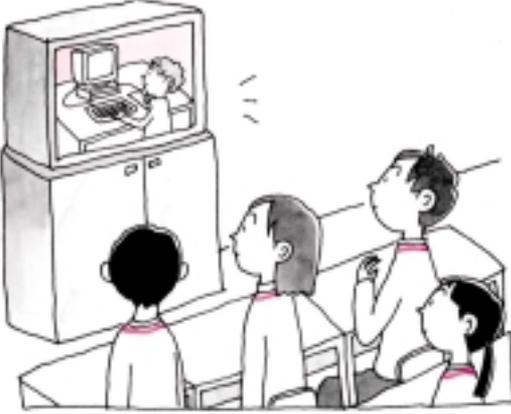
授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) インターネットショッピングの利用方法と、そのメリットを知る。
- (2) インターネットショッピングのリスクを知る。(被害を受ける危険性もあることを知る)
- (3) インターネットショッピングで、危険を避けるための方法、被害を受けた場合の対処について知る。
(カードの利用や禁制品の購入についても含む)

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<p>1 本時の学習内容を知る。 インターネットショッピングについて、利用方法と問題点を知り、被害を受けた場合の解決方法を考える。(中・高校生の場合には調査も含む)</p>	<p>仮想的にインターネットショッピングを体験できるソフトウェアなどを用意しておく。 http://www.net-walking.net/ 対象が中学生や高校生の場合には、インターネットショッピングにかかわる法律の資料などについて、ポイントとなるWebページのURLを調査しておく。</p>
20	<p>2 仮想的なオンラインショッピングを行ってみる。 「ネット社会の歩き方」 http://www.net-walking.net/ の電腦商店街を利用する。 信頼のおける店はどれかを探る。</p>	<p>仮想的に自由に買い物させる。 ・電腦商店街のすべてのお店で商品購入を行うように指示する。(グループでもよい)</p> <p>[評価] 購入したい商品を購入できたか。</p>
10	<p>3 2の教材から、「信頼がおけない店」のポイントを確認し、発表する。 身元確認 支払い、受け取り方法 決済方法と暗号化処理 解約・返品可否の確認</p>	

15	4 安全にインターネットショッピングを行うポイントを確認する。	まとめて板書（あるいはプレゼンテーションソフトにて提示）する。 [評価] インターネットショッピングをするにあたっての安全性について考えられたか。
1 時間終了		
10	1 本時の内容を知る。 インターネットショッピングにおけるカードの利用や禁制品の購入について、メリットとデメリットを知り、被害を受けた場合の対策について知る。  <p>インターネットでしか、買えないものもあるよ。</p> <p>違法なものも、手に入れることができるよ。</p>	仮想的にインターネットショッピングを体験できるソフトウェアなどを用意しておく。 http://www.net-walking.net/ 対象が中学生や高校生の場合には、インターネットショッピングにかかわる法律の資料などについてもWebページのURLを調査しておく。 教材アニメを見させる。（グループ単位でもよい） アニメの内容が、中・高校生には稚拙と思われる場合には、アニメを提示する視点を適宜変更するとよい。 
15	2 カードの利用と禁制品の購入に関する教材を見る。 「ネット社会の歩き方」 http://www.net-walking.net/ の学習ユニット 「カードの不正利用」 「違法商品の個人輸入」 3 アニメを見て問題点を整理する。 カード利用のメリットとデメリットモデルガンは、なぜ税関で差し押さえられたのか。海外からの購入でも、日本に持ち込むには日本の法律が適用されること。	家庭科の教科書などをもとに、カード利用のメリットとデメリットを提示する。 【メリット】 ・現金との比較、貯蓄との関係、支払いの猶予期間、容易性、安全性 【デメリット】 ・不要品目の購入、多重・多額債務、プライバシーの漏洩と盗用、悪用 国内外の商品売買品目についての資料を提示する。 [評価] カード利用のメリットとデメリットについてわかったか。

<p>25 4 被害にあわないための対策と、被害にあった場合の対応を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中、高生の場合には、Web ページ、各種参考書などで調査する。 ・グループに分かれて話し合う。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>【対策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入品目のチェック ・暗号化処理の有無 ・業者の見分け方（表現方法、連絡先） <p>【対応の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カード会社、消費者相談センターへの連絡 <p>・発表する。</p>	<p>適宜、資料やURLを提示する。</p> <p> http://www.jshopguide.com/tutorial/jushin_r4.html http://pages.ebayjapan.co.jp/help/buyerguide/int_buyer.html http://www.iescrow.com/ebay/japanese/japan.html http://www.tsukangyo.or.jp/soudan.htm </p> <p>可能な限り児童生徒の話し合いを促す。 冷静な対応について 振り込み処理 商品の代金引換払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめてポイントを整理する。
---	--

3 授業にあたって

ここで利用した教材のほかにも、よい教材がインターネット上にもあると思いますので、様々な教材を積極的に利用することが大切です。

なお、問題項目に掲げる「禁制品等の購入」については、教材を取り上げることによって、実際に、子どもが禁制品を購入してしまうことを誘発する恐れもあるため、具体的な品目を掲載したページなどを児童生徒に見せるような指導は極力避け、簡単な例示にとどめる配慮が必要です。

このような授業を行うには、子どものほうが進んでいることもあり、教員自身もインターネットショッピングについて、その理解を深めておく必要があります。

今後は、特に携帯型電話での決済などについて、多くの問題が発生すると予想されます。携帯型電話の活用について、教員は十分理解を深めておきましょう。



資料

利用教材「ネット社会の歩き方」 <http://www.net-walking.net/>



日常的な指導

インターネット（携帯型電話を含む）を利用したショッピングは、ますます容易になってきています。メリットも多くなりましたが、その危険性については授業ばかりではなく、日常的に児童生徒に警告しておく必要があります。

子どもばかりではなく、保護者や他の教職員にも、この点を十分警告し、注意してもらうことが大切です。また、インターネットショッピングは、必ず保護者の許可を得て利用するよう、児童生徒や保護者への指導が必要です。

ガイドラインへの標記

学校でのインターネットショッピング、ネットオークションの利用は、教育上必要とするとき以外は禁止します。また、家庭では必ず保護者の同意のもとに利用します。（保護者に周知徹底することが必要）

問題項目

虚偽広告・詐欺情報

指導のめやす

校 種：①(高学年)・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①・②・③「総合的な学習」
 ② 技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ③「情報」など

題材名 インターネットショッピングの問題点

インターネットショッピングはホームページなどを通して、いつでも商品の詳しい情報を得ることができ、商品をその場で注文することができます。いちいち店まで行かなくても、欲しい商品が購入できるなど大変便利な面もあります。しかし、中には最初から悪意をもった虚偽の広告や詐欺の情報も多くあり、被害が後を絶ちません。これらの問題については、その情報が正しい情報なのか慎重に判断する態度や、必ず保護者の同意のもとに購入することなどを、子どもたちに指導していく必要があります。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) インターネットショッピングの裏側に潜む問題を理解できる。
- (2) 虚偽広告や詐欺情報などを見極める力と適切に対処できる態度を身につける。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータを起動する。 1 インターネットショッピングについて知る。 ・実態調査を見る。 ・インターネットショッピングについて説明を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開始前にコンピュータを起動させておく。 事前にインターネットで買い物をしたことがあるか実態調査をしておく。(動機づけを図る) ・実態調査の結果を見せ、状況を把握させる。 ・インターネットショッピングについて経験のない子どももいるので、教師のほうで具体的に説明する。 学習内容を把握させる。
5	<ul style="list-style-type: none"> 2 本時の学習内容を知る。 ・インターネットショッピングの問題点を考える。 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 3 実際のインターネットショッピングページを見る。 ・Webページにアクセスしたり、資料を見てどんなところが便利が発表する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">安い!</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">すぐ買いたくなる。</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">お店に行かなくてもいつでも買えるので便利。</div> </div>  <ul style="list-style-type: none"> ・心配なところはないか考える。  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">商品が届かないかもしれない。</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">商品を直接見ていないのでわからない。</div> </div>	<p>実際にあるインターネット商店街のページを一斉に見せ、具体的にどのような内容が掲載されているか知らせる。</p> <p>事前にURLを準備しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利点を考えさせる。 ・便利さの陰に隠れている問題点を考えさせる。 <p>[評価] インターネットショッピングとはどういうものか理解できたか。</p>

10 4 虚偽広告が載っている模擬ホームページを見る。

- ・各自の考えをグループで話し合う。
- ・発表する。

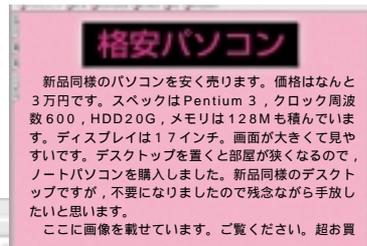


虚偽広告のページを見せる。

架空の安売り商品を掲載したホームページを作成し、イントラネット(校内ネット)に登録しておく。イントラネット上に架空ページをおけない場合は、資料の架空ページをプリントアウトして考えさせる。

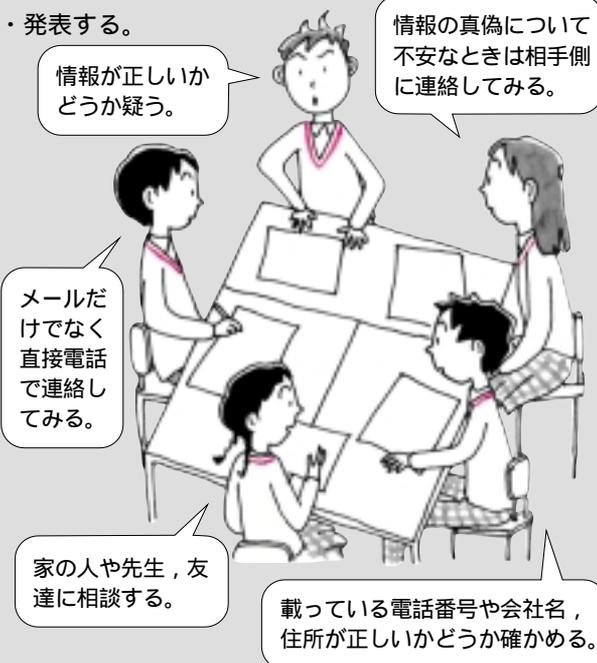
- ・このページの本来の目的(虚偽・詐欺)を考えさせる。

[評価] インターネットショッピングのWebページなどの情報が、すべて正しいとは限らないことを知ったか。



10 5 インターネットショッピングで気をつけることを話し合う。

- ・グループで話し合う。
- ・発表する。



インターネットショッピングの経験がほとんどないと思われる場合は、実際の事例を示しながら教師側で注意点を助言する。

- * Webページだけでなく、個人売買用掲示板に載っている情報の真偽にも気をつける必要があることを事例を示して指導する。
- * 商品が届いてもお金を払わなかったり、虚偽情報載せて代金をだまし取ることは犯罪であることも指導する。
- * インターネットショッピングは相手側にこちらの年齢などがわかりにくく、たとえ子どもでも取引に応じる場合が多い。家庭においては保護者の管理下で行わせたいが、子どもたち自身にもきちんと指導したい。

[評価] 商品情報の真偽に不安なときは、どう対処したらよいか考えることができたか。

5 6 本時の学習をまとめる。

- ・インターネットショッピングの問題点や気をつけることをまとめる。
- ・発表する。

インターネットショッピングの問題点についてまとめさせる。

[評価] インターネットショッピングの問題点がわかり、適切に対処できる態度が身についたか。

3 授業にあたって

この授業例では、架空のインターネットショッピングページをイントラネット上に流す方法をとっています。この他に「売ります・買います」が掲載されている掲示板や、ニュースで取り上げられたインターネット詐欺などの事例をあげるなど、補助資料を使って指導を行うとさらに効果が期待できます。イントラネットがない学校の場合は、資料の架空Webページを印刷して、学習する方法をとることもできます。

また、これらの問題に関連する「商品の購入問題」「禁制品等の購入」の指導事例などを併せて指導し、計画的な買い物の仕方やクレジットカードの扱い方なども学習すると効果的です。小・中・高により指導内容に違いが出ますので、指導時間は1～2時間で柔軟に対応します。

新品同様のパソコンが、こんなに安いなんて変だよ。



資料 (授業で取り上げたWebページ)

(1) 授業で取り上げた架空Webページ

格安パソコン

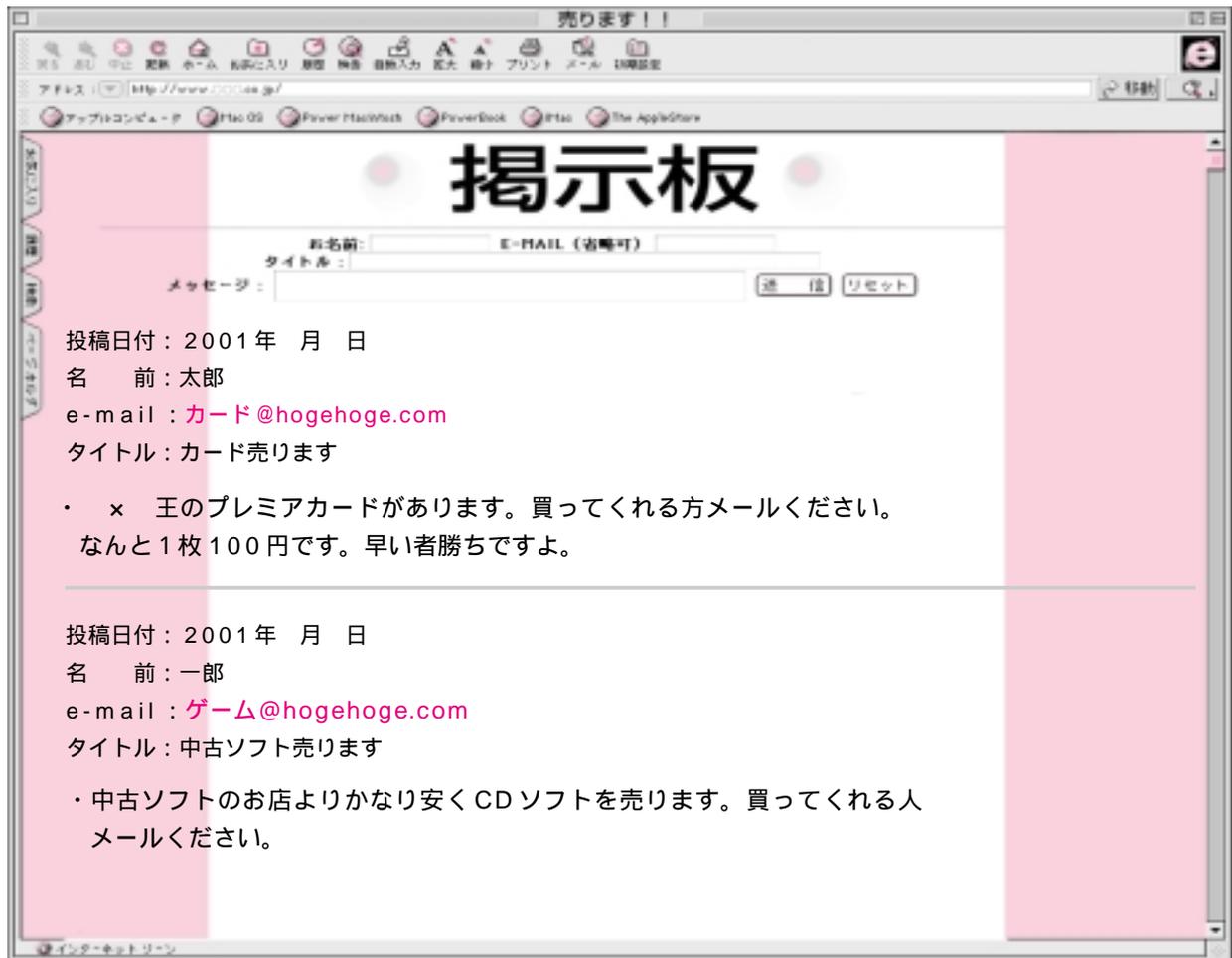
新品同様のパソコンを安く売ります。価格はなんと3万円です。スペックはPentium 3, クロック周波数 600, HDD 20G, メモリは 128 M も積んでいます。ディスプレイは 17 インチ。画面が大きくて見やすいです。デスクトップを置くと部屋が狭くなるので、ノートパソコンを購入しました。新品同様のデスクトップですが、不要になりましたので残念ながら手放したいと思います。

ここに画像を載せています。ご覧ください。超お買い得ですよ。とても良い商品かつ安くお譲りするので、希望者が殺到します。早くお金を振り込んでいただいた方にお譲りしようと思います。

残念ながら商品が送れなかった方には早急に代金を現金書留でお返しします。お送り先も明記してご送金ください。

振込先 ×銀行 @@支店 普通口座 1234567 電子一郎 宛
氏名 電子一郎
連絡先 090 - -
(住所：なし 一般電話番号：なし)

(2) 参考に見せる掲示板



日常的な指導

いたずら心で商品を発注し、商品が届いて代金を支払わないなどという行為は、子どものいたずらではすまされない事態になります。子どもであろうと、一人の人間として自己責任のもとにショッピングを行う必要があることを、日常の生活指導などで考え合わせながら指導する必要があります。

家庭には、保護者の管理下でインターネットショッピングをさせるようお願いする必要があります。特にクレジットカードの使用に関しては、注意が必要です。

Webページや掲示板に掲載されているあまりにも安くて魅力ある製品情報は、うのみにせず、疑ってかかる必要があります。

ガイドラインへの標記

学校でのインターネットショッピング、ネットオークションの利用は、教育上必要とするとき以外は禁止します。また、家庭では必ず保護者の同意のもとに利用します。(保護者に周知徹底することが必要)

問題項目 **マルチ商法・ネズミ講**

指導のめやす

校 種：①(高学年)・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①・②・③「総合的な学習の時間」
 ④技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ⑤「情報A」など

題材名 **ネットワークを利用した悪質商法**

ネットワーク(インターネット)が社会一般に普及し、人々の生活をより便利に豊かにするツールとして、不可欠な環境・インフラになりつつあります。人々の間に広まり、その利用機会が増えれば増えるほど、一方でインターネットのもつ問題点も明らかになってきました。インターネット上のホームページや掲示板、メーリングリストなどを利用した、悪質商法の急激な増加が問題点の一つとしてあげられます。今後、ネットワーク上で様々なかたちで情報発信・交換などを行うにあたり、加害者・被害者にならないためにも、悪質商法に対する正確な知識と理解が必要になってきます。

ここでは悪質商法の代表例としての「マルチ商法・ネズミ講」を学習します。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) 実例や教師の説明・解説を通してマルチ商法・ネズミ講がどのようなものかを知る。
- (2) ネットワークを利用した勧誘などにあった際に、気をつけなければならないことを理解できる。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<p>1 本時の学習内容を知る。</p> <p>「簡単に高額な収入が得られます。必ず儲かるのでどんどん友人を誘ってください…」といった内容の勧誘メール、もしくは勧誘Webページを見た経験について実態を知る。</p> <p>身の回りで、どのようなもの(電子メール、Webページ)が勧誘のケースにあたるのか話し合う。</p> <p>悪質な勧誘をする商法について、正確な知識や理解がないことに気づく。また、勧誘された場合の対処法やトラブルに巻き込まれそうになったときに、どのように対処すればよいか明確な答えをもっていないことに気づく。</p>	<p>【導入・動機づけ】</p> <p>児童生徒の悪質商法に対する意識調査。児童生徒の経験の有無、実態を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が受け取ったことがある場合、どのようにしたかを聞いたり、家族や知人が受け取った場合、受け取った人はどうしたかを発表させる。 意見があまり出ないときは、適宜ヒントを与えるとよい。 <p>ヒント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧誘の電子メールには必ず「合法的」と書かれている。 ・勧誘だけで、くわしい説明は別途問い合わせを要求している場合もある。
10	<p>2 架空の勧誘メールを受信させて、じっくり見る。</p> <p>勧誘メールを見て、気づいたこと・電子メールの特徴などをクラスの中で自由に出し合い、整理する。</p> <p>内容の特徴以外に、本当にメールの中に書かれていることが、実現可能なことなのかを話し合う。</p>	<p>【教材提示】</p> <p>あらかじめ、教材用の架空の勧誘の電子メールを用意しておく。</p> <p>勧誘メールの内容は、定番のネズミ講の一番簡単でわかりやすい内容のものにする。一定の金額を負担すること、ある組織やコミュニティに特別に参加できるという誘い文句、新たな会員を誘うことが必要、大きな利益が得られる、などの要素を含んでいるものがよい。</p> <p>気づいたことや特徴について、児童生徒から出た意見を補足しながら、一緒に整理する。</p>

15	<p>仮に、この勧誘にのってしまった場合、どんな問題や事件がおこりえるか予想する。</p> <p>3 架空の勧誘メールから、具体的にどのような行為と、その結果に問題があったのか、教師のヒントをもとに考える。</p> <p>ネズミ算式に会員を増やしていくシステムに、どんな問題があるか考える。</p> <p>クラスの中で自由に意見を出し合う。</p> 	<p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の金額を負担する必要がある。 ・ある組織やあるコミュニティに特別に参加できるといった、いかにも特別なことのように書いてある。 ・「合法的」と明記してある。 ・詳細な説明は別途問い合わせるように要求している。 ・大きな利益をあげられるという、巧妙な誘い文句がある。 など <p>問題提起 ヒントを与える、投げかける。</p> <p>ヒント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の下に何人の会員が加入するかに、ねらいがあることに気づかせる。 ・自分が何人を勧誘できるか考えさせる。勧誘した知人が、自分の勧誘した知人以外に何人を勧誘できそうかを予想させる。これで、たいていの勧誘電子メールに書かれている勧誘対象者総数が非現実的であることに気づかせる。 ・電子メールで勧誘する場合、勧誘電子メールが多ければ多いほど人目につき、その電子メールがスパムメール(迷惑メール)になることも気づかせる。 ・この勧誘電子メールが受信者にとって迷惑メールと受け止められたとき、自分がどういう立場におかれるかに気づかせる。 <p>[評価] ネズミ講のように簡単に大金が手に入るような仕組みはいずれ破綻するという本質を理解することができたか。</p>
10	<p>4 ネズミ講とは何かを知る。 ネズミ講が法律で定義されており、また、法律で禁止されていることを認識する。</p>	<p>【解説・説明】その1 ネズミ講についての解説と説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネズミ講とは... 一定の金額を負担して組織に加入し、新たな会員を加入させることによって、「ネズミ算式」に組織を拡大すれば、大きな利益が得られるという金銭配当組織のこと。 ・「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁じられている。 ・要点としては、勧誘をうのみにせず、十分な注意が必要という認識をもつことが大切である。
10	<p>5 マルチ(まがい)商法とは何かについて知る。</p>	<p>【解説・説明】その2 マルチ(まがい)商法についての解説と説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネズミ講のような組織拡大システムに、商品や物品販売などを巧妙に絡ませたものが、マルチ商法、マルチまがい商法と呼ばれるものである。 ・マルチ商法、マルチまがい商法自体は、法律で禁じられてはいないが、売れない商品を抱えてしまう、 unnecessary商品を購入させられる、退会手続きが不明であるなどのトラブルが生じやすい商法である。

6	<p>もう一度、架空の勧誘電子メールを見直して、問題点の指摘と確認をする。</p>	<p>【問題提起の再確認】</p>
5	<p>7 トラブルに巻き込まれないようにするためには、どうすればよいか考える。</p> <p>グループごとに、検索ページを利用して、「マルチ」「まがい」「商法」「ネズミ講」などのキーワードを用いて、どのような勧誘があったのかを調査する。</p> <p>トラブル発生が予想される場合の相談先には、どのようなところがあるか調査する。</p>	<p>【発展・応用】 グループごとに調査した結果を発表させる。</p> <p>【評価】 ネットワークを利用した勧誘などにあったときに、その注意や対応方法について理解できたか。</p>

3 授業にあたって

ネズミ講の仕組みを理解するだけでなく、ネズミ講のどこが問題なのかを、児童生徒にはっきりと納得できるように指導することが大切です。例えば、一人が2人ずつ勧誘するという形を続けていく計算を実際にさせ、14代目には1億人という日本の人口を超え、結局は破綻することを証明することも大切です。同様に、マルチ（まがい）商法についてもその仕組みだけでなく、実際にどこに問題があるのか検証させてみることも大切です。

この授業では、架空の勧誘電子メールを教師が作成して提示する方法をとっていますが、これまでの様々な事例や判例なども調査して、最近の傾向と対策についても把握しておく必要があります。特に、インターネットを利用した悪質商法は減るどころか増える一方で、どんどん新手のタイプの勧誘が登場してきています。注意喚起を促す意味でも、悪質商法らしいものを発見した場合は、「先生に教えてほしい」と、児童生徒に投げかけるのも大切な指導です。

資料

Q1 ネズミ講とはなんですか？

A1 無限連鎖講とも呼ばれ、先に組織に加入した者が後に加入した者からお金（有価証券も含む）を受け取る仕組みの配当組織です。次々に勧誘して子や孫にあたる会員が一定数に達すると、講の本部または子や孫の会員から、自分の支出額を上回る金額のお金を受け取る仕組みです。

Q2 ネズミ講は法律違反なのですか？

A2 「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、開設、運営、勧誘行為の一切が禁止されています。

Q3 「先に参加した者が抜けていくシステムなので、ネズミ講ではありません」と宣伝した、電子メールが届いたのですが？

A3 名簿に記入されている数名の銀行口座に一定のお金を振り込み、その後、名簿の最上位者を削除したうえで、下位の者の順番を繰り上げ、自らが最下位の位置に加わるという方法で、「先に参加した者が抜けていくシステムなので違法性はない」と、説明を加えているものがあります。

しかし、組織の仕組み自体が「加入者が無限に増加すること」を前提としているのであれば、加入者が抜けようと抜けまいと、あるいは、再加入を繰り返す形であろうと、無限連鎖講の防止に関する法律に違反する、いわゆるネズミ講となる可能性があります。

Q4 マルチ商法とはなんですか？

A4 商品を販売するとともに、販売員を勧誘することで販売網を拡大していく商法で、アメリカを中心に発達したマルチレベルマーケティング（多層式販売方法）からきていると言われています。

法律（「訪問販売等に関する法律」平成13年6月1日以降は「特定商取引に関する法律」）では、次のように規定しています。

物品を販売する事業であり、

再販売、受託販売もしくは、販売のあっせんをする者を、

特定利益（リクルートしていくことによって得られる利益）が得られると誘因し、

特定負担（組織に加わるにあたっての条件となっている負担 入会金、商品購入代金他 が2万円以上）をすることを条件とするもの

ただし、この特定負担という条件については、法改正により平成13年6月に除かれる予定です。上記条件を満たした場合には、法律で、広告規制、不当な勧誘行為の禁止、書面交付義務、クーリング オフ制度などの規制がかけられています。

Q5 マルチ商法とネズミ講との違いはなんですか？

A5 決定的な違いは、商品が介在している点です。マルチ商法の販売システム自体は禁止されていません。

Q6 「マルチまがい商法」という言葉を聞くのですが？

A6 マルチ商法に似た「マルチまがい商法」とは、A4で説明した条件のうち、特定負担が2万円に満たないように設定され、法律（A4を参照）の規制を受けないような形で運営されているものなどです。

実際にはこのほか、「連鎖販売取引にはあたらない」との姿勢を打ち出していますが、同法の条件に該当する営業をしている会社もあります。

Q7 マルチ商法・マルチまがい商法は、どこが問題なのですか？

A7 金銭上や人間関係上のトラブルが生じやすいシステムであることです。つまり、自分が勧誘を受けたときの説明をうのみにして、そのまま自分が勧誘するとき利用することで、知らぬ間に法律違反を犯すこともありえます。言い換えると、「自分は被害者だ」と思っている、誰かを勧誘していた場合は、「加害者である」ことにもなりえるシステムです。

これまでの様々な事例や判例などから、政府としても問題性のある商法であるので、法律に基づく規制を行うとともに、消費者に対しても注意喚起を行っています。

日常的な指導

インターネットは便利で有効なツールであるとともに、怪しい話やデマ情報、悪質商法も数多く存在する実社会と同じ世界です。少しでも怪しいと感じた電子メールやWebページに出会った場合は、うのみにせず、いろいろな人に相談するなどして細心の注意を払うことが、自分の身を守ることにつながるといって指導が必要です。

特に、ネズミ講、マルチ商法は、金銭上や人間関係上のトラブルが生じやすい問題なので、知人や友人を誘うことにより信頼関係を失ったり、知らぬ間に法律違反を犯すなど、取り返しのつかないことに発展する危険性も高いことから、注意喚起をことあるごとに促すことが大切です。

ガイドラインへの標記

トラブルに巻き込まれてからでは遅いので、「ネズミ講、マルチ商法の類に属する宣伝や電子メールなどが送られてきた場合は、速やかに削除、もしくは、関係諸機関に届け出るようにする」といった趣旨の一文をガイドラインに明記しておきます。また、対策対応などの相談先を確保、準備しておくというような、万全の措置をあらかじめとっておくことも重要です。

指導のめやす

問題項目 **情報の信憑性**

校 種：①・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①・②・③「総合的な学習の時間」
 ④技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ⑤「情報A」など

題材名 **インターネットの落とし穴**

インターネットは、気軽な情報収集の方法として注目を集めていますが、同時に気軽な情報発信の場でもあります。そのため、その情報の信憑性を検証されることもなく、一方的かつ恣意的な情報もかなりあります。

このことを踏まえて、インターネットの情報を取り扱う際に、気をつけるべきことや身につけるべき態度などについて指導する必要があります。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) インターネットの情報には、何らかの意図があり、すべてを正しいと判断することは危険であることを知る。
- (2) 自分にとって必要のない情報や危険な情報に対して、主体的に避けようとする態度を身につける。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。 ・インターネットの便利さを思い出し、気をつけなくてはならないことを考える。 ・発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータは、授業開始前に起動しておく。学習内容を知らせる。 ・インターネットの便利さを思い出させ、学習の動機づけを図る。 
25	<p>2 Web ページを見る。</p> 	<p>Web ページを見せる。 教材用の Web ページはあらかじめ用意しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 偽情報 * 悪口 * アンケート * 18 歳未満禁止 * メル友募集 など

	<ul style="list-style-type: none"> Webページを見て、感じたことや気をつけなければいけないと思うことをワークシートに書く。(個人) 発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> Webページの見方を説明する。 ワークシートを用意し、考えを書かせる。 意見を発表させる。
15	<p>3 Webページの情報を利用するうえで、注意すべきことを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 話し合う。(グループ) ワークシートにまとめる。 発表する。 	<p>Webページの情報を利用するうえで、注意すべきことを話し合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークシートに、グループの意見をまとめさせる。 話し合ったことを発表させる。
25	<p>4 Webページの情報を利用する際の問題点を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> Webページの情報の特性を知り、その問題点を考える。(全体) 話し合う。 ワークシートにまとめる。 発表する。 	<p>Webページ情報の問題点を理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> Webページの情報の特性を知らせる。 <ul style="list-style-type: none"> *誰にでも作ることができる。 *情報の信憑性を確かめるのが難しい。 *誰が見るか分からない。 *どのように利用されるかわからない。 など <p>[評価] Webページの情報を利用するうえでの問題点を理解することができたか。</p>
15	<p>5 疑わしいページを見つけたときは、どうしたらよいか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対処方法を考えワークシートに自分の考えを書く。(個人) <ul style="list-style-type: none"> *やたらに信じて反応しない。 *大人(教員, 保護者)に相談する。 *危険そうなところには近づかない。 など 発表する。 	<p>疑わしいページを見つけたときの対応を考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークシートに自分の考えを書かせる。 考えたことを発表させる。 <p>[評価] 疑わしいページを見つけたときの対処方法を理解することができたか。</p>
5	<p>6 感じたこと、考えたことなどを書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業の内容を振り返り、感想をまとめる。(個人) 	<p>学習のまとめをさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> Webページの情報を利用するうえでの心構えや疑わしいページを見つけたときの対処方法について、学習したことをまとめるようにさせる。 <p>[評価] Webページ利用上の心構えや疑わしいページの対処方法について、まとめることができたか。</p>



3 授業にあたって

グループごとの話し合いや文章作りなどの活動を効果的に取り入れ、一人ひとりが自分自身の問題として考えられるようにします。

例示する教材については、各学校の状況や児童生徒の実態に合わせたものを作成します。

子どもたちの日常生活にありそうな出来事を例に出して考えさせます。

発信者として、こうした情報を送り出さないように指導することも大切です。



資料

教材用 Web ページ例



Web ページの解説は URL : <http://www.geocities.co.jp/HeartLand/1151/SAMPL/rinri98/rinri-jissen98.html> を参照。

日常的な指導

インターネットの情報を含めた様々な情報は、すべてが正しいものであると信じてしまってよいものではなく、その真偽を確かめるためには複数のメディアからの情報や専門家の意見などを確かめて、比較検討するなどの手段をとる必要があることを指導します。

インターネットの社会も実社会と同様、善人だけの世界ではないということを自覚させ、危険な情報から自分を守る必要があることを指導します。

危険な情報に触れてしまった場合には、担任またはコンピュータ担当者に相談し、指示を仰ぐように指導します。

ガイドラインへの標記

真偽の疑わしい Web サイトを発見した場合、その事実を担任やコンピュータ担当者に報告させ、適切な対応を考える必要があります。場合によっては、そうした Web ページへのアクセスを制限することも考えられます。ただし、アクセスの制限については、子どもたちの学びの広がりを考慮して、その方法について十分に検討する必要がある旨を踏まえて標記します。

・ワークシート

インターネットの落とし穴

()年()組()番()

インターネットの世界には、いろいろな情報があって、とても便利です。しかし、良いことだけではありません。今日は、インターネットの世界の中に実際にありそうなページを見て、思ったことや気をつけなくてはいけないことを考えましょう。

ページ	見たときに 思ったこと	気をつけなくては いけないと思 うこと	まとめ
緊急ニュース!			
友達のこと教えて			
アンケート			
ひみつの部屋			
メール送ってね			

【学習を終えて】

・思ったことや自分で気をつけたいと思うことを書きましょう。

指導のめやす

問題項目

出会い系サイト

校 種：①・②

学習時間：1・2時間

対象授業：①・②「総合的な学習の時間」

③ 技術・家庭科「情報とコンピュータ」など

題材名 インターネットの出会いのページで見知らぬ人に出会う

インターネットには様々な種類の「出会い系サイト」があります。「出会い」の相手を探すのが目的のサイトですが、一言で「出会い」と言っても趣味の仲間や仕事の仲間との「出会い」から結婚相手を探すものもあれば、中には援助交際など犯罪につながるようなものもあります。

「出会い系サイト」にアクセスするときは、どんな危険性があるのかを理解し健全な利用ができるように指導することが大切です。

授業の展開例

1 本時のねらい

(1) 出会い系サイトには問題を含んだものがあることを知る。

(2) 出会い系サイトの健全な利用の仕方を理解できる。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。 ・ 出会い系サイトへのアクセスについて自分たちの実態を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業開始前に起動しておく。 学習内容を知らせる。 ・ 調査結果を示し動機づけを図る。 授業前に、「出会い系サイトへのアクセス」についての簡単な実態調査を実施しておく。
5	<ul style="list-style-type: none"> 2 イン트라ネット（校内ネットワーク）の模擬ページにアクセスする。 ・ 感想を発表する。 * 「楽しそうだ」「おもしろい」など 	<ul style="list-style-type: none"> 模擬ページにアクセスさせる。 イントラネット（校内ネット）に「出会い系サイト」を模したページを登録しておく。 ・ 自由に感想を言わせる。 ・ 実際にアクセスしたことのある生徒がいれば感想を述べさせてもよい。
10	<ul style="list-style-type: none"> 3 実際の「出会い系サイト」のホームページを見る。 ・ 多様な目的のサイトがあることに気づく。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の「出会い系サイト」を見せる。 URLを準備しておく。 ・ 出会い系サイトには様々な目的のものがあることに気づかせる。 * 「電子掲示板」 * 「チャット」 * 「メーリングリスト」 * 同窓会や趣味の友人を探すもの。 * 恋人を探すもの。 など



[評価]「出会い系サイト」にはいろいろなものがあることがわかったか。

<p>10</p>	<p>4 「電子掲示板」を取り上げどんな問題点があるかを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の電子掲示板でのやり取りを読みながら特徴を考える。 ・発表する。 <div data-bbox="319 504 774 660" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>相手を実際に見ているわけではないので、うそを言っていることもあると思います。</p>  </div>	<p>電子掲示板について考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に会ったのつきあいと異なる点について、補足説明する。 * 年齢や性別などを偽っている可能性 * 自分の個人情報知られてしまう * 相手が本当はどんな人なのかよくわからない など <p>[評価] ネット上での「出会い」の特徴を説明できるか。</p>
<p>10</p>	<p>5 「ネットストーカー被害」に関するページにアクセスする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感想を発表する。 	<p>「ネットストーカー被害」に関するページにアクセスさせる。</p> <p>URLを準備しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アダルト情報に触れる可能性や、ネットストーカーの被害を受ける場合があることに気づかせる。 <p>[評価] ページの中には、対処の仕方によって犯罪に結びつく危険性があることを知る。</p>
<p>10</p>	<p>6 「出会い系サイト」の問題点や健全な利用についてまとめ、発表する。</p>	<p>「出会い系サイト」の健全な利用についてまとめさせる。</p> <p>携帯型電話機を使っても同様の注意が必要なことに触れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表させる。 <p>[評価] 「出会い系サイト」の特徴を知り、被害にあわない健全な利用の仕方が理解できたか。</p>

3 授業にあたって

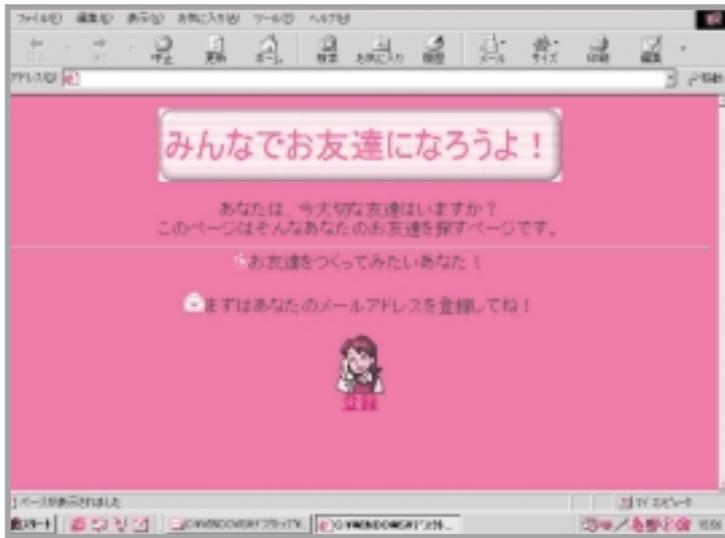
この授業では、イントラネットの「模擬出会い系サイト」にアクセスし、その後、実際のサイトにアクセスし問題点を考える方法をとっていますが、出会い系サイトを発端にした「ネットストーカー」の事件を伝えた記事やVTRなど補助資料を工夫すると、現実感をよりもたせることができます。

インターネット上には「ネット犯罪対策サイト」があるので、その存在を知らせると参考になります。

「出会い系サイト」での「出会い」は交友関係や視野を広げる有効な方法にもなります。ことさらに危険度ばかりを強調した指導をしないようにすることが大切です。

資料

(1) 校内ネットの画面



簡単に友達が作れるなんて便利ね。

メールアドレスをみんなに知られてしまうね。



(2) 授業で使った出会い系サイトの画面

一般的なもの



結婚情報的なもの



同窓会的なもの



チャット



(3) 授業で使ったページのURL

ネット犯罪予防

<http://www.kaiteki-net.com/nettrouble/netcrime/netcrime6.html>

ネットストーカー対策の部屋

<http://dalk33.hoops.ne.jp/higai23.html>

(4) 学習プリント

情報モラル指導(ネットでの出会い)学習プリント

()年()組()番()

学習課題

インターネットの「出会いのページ」にはどのように接したらいいだろうか。

1 情報モラル学習ホームページの1を見てみよう。(イントラネットのページ)

Q どんな内容のホームページですか?

Q どんな感想を持ちましたか?

2 いろいろな「出会い」のホームページを見てみよう。

Q どんなものがありますか?

Q どんな感想を持ちましたか?

このようなホームページでは、インターネットを使って()を始めることを目的としています。全部ひっくりかえって()サイトと呼びます。

3 ホームページにはいくつかの危険点があるがどのようなことが考えられますか。

4 今日の授業を通して、あなたはどのようなことを思いましたか?また、これからどのように接していきたいと思えますか?(200字~300字で書こう)

5 自己評価 (A:とてもよい B:よい C:もう少し)

観点別

評価項目	評定
「出会い系」サイトにはどんなものがあるか説明できる。	
「ネット」での出会いの特徴を説明できる。	
「出会い系サイト」への接し方を言える。	



日常的な指導

インターネット上に限らず「出会い」の場面では、場合によっては慎重さも必要なことを様々な場面で指導したいものです。

インターネット上での「出会い」は、その情報の信憑性や文字中心であるために誤解などがおこりがちであることを理解させましょう。

ガイドラインへの標記

学校からの「出会い系サイト」へのアクセスは基本的には禁止し、やむをえない場合は、教師立ち会いのもとに利用することを明記します。

指導のめやす

校 種：①・②・③
 学習時間：1～2時間
 対象授業：④ 技術・家庭科「情報とコンピュータ」など

問題項目 **電子メールの受信**

題材名 **チェーンメールなど問題のあるメール**

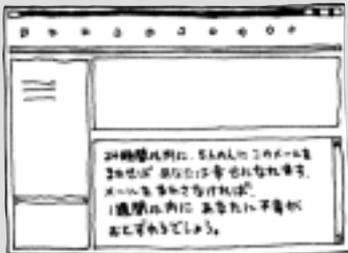
知り合いの友達から送られてくるメール、知らないところから送られてくるメールには、いろいろな問題が含まれていることがあります。例えばデマ情報がチェーンメール化して、多くの人が被害にあったり、添付ファイルをクリックしたら、コンピュータウイルスに感染してしまったりと、そのメールの問題性が認識できず、適切な対処ができなかったために被害にあってしまったりすることがあります。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) チェーンメールやスパムメール*など、受信したメールには、いろいろな問題が含まれていることを知る。
- (2) 問題を含んだメールを見極める力と、適切に対処していく態度を身につける。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンを起動し、ログインする。 1 本時の学習内容を知る。 ・電子メールを利用するうえで、気をつけなければならないことについて考える。 	<p>開始前にパソコンを起動させておく。 事前にチェーンメールを何通かメーリングリスト上に流しておく。 できるだけ現実性の高いものにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容的には問題なさそうなもの ・ゲーム感覚的なもの ・デマ情動的なもの など
15	<ul style="list-style-type: none"> 2 電子メールを開き、電子メールを読む。 ・流されたメールを読み、問題がありそうなメールはどれか、また、どこが問題なのか考える。  <ul style="list-style-type: none"> ・チェーンメールとは、どのようなメールなのかを知る。 	<p>具体的な発表や挙手により人数を把握する。</p>  <p>流されたメールに共通の内容を考えさせる。 [評価]: チェーンメールとはどのようなものか、理解できたか。</p>

	<p>・内容に関係なく、チェーンメールはなぜいけないのかを考え、発表する。</p> 	<p>内容に関係なく、チェーンメールはよくないことを知らせる。</p>  <p>[評価]: チェーンメールの問題性が理解できたか。</p>
<p>20</p>	<p>3 流されたスパムメール、ウィルスメールを読み、何が問題なのか、どのように対処したらよいかを考え、発表する。</p> 	<p>スパムメール、架空のウィルスメールを何通かメーリングリスト上に流す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デマ情報 ・個人情報を聞きだすメール ・ウィルス情報のメール など <p>[評価]: スパムメール、ウィルスメールの問題性が理解できたか。</p> <p>[評価]: このようなメールがきたときどのように対処したらいいのか理解できたか。</p>
<p>5</p>	<p>4 その他のいろいろと問題を含んだメールを読み、どのような問題があるのかを考える。</p>	<p>その他、問題を含んだメールをいくつかプリントを通して紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いたずらメール ・いやがらせメール(メールボム*) など
<p>5</p>	<p>5 本日の授業を通し、電子メールを利用するうえで心がけていきたいことについて、先生あてにメールをだす。</p>	<p>電子メール利用上の心構えについて再確認する。</p> <p>[評価]: いろいろな問題のあるメールを知り、被害にあわないようにするための対処方法が理解できたか。</p>

3 授業にあたって

この授業例では、架空のメールをメーリングリスト上に流す方法をとっていますが、この他にチェーンメールの問題をニュースで取り上げたVTRや実際におこった事例をあげるなどして、補助資料を工夫するとさらに効果が期待できます。

この授業例では、問題のあるメールをいろいろと取り上げて紹介していますが、内容的には善意から出されたメールがチェーンメール化したものの是非についてなど、討論課題を設けて実施することもできます。そのときは、2時間扱いになることもあります。

* メールボム: 個人に大量の電子メールを送りつけ、通常の電子メールを受け取れなくさせたり、電子メールサーバのシステムを使えなくさせる行為。 77

資料

(1) 事前に流す，チェーンメール

デマ情報

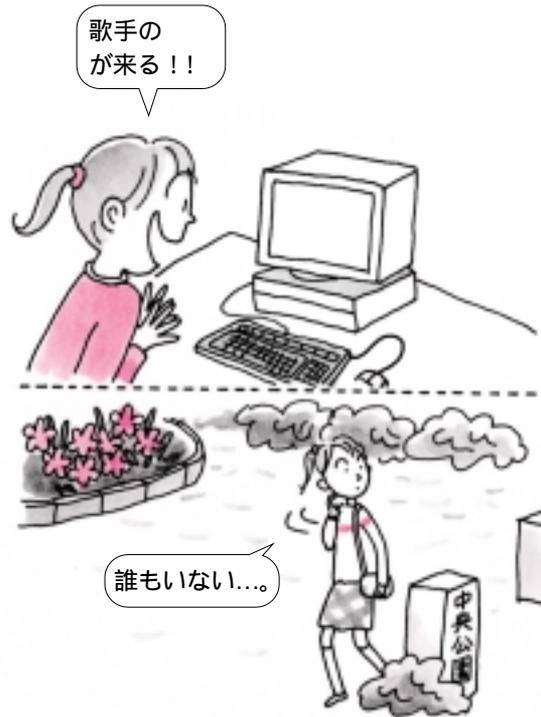
速報!! 6月15日の午後2時，千葉県民の日を記念して，千葉県出身の が千葉の中央公園に来ます。この情報は，メールを見た人にしかわかりませんので，ぜひ友達にも知らせてあげてください。

ゲーム感覚的なもの

おめでとうございます。これは幸福を呼ぶメールです。ただし，このメールを止めてしまうと，あなたに不幸が訪れてしまいます。幸福になりたい人は，このメールの本文を変えずに，24時間以内に5人の人に同じメールを流してください。

内容的には問題なさそうなもの

突然，申し訳ありません。私は千葉市在住の と申します。急性白血病の友人を助けるためにRH(-)B型の血液が，至急必要となりました。協力していただける方は 病院までご連絡ください。たくさんの血液が必要ですので，申し訳ありませんが，できるだけ多くの人にこのメールを流してください。



(2) 授業中に流す，スパムメール

デマ情報

おめでとうございます。あなたに，今度開かれるワールドカップの開会式のチケットがあたりました。このチケットを希望される方は，下記のところまで5000円を振り込んでください。先着10名様ですので，急いで申し込んでください。申し込みはお一人2枚までです。万一，先着にもれた場合には，申込金は返金いたします。(以下省略)

巧みに個人情報を聞きだすもの

突然のメールお許しください。わたしたちは，いま 市と近隣の町村との合併を進めるための活動をしています。広域行政のメリットを活かすことでしか，この地方の発展はありません。多くの署名を集めて行政を動かし，合併を実現させたいと思います。この活動に賛同していただける方は，あなたの住所，氏名，年齢，電話番号を下記のところまでお知らせください。(以下省略)

署名を集めると言っているけど，自分の住所まで教えちゃっていいのかな。



(3)授業の後半にプリントで紹介する、問題のあるメール

いたずらメール

こんにちは。1年F組の です。前からあなたのことが好きでした。直接、言えないのでメールを送りました。返事を待っています。

ぼくも好きです、と返事を出そう。



マナーの悪いメール

ぼくたちは、環境問題について調べています。環境問題について教えてください。

ウィルスメール

はじめまして。私は、ウィルス対策研究所に勤めております、と申します。どんなコンピュータウィルスにも感染しないワクチンを開発しました。添付ファイルを開くと、あなたのコンピュータもウィルスに感染しなくなります。どうぞ試してみてください。(添付ファイル付)

添付ファイルにウィルスが入っていたんだ!



日常的な指導

他の人にメールを出すことを強要しているメールは、どのような情報であれ、他の人に回さずに削除することが望ましいです。

魅力ある情報はうのみにせず、疑ってかかることが望ましいです。

メールに対してアンケートに答えたり、何か申し込んだりするときには、慎重な対応が必要です。見ず知らずの人から来た添付ファイル付きのメールには、注意が必要です。

他の人に迷惑をかけるようなメールを、流してはいけませんよ。



ガイドラインへの標記

電子メールの受信に関する問題対策としては、「教員の指導」や「禁止事項」などの項目を設け、受信した問題メールへの対応を標記することが望ましいです。

(2) Web ページ作成・電子メールの発信に関する問題と展開例

問題項目

著作権

題材名

Web ページ作成や情報発信時には著作権の配慮を

指導のめやす

校 種：小・中・高
 学習時間：1・2時間
 対象授業：小・中・高「総合的な学習の時間」
 中「技術・家庭科」「情報とコンピュータ」
 高「情報A」など

今後、実際の授業場面で児童生徒にWeb作成を指導する活動や、ネットワーク上での情報発信・交換などを行う機会が、ますます増えていくことが予想されます。ネットワーク上でデジタル情報を受発信するような活動や行為が増えれば増えるほど、ネットワーク社会の基本的なルールの一つである、「著作権」についての正確な知識と理解が必要になってきます。授業においても、いきなりWebページの作成から始めるのではなく、まずは、加害者、被害者とならないためにも、「著作権」について学習することが大切です。

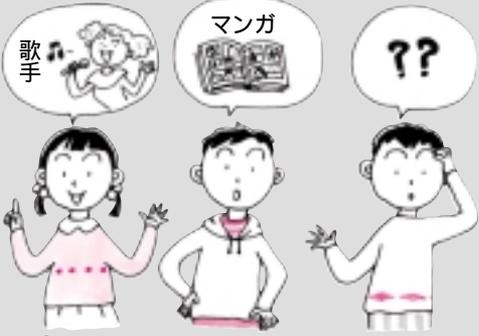
授業の展開例

1 本時のねらい

(1) 事例や教師の説明・解説を通して、著作権がどのようなものか知る。

(2) Web ページ作成やネットワーク上で情報発信する際に、気をつけなければならないことを理解する。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<p>1 本時の学習内容を知る。</p> <p>著作権という言葉を知り、どのようなことをイメージするかを考える。</p> <p>身の回りでどのようなものや情報に、著作権があると思うか話し合う。</p> <p>実は、著作権についての正確な知識や理解をしていないことに気づく。</p> 	<p>【導入・動機づけ】</p> <p>児童生徒の著作権に対する意識調査。児童生徒の実態を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イメージを湧かせるために、生徒に身近なテーマを題材にした発問から始める。発問例としては、「自分の頭で考えて作ったものや表現したもの、勝手にまねをされたいやなもの、自分だけにしか作れないもの、ほめてもらいたい作品...身の回りで例えばどのようなものがありますか？」など。 意見があまり出ないようであれば、ヒントを与える。「音楽(楽曲・歌詞)、映画・ビデオ、写真、地図、模型、絵画、彫刻、マンガ、レポート、新聞・雑誌の記事、小説、論文、詩、短歌、俳句、脚本、台本、芸術的建築物、コンピュータプログラム(ソフトウェア)」など。
10	<p>2 サンプルWeb ページを見る。</p>	<p>【教材提示】</p> <p>教材用の架空のWeb ページを用意しておく。</p> <p>架空Web ページには、雑誌の記事をそのまま掲載し、俳優の写真やキャラクターなどの画像もスクリーンで取り込んではり付けておく。</p>

- ・このWebページの見た目の特徴をクラスの中で自由に出し合って、整理する。
- ・見た目の特徴以前に、何が、どこが問題になりそうかを考える。
- ・このWebページをそのままインターネット上に公開した場合、どんな問題や事件がおこりえるか予想してみる。

15 3 サンプルWebページから、具体的にどのような行為と、その結果に問題があったのか、教師のヒントをもとに考える。

- ・他人の作ったもの、情報を使うことに、どんな問題があるか考える。
- ・クラスの中で自由に意見を出し合う。



15 4 著作権とは何かを知る。
著作権の存在を知り、身の回りにもたくさんの著作物があることを認識する。

- ・見た目の特徴について、児童生徒から出た意見を補足しながら、一緒に整理していく。
「見た目の特徴...構成、見やすさ、デザイン、目立つところ、データやコンテンツの量」など
- ・このWebページには大きな問題が隠されているということを児童生徒に伝え、隠された問題を考えさせる。
- ・問題と思われることを発表させる。

【問題提起】

- ヒントを与え、投げかける。
- ・文章はWebページの作者自身が書いたものか。写真は作者自身が撮影したものか。
- ・おもしろくて派手なWebページにするためなら、どんな画像や素材、情報を使ってもよいのか、児童生徒に投げかける。
- ・自分が買った雑誌や写真集であれば、Webページで本当に公開してもよいのか、投げかける。
- ・自分が作ったものや情報を他人に勝手に使われたらどう思うか、立場を替えて考えさせる。
- ・勝手に使われていやな思いをしたことがあるか、似たような体験があるか、話し合わせる。

[評価] Webページの見た目の派手さなど、外見上のことだけではなく、コンテンツそのものの信頼性や中身、出所などにも配慮する必要性を理解することができたか。

【解説・説明】

著作権について解説と説明。(解説と説明で押さえておくべきポイントは資料参照のこと)
解説の流れとしては、以下のような順序で、子どもたちが納得できるように、筋の通った展開をする。
著作権とは
何のためにあるのか
正しく利用するためには
難しい用語は避けて、要点を押さえた説明を心がける。要点としては、これらの権利を侵害すると罰せられるという点。
怖さを教えることではなく、知らないと自分が損をすることがある、というニュアンスで伝える。

[評価] 知らなかったではすまされない、知らないと自分が損をする、今後のネットワーク社会で生きていくために、必須の知識だということを理解できたか。

<p>5</p>	<p>5 もう一度，サンプルWeb ページを見直して，問題点の指摘と確認をする。</p> <p>6 (著作権を侵害せず) 正しく利用するためには，どうすればよいかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人の著作物を使いたい場合，どのようにしたらよいか考える。 <p>7 授業のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の内容を振り返り，感想を発表し，クラスでの共通認識として著作権の知識・理解をまとめる。 	<p>【問題提起の再確認】</p> <p>【発展・応用】</p> <p>自分がWeb ページを作る立場になって，Web ページの中で使いたいと希望している情報・素材の著作権者に許諾のメールを書くことを前提にして，そのメールの文章を考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できたメールの文章を発表させる。 <p>[評価] 「利用してはいけない」ということではなく，他人のものを自分のものとして，無断で使うことがいけないことであって，きちんと許可を得て利用することが大切であることを理解できたか。</p> <p>【まとめ】</p> <p>著作権について，学習したことをまとめさせる。</p> <p>[評価] 多くの人が様々な目的をもって利用するネットワーク上で情報を受発信するときには，それぞれの人の立場を尊重し，優しさと思いやりをもって行動することが大切だということが理解できたか。</p>
----------	--	---

3 授業にあたって

著作権以外にも，工業所有権（特許権，実用新案権，意匠権，商標権）などの知的所有権といわれるものには，様々な権利があります。授業ではあまり細かく分けて扱うのではなく，全体的に概観するようなところから始めたほうがよりスムーズに展開できます。

この授業では，架空のWeb ページを教師が作成して提示する方法をとっていますが，最近はやりの市販のCD などからコピーして作成した“MP3 (MPEG Audio Layer-3)”ファイルがWeb ページに大量にアップロードされたり，ネットワーク上で公開・交換されている事例，ニュースを題材にした実践のほうが，中学生以上にはより身近な話題として適している場合もあります。

児童生徒によってわかりやすく，また，身近な例を使ったクイズ形式の著作権クイズ (p. 83 参照) を使ってみたり，より具体的に「クラス・Web ページ」作成の課題を実施してみることも，学習の定着には効果的です。「クラス・Web ページ」作成の課題に関連して，「フリー素材を探してみる」「制約を守ることで，許可・許諾を得なくてもよいケースもある」といった解説・説明も大切です。



資料

(1) 授業展開の中の「4 著作権とは何かを知る」において解説・説明する際に、押さえておきたいポイント

知的所有権は(一般的には)「私が創造した情報を勝手に使ってはいけません!」といえる力, 権利。その権利は, 死後50年後まで認められる。

「文化的な創作物を保護」することを目的に, 法律で守られている。

「文化的な創作物」とは, 文芸, 学術, 美術, 音楽などの様々なジャンルで, 人間が発明や創作活動によって創り出したものや情報のこと。

絶対に「利用してはいけない」ということではない。他人のものを自分のものとして, 無断で使うことがいけないことであって, きちんと許可を得て利用すれば問題ない。



(2) クイズ形式で議題をあげて, クラスで討論してみる

例1. 友達の書いた文章や絵は, Webページで紹介できるか?

(答) 文章, 絵の著作権をもつのは友達本人である。

例2. ある人からのメールを公開できるか?

(答) 文章の著作権をもつのは, 原則としてメール発信者である。

例3. 他人のホームページから気に入った画像イメージを入手し使えるか?

(答) イメージ画像の著作権をもつのは, 画像製作者である。

例4. 漫画のキャラクターをコピーして, 掲載できるか?

(答) キャラクターについての権利をもつのは原作者である。

例5. タレントの写真をスキャナーで取り込み, 掲載できるか?

(答) 写真の著作権者は撮影者, 肖像の権利者はタレント本人である。

例6. 好きな歌謡曲の歌詞を紹介できるか?

(答) 歌詞についての権利をもつのは作詞者であり, 使用許可申請は原則としてJASRAC(日本音楽著作権協会)に対して行う。



日常的な指導

著作権の存在意義や, 著作権保護の意識を芽生えさせていくために, まずは教師自身がお手本となって, 著作権の保護の姿勢を見せることが大切です。また, 画像を複製することがいけない, 写真をスキャナーで読み込んでWebページの部品として使うことが悪い, 音楽をコピーしてサーバーにためておくのが悪い...など, 「してはいけない」といった指導法ではなく, あくまでも「他人のものを自分のものとして無断で使うことがいけないことであって, きちんと許可を得て利用すれば問題ない」とアドバイスすることのほうが, 著作権保護の意識を高めるためには大切です。

ガイドラインへの標記

児童生徒が情報を発信する際, 発信された情報の中身に問題があって, 本人あるいは学校が不利益を被ることのないよう, 学校から出ていく情報を逐一チェックするなど, 一定の管理下におくような体制が必要です。(管理が行き過ぎにならないように注意する必要があります)

問題項目 **プライバシーの侵害**

題材名 **住所・氏名などの個人情報を勝手に公開すると...**

指導のめやす

校 種：①(高学年)・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①・②・③「総合的な学習」
 ②中学校技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ③「情報」など

インターネットのWebページや掲示板は、世界中の誰でも見ることができます。良い人もいれば悪い人もいますから、個人情報（特に住所、氏名、電話番号など）を安易に公開するのは危険です。ダイレクトメール用に使われたりするだけでなく、ストーカー被害や誘拐などの犯罪に利用される可能性もあるからです。自分の個人情報はもちろん、無断で友人や知人の個人情報をWebページや掲示板に載せることは、プライバシーの侵害にもつながります。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) インターネットで個人情報が公開されると、いろいろな問題がおきることを知る。
- (2) 個人情報自体の価値や重要性に気づかせ、他人の個人情報を公開しないことはもちろん、自分の個人情報にも慎重に対処する態度を身につける。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	・ コンピュータを起動する。 1 個人情報（名前や電話番号など）を聞きだされて困ったことはないか話し合う。	・ 授業開始前にコンピュータを起動させておく。 名簿業者が児童生徒から個人情報を聞きだそうとした事例をあげて、プライバシーの一部が漏れだしている事実をあげて話し合わせる。
5	2 本時の学習内容を知る。 ・ 名前や住所、電話番号などをインターネットで公開することについて考える。	本時の学習内容を知らせる。 ・ インターネットで個人情報公開をするとどうなるかと投げかける。
15	3 一郎君のとった行為について考える。 一郎君は、転校していった友達から、花子さんの住所を教えてほしいとメールで頼まれました。他の人の住所も聞かれると面倒なので、ついでに自分のWebページにクラス全員の友達の名前、住所、電話番号を載せました。	実際に起こりえるような事例を出し、具体的に問題意識をもつようにさせる。 ・ 児童生徒に自分の電話番号などを勝手にWebページ上に載せられたと仮定して考えさせる。 ・ 自由に意見を発表させる。

4 イントラネットの架空Webページにアクセスし、これがインターネットで公開されたら、どんな問題が発生するか考える。

- 「ずいぶん会っていない人から連絡がくる」
- 「ストーカー被害にあうかもしれない」
- 「品物が勝手に送られてくる」



架空ページの情報を見せて、自分の名前や電話番号がインターネットを通して、いろいろな人に見られることや、悪用される可能性があることを考えさせる。
 クラスの個人情報（氏名、性別、電話番号）を掲載した架空ページを作り、イントラネットで見ることができるようしておく。

イントラネットで見ることができない場合には、資料としてクラス名簿を印刷して配布する。



実際に架空ページに載っている情報を見て、自分の名前や電話番号がインターネットを通していろいろな人に見られることや、悪用される可能性があるということを知らせる。

[評価] インターネットで個人情報を公開すると、いろいろな問題がおきることを知ることができたか。

10 5 個人情報、どなたどこから漏れているか考える。さらに、個人情報の公開の仕方についても話し合う。

- ・グループで話し合う。
- ・発表する。



実際に子どもたちのプライバシーの一部（氏名、年齢、電話番号、住所など）が漏れている事実から、原因を考えさせる。

- ・学年によっては事例が思い浮かばない場合は、自宅に送られてくる通信教育のダイレクトメールなどの具体的な事例を示して考えさせる。
- ・他人の個人情報を了解なく、勝手にインターネットに公開すると、プライバシーの侵害となることを知らせる。
- ・インターネットだけでなく、電話などで言葉巧みにクラスの個人情報を聞きだす人もいるので、気をつけることを指導する。

[評価] すでにいろいろなところから個人情報が漏れていることに、気づくことができたか。

<p>10 6 本時の学習をまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー（個人情報）が漏れないようにするにはどうしたらよいか考えて、ワークシートにまとめる。 ・各自でまとめる。 ・発表する。 <p>「不必要な個人情報の提供を避ける」 「他人の個人情報は勝手に公開しない」 「友達の電話番号などを聞かれても教えない」</p>	<p>本時の学習のまとめを一人ひとりにさせる。</p> <p>[評価] 他人の個人情報を無断で公開しないことはもちろん、自分の個人情報にも慎重に対処することが理解できたか。</p>
---	--

3 授業にあたって

この授業例では、クラス名簿情報が書き込まれた架空のWebページをイントラネットで見せる方法をとっていますが、このほかに個人情報が漏れているとしか思えない事例（児童生徒の名前を特定して電話をかけてくる家庭教師派遣勧誘電話など）をあげるなど、身近な補助資料を使って「プライバシーの侵害」について授業を行うと、さらに効果が期待できます。また、「Webでのアンケート調査」や「インターネットで懸賞応募」などでも個人情報が漏れた事例があり、これらも併せて指導すると効果的です。指導時間は児童生徒の発達段階や実態を考慮し、1～2時間の間で柔軟に対応します。

資料

(1) 授業中にアクセスさせる架空ページ



元5年1組 クラス名簿

転校していった二郎君がどこからでも見られるように去年のクラス名簿を作りました。
みんなもこの名簿を見て連絡してみよう！

	名 前	電 話 番 号	住 所	性別
1	相川 一郎	0 3 - 〇 2 △ 4 - 5 〇 7 ×	東京都港区虎町1-8	男
2	伊藤 花子	0 3 - × 2 7 △ - 1 〇 △ 7	東京都港区緑町2-9	女
3	上田 誠	0 3 - 〇 2 △ 4 - △ 5 〇 7	東京都港区横町8-4	男
4	岡田 ゆり	0 3 - □ 2 △ 4 - 5 〇 7 ×	東京都港区堺町9-8	女
5	加藤 勇氣	0 3 - 1 2 △ 9 - 〇 3 × □	東京都港区堺町1-3	男
6	木村 くるみ	0 3 - 5 △ 1 □ - 6 3 〇 ★	東京都港区緑町5-3	女
7	佐藤 春夫	0 3 - 4 〇 9 × - 5 3 ★ 1	東京都港区中町7-15	男
8	佐伯 奈美	0 3 - 8 △ 0 2 - 9 ☆ 2 〇	東京都港区北町5-29	女
9	清水 秋夫	0 3 - 4 〇 9 × - 5 3 ★ 1	東京都港区堺町2-23	男
10	鈴木 桃子	0 3 - 〇 8 △ 4 - × 〇 7 1	東京都港区上田町9-3	女
11	高橋 啓	0 3 - 〇 8 △ 4 - 5 〇 7 △	東京都港区南町3-3	男
12	田中 良子	0 3 - 0 2 5 △ - 2 ☆ 7 〇	東京都港区虎町3-6	女
13	津川 雅美	0 3 - □ 6 × 5 - 7 □ 1 9	東京都港区虎町3-19	男
14	戸田 陽子	0 3 - 0 □ 4 9 - 1 0 □ △	東京都港区北町5-10	女
15	中原 孝	0 3 - 4 ☆ 7 〇 - 9 □ * 8	東京都港区緑町4-3	男
16	新本 さくら	0 3 - □ 2 △ 4 - 9 〇 7 ★	東京都港区緑町5-7	女
17	野口 健太	0 3 - 9 〇 2 △ - 1 2 ★ 8	東京都港区南町2-18	男
18	原田 幸	0 3 - 9 □ △ 6 - 5 ★ 2 〇	東京都港区北町6-9	女
19	平田 亮	0 3 - × 5 2 △ - 〇 × 7 ☆	東京都港区横町4-12	男
20	本田 蘭子	0 3 - 〇 8 9 × - 0 3 □ 7	東京都港区緑町2-6	女
21	松本 明	0 3 - □ 2 9 × - 9 2 ★ 〇	東京都港区中町5-24	男
22	宮田 あゆみ	0 3 - 〇 5 △ 8 - 1 〇 5 ★	東京都港区横町2-7	女
23	宮本 和也	0 3 - 4 〇 9 ☆ - 1 0 □ 〇	東京都港区南町3-6	男
24	村上 綾	0 3 - 5 □ 9 ★ - 1 8 〇 □	東京都港区北町2-13	女
25	村田 良二	0 3 - 5 2 □ * - 9 0 △ ×	東京都港区横町2-13	男
26	和田 なつき	0 3 - 8 4 □ × - 3 〇 7 ×	東京都港区虎町3-9	女

日常的な指導

電子メール、Webページ、掲示板において、自分の個人情報（氏名、年齢、住所、電話番号など）をむやみに公開せず、必要に応じて慎重に公開することを指導することが必要です。

他人の個人情報については、本人の了解なしには公開しないことを徹底して指導する必要があります。もちろん自分の家族についても同様です。他人の個人情報の無断公開はプライバシー侵害となります。

Webでのアンケートに答えたり、懸賞に応募したりするときには、そのサイトの運営者が信頼できるかどうか注意して利用するよう指導します。

ガイドラインへの標記

他人の個人情報は無断で公開しない。さらに自分の個人情報を尋ねられても慎重に対処し、不安な場合は教師や家族に相談して公開すること。Webページでアンケートに答えたり懸賞応募したりする場合は、そのページの管理者が信頼できるかどうか検討したうえで、記入させることが大切です。

問題項目

誹謗・中傷

指導のめやす

校 種：①(高学年)・②

学習時間：1・2時間

対象授業：①「学級活動」「総合的な学習の時間」

②「情報基礎」「総合的な学習の時間」
など

題材名 Web ページで発信する情報

噂話や悪口といったことが、友達同士のいさかいというような形で表れることはよくあります。そして、このことはインターネットを使った行動の中でも、その延長として日常的におこりえるものとして考えておかなくてはなりません。日常的におきている出来事とインターネットの世界での出来事の大きな違いは、身近な友達同士の中だけでおこるか、広い社会の中でおこるかということです。そして、広い社会の中でおこったことは法(名誉毀損罪、侮辱罪など)に触れることすらあります。

学校での指導では、法に触れるからよくないという視点ではなく、周囲への影響の大きさ、そのことによって困る相手がいるという視点から児童生徒に考えさせることが大切です。

授業の展開例一

1 本時のねらい

(1) おもしろく発信した情報が、周囲の人に迷惑をかけたり、困らせてしまったりすることがあることを知る。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
10	1 今まで見た Web ページでおもしろい、楽しいのは どんなところか。 ゲーム関係 知っている人が出てる。	・ おもしろい、楽しいという見る側の観点からだけ考えるようにさせる。
10	2 おもしろい Web ページを作ろうと思って、こんな ページを作った人がいるのだけど、どこを見てみた いか。 小さくて大きいパン屋さん きれいなお寿司屋さん 空を泳ぐ魚	誹謗、中傷に関連する Web が出てくる必要はない。 ・ 「近所の特ダネ」を書いた Web ページ(資料参照)を提示し、感想を聞く。 ・ トップページだけを表示し、その先を見てみたいページを、発表させながら一つずつページを見せていく。
15	3 この Web ページの中で、公開したら、やめてほしいと言われたページはどれか。	・ 人に迷惑をかける可能性について、考えさせる。 ・ どのような迷惑になるかということを考えさせる。 [評価] 迷惑をかける可能性を考えることができたか。 支援 自分のことでは書かれたら困るかもしれないということを考えさせる。

15	<p>4 Web ページに公開することで、人が困るのはどんなことだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知られたくないこと ・いやな感じをもつこと ・本当ではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web に公開することでの広がりやすさ、大きさという点から考えさせる。 <p>[評価] 公開されたくない情報に気づくことができたか。</p> <p>支援 廊下の掲示板にはる、駅の伝言板に書くなど身近な事例にたとえて考えさせる。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人がいやな思いをしないWeb ページを作るには。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おもしろいだけでなく、誰もが楽しめる Web ページにできるんだという意識を持たせる。

授業の展開例一

1 本時のねらい

(1) Web ページに人の名前や悪口を書いてしまうことで、どのようなトラブルがおこる可能性があるかを考える。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<p>1 課題の確認をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループに分かれる前に、今日の学習の流れを確認する。
15	<p>2 グループごとにサンプルの Web ページを見て、よくない点を考える。</p> <p>個人の名前が書いてある。 悪口が書いてある。 自分からの意見しか書いてない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の名前を出すことの問題と、悪口を出すことを扱う。 ・ 印刷したものを見ながら、グループ内で意見を交換させる。 <p>[評価] 悪口が書かれていることを、問題点としてとらえることができているか。</p> <p>支援 悪口が書かれていることで、書かれた側の気持ちから考えさせる。</p>
10	<p>3 話し合ったことを発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループの代表に発表をさせる。 ・ よくない点を、箇条書きでメモしておき、話し合いの参考にさせる。
15	<p>4 なぜ、個人の名前や悪口を書くことはよくないのか、グループごとに話し合う。</p> <p>困る人がいる。 書かれたらいやだ。 個人のことを書かれると恥ずかしい。 悪口を書くことは個人攻撃だ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報（個人名を出してしまう）の視点と、誹謗中傷（悪口を書く）の2つの視点があることに気づかせる。 ・ 個人情報の保護の視点は、別に扱うことも考えられる。 ・ 誹謗中傷によって、困る人の立場を考えると、よくない理由を考えさせる。 ・ 友達との会話での悪口と Web に書いた悪口との違いから、その影響力の大きさに気づかせる。 <p>[評価] Web で情報を発信することで人を傷つけることがあることを理解したか。</p> <p>支援 情報によって困る人が出ることを、事例から示す。ひとつの事例ではなく、複数の事例を示すことも必要。</p>



5	<ul style="list-style-type: none"> どのような表現をしたらよいか考える。 相手のことを考える。 読んでいやな感じのことは書かない。 知ってほしいことは何か考える。 	<ul style="list-style-type: none"> Webでどのような内容を表現したらよいかを考えさせる。 読んだ人、書かれた人の気持ちを大切にさせる。
---	--	---

3 授業にあたって

人を傷つけようという意図がなくても、無意識のうちに傷つける結果になる場合や、一時の感情からの行動が結果的に人を傷つける場合があります。インターネット上に情報を発信するということは、手軽に情報を伝えることができる反面、気軽な気持ちでやったことが大きな影響をもたらすことがあるという認識をもたせることが必要です。インターネットでの情報発信というと、コンピュータを扱うスキルとしての部分の指導に終わってしまいがちですが、それだけでなくどのような情報を伝えるかというところまで指導していかなければなりません。情報を伝えることへの責任、そしてその影響の及ぼす大きさなどをも取り上げる必要があります。

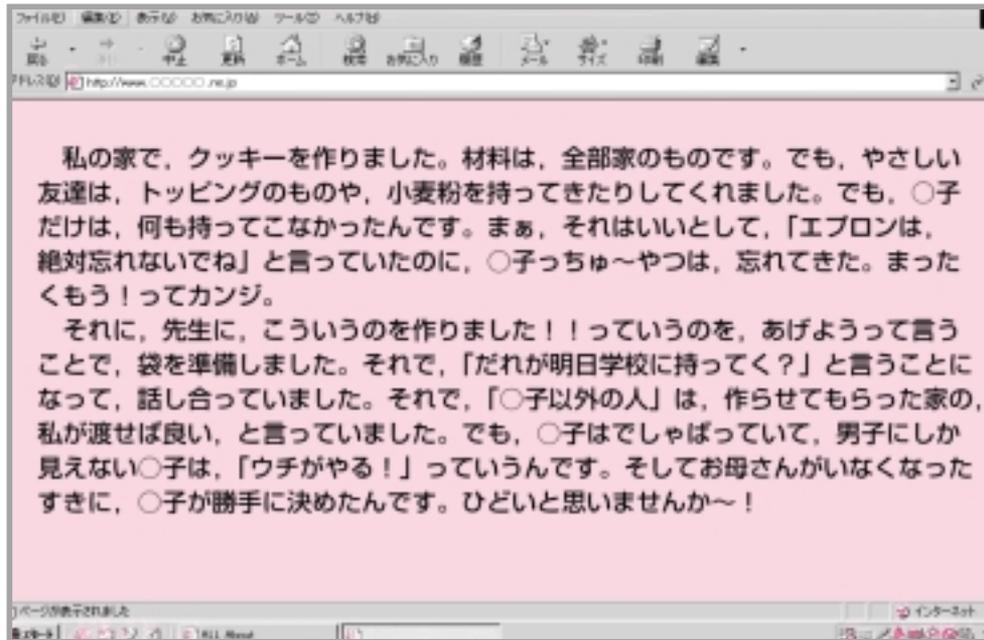
実際に児童生徒がおこしてしまった事例について取りあげることもあるかもしれませんが、そのときには、個人名を伏せるなど関係する児童生徒への配慮を欠かさないようにする必要があります。できれば、実際にそのような問題をおこしてしまう前に、仮想の事例や他地域での事例をもとにして、児童生徒に考えさせる場をもちたいものです。実際に、裁判となった事例などがWeb上に資料として提供されていますので、こうした資料を活用することも効果的です。

資料

(1) 展開例 のWebページ



(2) 展開例 の内容



* 参考事例

テレコムサービス協会 インターネットにおける苦情事例集

http://www.telesa.or.jp/html/jirei/jirei_01_02.htm http://www.telesa.or.jp/html/kujyou/hp_open/hp2_i.htm

警視庁 ハイテク犯罪対策総合センター

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/haiteku/jirei/hibou1.htm>

鹿児島県警察 最近のネットワーク犯罪について

http://www.pref.kagoshima.jp/police/networkhanzai_104.htm

愛知県警察 ハイテク犯罪事件簿

<http://www.pref.aichi.jp/police/taisaku/high-tech/jikenbo.html>

明治大学 インターネット講習会認定テスト例題：加害者にならないために

<http://www.meiji.ac.jp/mind/mind-nwtest/exs/ex9.html>

国民生活センター インターネットの消費者トラブル

http://www.kokusen.go.jp/news/data/a_W_NEWS_086.html

日常的な指導

ネットワーク上だけでなく学級での児童生徒の発言にも留意し、人を傷つけるような発言を繰り返しているときには適切な指導・助言を行う必要があります。

ネットワーク上のコミュニケーションにおいて、Webだけではなく、電子メール、掲示板などでの発言などを同じように着目して指導・助言を行っていく必要があります。

ガイドラインへの標記

Webへの情報発信の際には、指導者が確認をしてから情報発信をするようにするなど、情報発信の際の手順を明確にしておく必要があります。

個別の電子メール、指導者が確認しやすいWeb、確認しにくい掲示板やチャットなど情報を発信する範囲や方法に応じて、区別した情報発信の基準を設けることも有効です。

指導のめやす

校 種：①（高学年）・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：②技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ③「情報」
 ①・②・③「総合的な学習の時間」など

問題項目 個人情報流出①

題材名 個人情報の収集に利用されるWebページ

最近「個人情報の流出」が問題になっています。個人情報は情報社会の中で経済価値があり、名簿業者などの間で売買されているのが実情です。子どもたちの個人情報が漏れると、その情報をもとにダイレクトメールが送られてきたり、不愉快な思いをしたりすることがあります。また、個人情報の流出が原因となり、犯罪に巻き込まれることもあります。

インターネット上では、個人情報の取得を目的としながらそれを隠し、懸賞やアンケートを行う悪質な業者も出てきました。ここでは、個人情報収集を目的とした懸賞・アンケートを資料として取り扱い、問題点や対処方法について学習します。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) 個人情報の重要性を認識できる。
- (2) 個人情報がインターネット上でどのように扱われる可能性があるかを知り、個人情報保護の態度を身につける。
- (3) 個人情報の収集を目的としたWebページを見極め、適切に対処できる力を身につける。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータを起動する。 1 個人情報について知っていることを発表する。 2 本時の学習内容を知る。 ・ 個人情報について説明を聞き、学習内容を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業開始前にコンピュータを起動させておく。 個人情報について知っていることを発表させる。 (学習への動機づけを図る) ・ 自由に意見を発表させる。 学習内容を知らせる。 個人情報とは、「個人に関する情報で、直接その情報により、またはそれらを組み合わせることによって、特定の個人を識別できるもの」である。(2章 p.32) [評価] 学習内容が理解できたか。
10	<ul style="list-style-type: none"> 3 なぜこのようなページがインターネット上にあるのか考える。 ・ Webページにアクセス。または、資料を見る。 	<ul style="list-style-type: none"> なぜこのようなページがインターネット上にあるのか考えさせる。 ・ Webページにアクセス。または、プリントアウトしたページを配布する。

- ・ Webページを見ながら考える。

- ・ 発表する。

インターネット
だったら、簡単
に申し込める。

インターネットは
特別ではなく、ど
こにでもある。

会社の宣伝
のためでは
ないか。



10 4 入力する個人情報は、すべて必要なものなのか考える。

- ・ 提供しなければならない個人情報を一覧にする。

目的：会社へのアンケート
特典：図書券が当たる

名前
住所
TEL

- ・ 発表する。

懸賞に当たったときには、
名前と住所がなければ届
かないから必要だよ。

でも、はずれたら
個人情報がただで
知られるだけだね。



じゃあ、メールアドレス
は必要ないよ。

10 5 個人情報の目的外利用について考える。

- ・ 個人情報を悪用する人がいるとしたら、どのような目的か考える。

事前に個人情報を収集する「懸賞・アンケートサイト」を模したWebページをイントラネット（校内ネット）上に作成しておく。できない場合は、ページをプリントアウトし配布する。

- ・ 自由に意見が言い合えるように、工夫して話し合いをさせる。
 - ・ 考えを発表させる。
- インターネットでは、非常に安い費用でこのようなページができ、簡単に個人情報を集めることができる。しかもデジタルデータであるため、保存・流通が容易であるという背景がある。（必要に応じて説明する）

[評価] 懸賞などのページがあるわけを理解できたか。

入力する個人情報は、すべて必要なものかどうか話し合いをさせる。

- ・ 提供しなければならない個人情報を一覧にさせる。
- ・ 一覧表にさせるための補助プリントを配布する。

- ・ 考えを発表する。

[評価] 必要のない個人情報を要求していることに気づくことができたか。

個人情報の目的外利用について考えさせる。

- ・ 個人情報を悪用する人がいるとしたら、どのような目的か考えさせる。

	<p>・発表する。</p> <p>電話や住所を知って品物を買うためだよ。</p> <p>会社の名前の宣伝ではないか。</p> <p>本当に抽選しているのかな？ だまされていたりしてね。</p>  <p>10 6 個人情報が悪用されることによって生じると考えられる迷惑・被害にはどのようなものがあるか考える。</p> <p>・発表する。</p> <p>私の家は、手紙や電話がかかってきて迷惑しているよ。</p> <p>毎日、思い当たらないところからダイレクトメールがくるってお母さんが言っていた。</p> <p>買ってもしない商品が勝手に送られてきたって聞いたことがあるよ。</p>  <p>5 7 本時の学習をまとめ発表をする。</p> <p>・懸賞，アンケートのページ上で個人情報を入力することの問題についてまとめる。</p> <p>・発表する。</p>	<p>・発表させる。</p> <p>個人情報は，財産的，経済的価値があるため，名簿業者などで売買され，中には悪質な業者もいる。（必要に応じて説明する）</p> <p>[評価] 個人情報の目的外の利用について理解できたか。</p> <p>個人情報が悪用されることによって生じると考えられる迷惑，被害にはどのようなものがあるか考えさせる。</p> <p>・発表させる。</p> <p>[評価] 個人情報が目的以外に使われ，迷惑や被害として表れることを理解できたか。</p> <p>懸賞，アンケートのページ上で個人情報を入力することの問題についてまとめさせる。</p> <p>・発表させる。</p> <p>インターネットでは，情報の受け手（会社やサイトの管理者）がどのように個人情報を扱うか，その安全性を確かめることができない。また，懸賞やアンケートに答えることは，大切な個人情報を知らない人へ知らせることになり，悪用されることも多く，懸賞やアンケートに答えることには配慮が必要である。（必要に応じて説明する）</p> <p>[評価] インターネット上で個人情報を入力することの問題点を知り，個人情報を自ら保護しようとする態度を身につけることができたか。</p>
--	---	--

3 授業にあたって

この授業例では，実際に懸賞，アンケートのWebページを見ながら考える方法をとっていますが，他に個人情報の問題をニュースで取り上げた記事や実際に送られてきたダイレクトメールを提示するなど，補助資料を使って行くと，さらに子どもたちの関心を引くことができます。

懸賞やアンケートなど，個人情報を扱うサイトがすべて悪いわけではありません。その点も授業で取り

上げ、そのページ本来の目的などを考えさせることも大切です。

懸賞，アンケートのサイト以外にも通信販売などの電子商取引，会員登録のページでも同じような個人情報流出の問題になっています。その点も，じっくりと子どもたちの話し合いを中心に指導することが大切です。その際には2時間扱いにする必要があります。

資料

授業で取り上げる Web ページの概要

OX ネットショッピングお客様アンケート

アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で、毎月 100 名様に、図書券 5000 円分をプレゼントします。

名前：

E-mail：

年齢： 歳

性別： 男性 女性

郵便番号：

住所：

電話番号：

職業：

貯金： 有 金額 無

趣味：

貴方の愛読している雑誌：

よく行くお店：

今ほしい物：

あなたは、インターネットを使ったショッピングに興味がありますか？
ある ない

「ある」と答えた人のみ答えてください。
当社以外で、どこのショッピングサイトをご利用したことがありますか？

インターネットショッピングに興味のあるお友達を紹介してください。
名前： E-mail

ご意見・ご質問などがありましたらご記入ください。
ご協力ありがとうございました。なお、当選された方には E-mail にてご連絡の上、後日郵送させていただきます。

日常的な指導

インターネット上では、信用できる主宰者であっても、その懸賞などの直接の目的以外で利用されることがあります。個人情報をむやみに登録しないよう指導することが必要です。

家庭には、保護者の監督下で、アンケートの目的がはっきりしていることや、責任ある企業が主宰しているという判断基準を伝える必要があります。

学校では、教師の指導のもと、教育上必要と考えられるとき以外は個人情報の提供をしないように指導します。

ガイドラインへの標記

個人情報の流出は犯罪に巻き込まれる可能性もあり、むやみにインターネット上で自分の名前や住所などの個人情報を登録してはならない、ということを標記する必要があります。

問題項目 **個人情報流出②**

題材名 Web ページ・掲示板での個人情報の扱い

指導のめやす

校 種：①(高学年)・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：②技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ③「情報」
 ①・②・③「総合的な学習の時間」など

一度インターネット上に流出した個人情報は、短時間に、知られたくない人も含め、不特定多数の人に伝えられます。

悪意ある第三者の手に個人情報が渡ることで、子どもたちに接近することを目的とした電子メールや電話、さらには、ストーカー行為などの問題がおきています。

これらは、個人や学校で作成し発信されるWebページ内の個人情報や掲示板での個人情報がもとでおきるケースが多く、特徴としては、はじめからいやがらせやストーカー行為をする相手を特定し、集中的に狙うというもので、やがては犯罪へと発展することもあります。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) 個人情報の重要性を認識できる。
- (2) 個人情報の悪用により生じる迷惑・被害を知り、個人情報保護の姿勢を身につけ、被害にあったときの適切な対応ができる。
- (3) Web ページ、掲示板での適切な情報発信の仕方がわかる。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	・ コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。	・ 授業開始前にパソコンを起動させておく。 学習内容を知らせる。 * Web 情報を見せながら行くと、動機づけになる。
10	2 個人情報とは何かについて考える。 ・ 個人情報について知っていることを生徒に発言させる。 ・ 個人情報について説明を聞く。	個人情報について考えさせる。 ・ 自由に意見を言わせる。 個人情報とは、「個人に関する情報で、直接その情報により、またはそれらを組み合わせることによって特定の個人を識別できるもの」である。 2章を必要に応じて説明する。(p.32 参照) [評価] 個人情報の重要性に気づくことができたか。
	3 ネット上に、誰かに個人情報を公開された場合、どのような被害が発生するか考える。	個人情報を公開された場合の被害を考えさせる。

10

4 模擬ページにアクセスし、どの部分がどのように問題を含んでいるかを考える。

- ・発表する。

いたずら電話やメールがくる。

友達が増えるかもしれないよ。

ストーカー行為を受けるかも。



- ・問題点を知る。

注意すべき主な点の例
 個人情報が流出しやすいWebページ
 <ここが狙われやすい>

項目	理由
名前・住所などの自己紹介	本人が特定されてしまう。住所はすべてを書いていなくても、他の個人情報と組み合わせることでもかなり確度の高い情報となる。特に7桁の郵便番号は番地以外の住所がすぐにわかってしまうので注意が必要である。
電話番号・電子メールアドレス	いたずら電話やメールが送られてくる。電話番号を載せなくても電話帳に登録してあれば、名前と住所だけで検索が可能である。逆に電話番号がわかれば、名前と住所がわかる逆引きデータベースも存在する。
写真	本人を特定させる情報となるうえに、画像を悪用される。
家族構成	本人だけでなく、家族の情報も流出させることになる。
学校	学校は行けば必ず会うことができる場所なので要注意である。
友達	友達の個人情報を流出させることになる。
自宅周辺の記述・写真	他の情報と組み合わせることにより、本人の家などもわかってしまう。
日記	内容から予定の行動や、よく行く場所、日々のくらしや人間関係までプライベートを広く知らせる結果となる。固有名詞や予定は書かない配慮が必要である。

- ・小グループで話し合う。
- ・一覧表を作成する。

- ・発表させる。
- ・実際におきた事件を伝える。
 - *いたずらやわいせつの悪質なメールが送られてきたり、いたずら電話がくる。
 - *なりすましの被害にあう。(2章 p. 36 参照)
 - *不信な男につきまとわれるなど、ストーカーの被害にあう。
 - *顔写真が使われ合成写真として、わいせつなサイトへ使われた。
 - *誹謗中傷する内容やでたらめの内容が掲示板に書き込まれる。 など

[評価] 個人情報がネット上に公開されると、様々な被害や事件がおきることを知ることができたか。

模擬ページにアクセスさせる。
 事前に、個人情報が流出しやすいと考えられる模擬Webページをイントラネット(校内ネット)上に登録しておく。
 登録できない場合は、そのページをプリントアウトし、生徒に提示する。

- ・自由に意見が言い合えるように、工夫して話し合いをさせる。小グループになるとよい。
- ・一覧表にさせるための簡単な補助プリントを配布する。
- ・一人ひとり見てまわり、助言を加えていく。

- ・一覧表にしたものを、お互い発表し合う。

10	<p>5 迷惑・被害にあってしまったときについて考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発表させる。 ・注意事項を説明する。 	
5	<p>6 いやがらせやいかがわしいメールを受け取ってしまったときにどう対処すべきか考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>抗議のメールを書く。</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>何もしない。</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>警察に訴える。</p>  </div> </div>		<ul style="list-style-type: none"> * メールなどを受け取ってしまったときに「やめてください」といった返事を出してはいけない。返信のメールを出すことによって、ヘッダ情報などから新たな個人情報を相手に知らせてしまうことになるからである。 * 悪質なものが繰り返されるようなら、個人で対応せず、保護者や教師に相談し、必要なら警察や弁護士などに相談するなどの対応を考えることが必要である。
5	<p>7 不信な人に付きまとわれ、ストーカー行為を受けたときはどうするか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>警察に知らせる。</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>こわくて何もできない。</p>  </div> </div>		<p>ストーカー行為への対処を考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表させる。 ・注意事項を説明する。 * 個人で対応せず、必ず保護者や教師に相談し、必要なら警察や弁護士などに相談するなどの対応を考えることが必要である。
5	<p>8 学習のまとめをし発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明を聞く。 		<p>[評価] 被害にあったときの適切な対応がわかったか。</p> <p>Web ページや掲示板に個人情報を載せることの危険性を確認する。</p> <p>[評価] Web ページや掲示板に個人情報を載せることの危険性を知り、個人情報を自ら保護しようとする姿勢を身につけることができたか。</p>

3 授業にあたって

この授業例では、実際にWeb ページを見ながら考える方法をとっていますが、この他に個人情報の問題をニュースで取り上げた記事やV T R や実際におこった事例をあげるなどして、補助資料を工夫するとさらに効果が期待できます。

子どもたちが話し合った結果をもとに、Web ページで情報を発信するときや、掲示板で発言する際の自分たちのガイドラインを作成させ、お互いが発表し合うことも意義のあることと思われます。そのときは2時間扱いにするとよいでしょう。

資料



日常的な指導

自分のWebページを作成するときは、その掲載内容とその関連性を十分考慮し、出さなくてもよいと思われる個人情報は出さないようにします。特に、名前、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの情報を載せるのは危険です。

電子掲示板にも、名前、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの個人情報は書かないようにします。いやがらせのメールや電話を受けるなどの被害にあったときは、個人で対応せず、すぐに保護者や教師に相談し、必要なら警察に訴えるなどの指導が必要です。

ガイドラインへの標記

生徒（児童）及び教職員の個人情報の発信は、学校教育のために必要とされる場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。

名前、写真、住所、電話番号、生年月日など個人を特定できる個人情報は発信しないものとする。

教育活動上どうしても発信を必要とする場合は、本人及び保護者に対して趣旨及び危険性を説明し、同意を得たうえで、教師の指導のもとに発信するものとする。

問題項目

情報の改ざん

題材名 情報の改ざん，情報の漏洩とプライバシーの侵害

指導のめやす

校 種：①・②

学習時間：2時間

対象授業：①・②「総合的な学習の時間」

③技術・家庭科「情報とコンピュータ」

④「情報」など

情報の改ざんや情報の漏洩，プライバシーの侵害などの行為は，インターネットが普及するにつれ，私たちの身近な問題の一つとなっています。

これまで社会の陰に隠れていたような問題や行為がインターネットの登場によって，世間に大量に表れはじめ，私たちの目に触れるようになりました。

いわゆる“クラッキング”行為による愉快犯的な情報の改ざんや情報の盗用は日常化してきており，インターネットの普及が新しい形態の問題を引きおこし，問題と被害を拡大する一因にもなっています。

また，Webや電子メールでは，その内容を保存し自由に変更できるため，技術に長けていない人間でも容易に情報の改ざんや漏洩といった行為ができてしまうという点にも着目しなければなりません。

私たちは，使い方によっては社会や他人に甚大な被害を及ぼす凶器を安易に持ってしまったとも言えます。これは，子ども大人の区別なく，また性別や人種にもかわりなく言えることです。

技術的には防御のしようがなく，法規制も難しく匿名性が高いというインターネットで流通している情報の諸特徴から見ても，これらの事態は増長される傾向にあり，事態の収束には教育の力が期待されています。

しかし，「情報の改ざん」「情報の漏洩」「プライバシーの侵害」といっても，その状況や方法，そして被害の大きさや性格は，個々の事例によって様々で，学校教育だけで対応できるものでもありません。家族や地域社会などの協力による教育が行われなければ，これらの問題を減らしていくことは難しいのです。



学校教育の一つの方向としては，

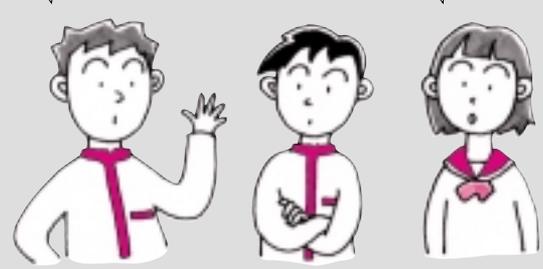
被害にあった場合の受け止め方や対応について事前に訓練をしておく，という教育が考えられます。今後，問題が個人のレベルで日常茶飯事となる事態に陥るならば，被害を受けてもダメージは最小限にとどめ，生活や人生に支障をきたさないような強い心をもつ訓練を行うことが，被害対策教育の第一歩となり，個人の危機対応の在り方を示す教育となるのです。また，被害を受けたときの対応をきちんとすることが，被害を拡大しないためにも重要なことです。さらに，これらの問題と事態が社会や人間に及ぼす影響はどのくらいの規模であるのかを指導しておくことが必要であり，それが子どもたちを加害者にしないための対策となりえるのです。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) 情報の改ざんや情報の漏洩とは、どんなものを問題事例などから知る。
 (2) 情報の改ざんや情報の漏洩が行われた場合の影響を考える。
 (3) 対策や対応、加害者にならないための心構えについて考える。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<p>1 本時の学習内容を知る。 情報の改ざんや漏洩とは何か。どのような影響があるのかを知り、問題点を整理する。 被害にあったときの対応や対策、心構えについて考える。</p>	
20	<p>2 情報の改ざんや情報漏洩とは、どのようなことかを知る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) クラッキングによる改ざん 2) クラッキング以外の情報改ざん 3) 情報の漏洩 4) プライバシーの侵害 <p>情報の改ざんというのは、こういうことか。</p>  <p>情報の漏洩とは、こういうことだったのね。</p>	<p>問題事例を提示する。</p> <p>http://news.yahoo.co.jp/Full_Coverage/Net_Crime/ http://www.asahi.com/tech/jiken/index.html http://www.kyodo.co.jp/kikaku/hanzai/crime_index.html http://www.mainichi.co.jp/digital/netfile/index.html http://www.matsu21.net/internethanzai/</p> <p>[評価] 問題の概要を知ることができたか。</p>

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
25	<p>3 これらの事例は、それぞれどのような影響があり、どのような問題を含んでいるか。また、被害の規模について話し合い、考える。</p> <p>被害とその規模，影響 知的所有権侵害 名誉毀損，人権侵害 プライバシーの侵害</p>	<p>「虚偽の情報」をあたかも真実のように公開している場合と、非公開であるべき「真実の情報」を公開している場合がある点に気づかせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットと情報社会の影響についても考えさせる。 ・自分が被害を受けた場合を想定させる。 <p>[評価] 個人の被害や社会的規模の被害を理解できたか。</p>
1 時間終了		
25	<p>4 ある一つの事例を取り上げて、被害にあわないための対策を話し合う。</p> <p>防御策はあるのか？ どういった対策が賢い対策か？</p> 	<p>グループ単位で考えさせる。</p> <p>法律などの各種資料を用意する。 できるだけ自主的に考えられるように促す。</p>
25	<p>5 4で取り上げた事例で、自分がもし被害にあった場合の対応と心構えを話し合い、考える。</p> <p>冷静な対応とは？ 法律や相談先は？ 受け止め方は？</p>	<p>グループ単位で考えさせる。</p> <p>法律などの各種資料を用意する。 できるだけ自主的に考えられるように促す。</p> <p>[評価] 被害にあったときの適切な対応が理解できたか。</p> 

3 授業にあたって

今回、2時間目は「話し合い」のみとなっていますが、マスコミなどでも報道されている具体的な事例(事実)を例にして、できるだけ一つの問題に的を絞って、様々な観点から一つの問題を掘り下げるように話し合いをもつことが大切です。

現段階で答えが明確に出せるものだけではなく、様々な意見を出し合うことやそれぞれの問題を自分なりに受け止め考えさせることが重要です。

資料

関連する法令

不法行為全般	民法709条（不法行為の一般的要件・効果）の規定により，故意又は過失によって他人の権利を侵害した者は，これによって生じる損害を賠償する責任が課される。不法行為にはプライバシー侵害なども含まれる。
虚偽の情報の公表等	【刑法】230条名誉毀損（きそん）罪，231条侮辱罪，233条信用毀損罪，業務妨害罪 【証券取引法】158条相場の変動を図る目的での風説の流布の禁止
わいせつな表現	【刑法】175条わいせつ物頒布・公然陳列罪 【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律】映像送信型風俗特殊営業者の届け出義務 【関税込率法】輸入禁制品の指定
不正アクセス パスワード， 漏洩	【不正アクセス行為の禁止等に関する法律】
電子商取引など	【民法】95条要素の錯誤，96条詐欺脅迫 【訪問販売法】平成13年6月1日より「特定商取引に関する法律」が施行 【割賦販売法】 【刑法】246条詐欺罪，電子計算機使用詐欺罪，185条賭博罪 【無限連鎖講の防止に関する法律】
業務妨害，窃盗，恐喝， 偽造	【刑法】233条信用毀損罪，業務妨害罪，234条電子計算機損壊等業務妨害罪，249条恐喝罪，235条窃盗罪，134条秘密漏示罪，155条公文書偽造，157条公正証書原本不実記載，158条偽造公文書行使，159条私文書偽造，161条偽造私文書等行使，電磁的記録不正作出及び供用 【電波法】106条虚偽の通信
知的所有権	【著作権法】【特許法】【意匠法】 【実用新案法】【商標法】【不正競争防止法】など

日常的な指導

関連の事件が報道されたり，学校内でちょっとした事件がおきたら，掲示板に掲げたり，学級新聞などに掲載するなどして，積極的に児童生徒に問題の啓発をします。

インターネットでは，誰が，いつ，どこで，どんな通信をしたかという記録を残してトラブルに備えられていますから，匿名だと思って不適切な行為をしないよう注意が必要です。

児童生徒がおこした小さな問題でも，あいまいに解決せずに，一つひとつ明確に解決し，指導することが大切です。

ガイドラインへの標記

特になし。

指導のめやす

問題項目

電子メールの発信

校 種：①・④

学習時間：1時間

対象授業：①・④「総合的な学習の時間」

④技術・家庭科「情報とコンピュータ」など

題材名 電子メールを使って情報を発信するときの心構え

電子メールを使って情報発信をするということは、その先に必ず電子メールを受信する相手が存在します。その相手が友達などの親しい間柄でやり取りするときもあれば、見ず知らずの人とやり取りするときもあります。また、複数の人たちと同時にやり取りするときもあります。ここではいろいろな場面を想定し、その中で電子メールを使って、情報発信するときのマナーや気をつけたいことなどを中心に考えます。また、情報発信するということは、そこに自己責任が発生します。遊び半分で発信してしまったことが相手を傷つけたり、犯罪行為にまで及んでしまうこともあります。そのようなことにならないための心構えについても考えます。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) 電子メールの特徴を知り、電子メールでやり取りするときの心構えを知る。
- (2) メーリングリストの特徴を知り、メーリングリスト上で情報発信するときの心構えを知る。
- (3) 電子メールで情報発信するときの心構えを知り、自己責任のもと、情報発信する態度を身につける。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。 ・ 電子メールを使って情報を発信するとき、気をつけなければいけないことについて考える。 2 1対1でのメールのやり取りの中でのマナーについて考える。 ・ 1対1のやり取りの中でおこった、言い争いの例の内容を読む。 ・ なぜ、このようなことになってしまったのか、その原因を考え、発表する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 話し言葉のまま文字にするときつい印象になるね。 </div>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 解決策を考え、発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始前にコンピュータを起動させておく。学習内容を知らせる。 ・ 電子メールソフトを起動させる。 電子メールまたはプリントを使って、メール上で言い争っている事例を紹介する。 ・ 原因について、電話や手紙と比較させながら考えさせ、電子メールの特徴を導かせる。 ・ 解決法の一つとして、絵文字があることを紹介する。 <p>[評価] 電子メールの特徴を知り、電子メールでやり取りするときの心構えが理解できたか。</p>

15	<p>3 メーリングリスト上のマナーについて考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーリングリスト上に流れたメールを読み、メーリングリストとはどのようなものかを知る。 ・メーリングリスト特有のマナーについて考える。 	<p>クラスのメーリングリストを作り、そこにメールを流すことにより、メーリングリストとはどのようなものを理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーリングリスト特有のマナーについて、グループで話し合わせ、結果をメーリングリスト上に流させる。 ・メーリングリストに寄せられた意見を読ませ、大切なポイントをまとめさせる。 <p>[評価] メーリングリストの特徴を知り、メーリングリスト上で情報発信するときの心構えが理解できたか。</p>
20	<p>4 電子メールで情報発信するときの心構えについて考え、発表する。</p>  	<p>マナー上のこと、気をつけたいこと、やってはいけないことの3つに分けて考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ多くあげさせる。 ・発表させ、それぞれの項目ごとに補足説明をする。 <p>マナー上のことでは、常に相手の立場になってメールを出す心構えについて強調する。</p> <p>気をつけたいことでは、むやみに情報発信すると、被害者や加害者になってしまうことを強調する。</p> <p>やってはいけないことについては、遊び半分で行ってしまったことが相手を傷つけるだけでなく、犯罪行為にもなってしまうこともあることを強調する。</p> <p>[評価] 電子メールで情報発信するときの心構えを理解し、自己責任のもと、情報発信する態度が身についたか。</p>

3 授業にあたって

ここでは電子メールの発信に関する基本的な操作や電子メールの受送信の仕組み、メールアドレスの仕組みについては扱っていません。2時間扱いの前半にこれらの内容を行い、後半にここで紹介した内容を扱うと、一つのまとまりとして構成できます。

メーリングリストはできるだけ体験させ、それを通して考えさせる必要がありますが、それができない場合には、簡単に紹介するにとどめ、次の課題に時間をとることが効果的です。

最後の課題の、情報を発信するときの心構えについては、最後のまとめのところで補助資料を使って具体的に紹介すると、さらに効果が期待できます。

現在の児童生徒たちは携帯型電話で、すでに頻繁に電子メールのやり取りをしています。電子メールの授業をするときには、常にそのことを念頭におき、必要に応じて携帯型電話についても取り扱っていく必要があります。

時間があれば、今後さらに利用が増えそうな無料メールサービスの紹介や特徴、問題点などについても取り上げましょう。

資料

(1) 1対1のやり取りの中でおこるメールバトルの例

A：この前のことはそんな意味で言ったのではありません。あなたのほうが何か勘違いしているのではないですか。根本的にあなたの言っていることの意味がよくわかりません。そのように考えるなんて頭が悪いのではないですか？

B：何を言っているんですか。そういうあなたの考え方のほうがおかしいと思います。そんな言い方をするなんて人権侵害ですよ。

A：なんだと、いいかげんにしないか。あほらしくてもう相手にしたくないね。



(2) 電子メールと手紙、電話の比較

	電子メール	手紙	電話
即時性			
感情の伝わり			
手軽さ			
拘束性			
一斉同報		×	×

(3) 絵文字の例

おもしろい, 楽しい → (^_^)

恥ずかしい, こまった → (^_^ ;

悲しい → (T_T)

まいった → (>_<)

(4) メールングリスト上でのマナー

1対1でのやり取りのマナーの他に, メールングリスト上ではさらに次のような点についても気をつけるべきです。

- ・そのメールングリストに関係のない話題は持ち込まない。
- ・メールングリストのメンバーのごく一部にしかわからない話題は持ち込まない。
- ・個人間の情報交換には使わない。
- ・そのメールングリストで, 利用規約のようなものがある場合にはそれに従う。
- ・他人のプライバシーや個人情報の扱いには特に気をつける。

など



(5) 情報発信するときの心構えで予想される回答

マナー上のこと

- ・ 尋ねているのにマナーの悪いメール
- ・ 自分の名前を名乗らないメール

気をつけたいこと

- ・ チェーンメールの転送
- ・ 個人情報の提供
- ・ アドレスの間違いによる誤発信

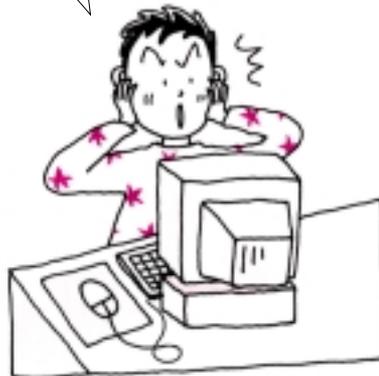
やってはいけないこと

- ・ いたずらメール
- ・ 誹謗中傷メール
- ・ ストーカーメール
- ・ いやがらせメール
- ・ なりすましメール
- ・ 他人のプライバシーを侵害したメール

名前の書いてないメールって
気持ち悪いな。



大変だ！ 24時間以内に
5人の子にメールを回さな
いと不幸になっちゃう。



これは本当に ちゃんから
のメールなのかしら...



日常的な指導

電子メールは活字のやり取りなので誤解が生じやすくなります。相手に電子メールを送るときには、わかりやすい表現を心がけさせる指導をします。また、感情表現のために絵文字を使用する例がありますが、効果的な場合もある一方で誤解を与える場合もあり、丁寧で正確な文章を書くことが重要であることも指導します。

メーリングリスト上では、そのメーリングリストの仲間と直接関係のない話題や、少数にしかわからない個人的な話題を取り扱うことは控えさせます。

電子メールで情報発信するときは、相手がこのメールをもらったとき、どのように感じるか、常に相手の立場になって書くように心がけさせます。

自分にきたチェーンメールを転送したり、アンケートに答えたりして、むやみに個人情報を発信してしまうと、思わぬところで加害者になったり被害者になったりしてしまいます。情報を発信するときには慎重に対応するよう指導します。

いたずら半分でやってしまったことが相手を傷つけたり、場合によっては犯罪行為にまでなってしまう、とりかえしのつかない事態になってしまうこともあります。いたずらや相手を誹謗中傷したりするメールは、絶対に送らないように指導します。

ガイドラインへの標記

電子メールで情報発信する際には、個人情報の取り扱いには十分に注意します。また、電子メールで情報発信する際には、ネチケットを守り、自己責任のもとに発信する旨を標記する必要があります。

(3) セキュリティに関する問題と展開例

問題項目

なりすまし

題材名

掲示板に他人の名前で書き込みをする

指導のめやす

校 種：小・中・高

学習時間：1・2時間

対象授業：小・中・高「総合的な学習の時間」

中「技術・家庭科「情報とコンピュータ」

高「情報A」など

インターネットの匿名性を利用して他人になりすまし、掲示板やチャット、メーリングリストなどで、不快な言葉や誹謗・中傷のたぐいが流れることがあります。ひどい場合には、詐欺あるいは詐欺まがいの行為が行われたり、また、著しく名誉を傷つけるような情報が流れるなど、犯罪的と思われるようなことがあります。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) インターネットでは、簡単に他人になりすまることができることを知る。
- (2) 他人の名前を使ったり、身分を偽ったりすることは、問題であることを理解できる。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。 ・インターネット上で、他人の名前を使うことについて考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータは、授業開始前に起動しておく。学習内容を知らせる。
25	<ul style="list-style-type: none"> 2 掲示板を見て問題点に気づく。 ・書き込みを見て、どんなことがおきるか考える。(個人) ・各自の考えをグループで話し合う。(グループ) 	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板を見せ問題点を考えさせる。 あらかじめ、教材用に作成した掲示板に書き込みをしておく。 * 他人の名前での友達募集の書き込み * 他人の名前での「フリーマーケット」への「買います」のメッセージ * 他人の名前でのいたずらの書き込み など



・発表する。

15 3 なりすましの問題点を考える。

・他人の名前を使うことに、どんな問題があるか考える。(全体)



・発表する。

15 4 なりすましを防ぐ手だてを考える。

・なりすましの手口を知り、なりすましを防ぐ手だてを考える。(全体)

25 5 なりすましをされたときは、どうしたらよいか考える。

- ・掲示板の内容を説明する。
- *ワークシートを用意し、考えを書かせる。
- *被害者の立場になって考えさせる。
- *意見を発表させる。

[評価] 掲示板を見て問題点に気づくことができたか。

- ・なりすましの問題点を考えさせる。
- ・意見交換をもとに、どんな問題があるか、考えさせる。
- *プライバシーの問題
- *法律上の問題
- *心情的な問題　　など

「不正アクセス行為の禁止等に関する法」により、他人のIDとパスワードを使ってアクセスすることは、犯罪行為です。

- ・考えを発表させる。
- [評価] なりすましの問題点を理解できたか。



- ・なりすましを防ぐ手だてを考えさせる。
- ・なりすましに使われる個人情報に注目させる。
- *氏名
- *メールアドレス
- *住所や電話番号
- *生年月日
- *ユーザーアカウントやパスワード　　など
- ・モラルの必要性に注目させる。
- ・考えを発表させる。

[評価] なりすましを防ぐ手だてについて、理解できたか。

なりすましをされたときの対応を考えさせる。



資料

掲示板に他人の名前で書き込みをする

()年()組()番()

1 掲示板を見て思ったことを書きましょう。

2 「なりすまし」について、問題だと思うことを書きましょう。

3 「なりすまし」をされないために、どのようなことに気をつけたらよいと思うか
書きましょう。

4 「なりすまし」をされたことを伝えるためにメールを書きます。どのようなメールを書いたらよいか考えて、書きましょう。

【学習を終えて】

・思ったことや自分で気をつけたいと思うことを書きましょう。

指導のめやす

問題項目 **不正アクセス**

校 種：①・②
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①・②「総合的な学習の時間」
 ③「技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ④「情報A」など

題材名 **他人のパスワードでアクセス**

他人のパスワードを知ってしまったり、簡単なパスワードだったため、当てずっぽうで入力したら、パスワードが合っていて、他人のデータが見えてしまうことがあります。

ネットワークを使っていくうえで、パスワードは鍵にあたるものであり、鍵を拾っても使わず、持ち主に知らせるように行動できることが大切です。

パスワードの管理の仕方と他人のパスワードを知ってしまったときの行動の仕方を、併せて指導します。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) ネットワークにつながったコンピュータは、中を見られることがわかる。
- (2) 他人のパスワードを使うことは、無断で人の家の鍵を開けて、入り込むのと同じ行為であることがわかる。
- (3) 不正アクセスにより、他の人や企業に損害を与えたり、その結果、職を失う人が出たりすることを知る。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業開始前に起動しておく。 学習内容を知らせる。 ・ 最初は不正アクセスという言葉を使用しない。 ・ ネットワークにつながったパソコンで、ファイル共有ができることを知らせる。
5	<ul style="list-style-type: none"> 2 共有フォルダの中を見る。 ・ パスワードなしでファイルを見る。 	<ul style="list-style-type: none"> 共有フォルダ内のファイルを見せる。 ・ パスワードなしで、誰でも見ることができる共有フォルダを作成し、そこに入れたファイルを閲覧させる。
5	<ul style="list-style-type: none"> 3 どのようなパスワードが見破られやすいかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> どのようなパスワードが見破られやすいかを考えさせる。



	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワード設定されたフォルダにアクセスする。 ・ヒントを手がかりにパスワードを考え、入力をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師側からパスワードのヒントを伝え、パスワードを調べさせる。 ・出席番号、ニックネームなど他人が見破りやすい例を考えておき、それをヒントに出す。
10	<p>4 自分が他人に見られたくないファイルを勝手に読まれたらどう思うかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活でもアクセス制限をしていることに気づく。 <p>・発表する。</p>	<p>自分が他人に見られたくないファイルを勝手に読まれたらどう思うかを考えさせる。</p> <p>文化祭の学級展示の構想、交換日記などを例にあげて、「誰が読んでも書いてもいい情報」、「見るだけなら、誰でも見ていい情報」、「特定の人にしか見せたくない情報」など内容によって、普段から、情報へのアクセス制限を設けていることに気づかせる。</p> <p>・簡単にどう思うかについて意見を発表させる。</p> <p>[評価] 情報発信者の立場で考えることができたか。</p>
10	<p>5 他人のパスワードを知ってしまった場合どうするべきかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合う。 ・発表する。  <p>6 安全対策をとらないことを警告するために不正アクセスをする人について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表する。 ・「どの家でも石でガラスを割れば簡単に鍵が破られる」ことについて考える。 	<p>他人のパスワードを知ってしまった場合どうするべきかを考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たまたま他人のパスワードを知ってしまった場合にどうするべきかについて話し合わせる。(意見が出にくい雰囲気の場合は教室内の電子掲示板を使って、考えを発表させる) <p>見破られやすいパスワードを使っている人が悪いという意見があれば取り上げ、それについて議論させる。</p> <p>いい意見を探り上げ、パスワードはネットワークの鍵であること、拾った鍵で勝手に人のものを開けてはいけないことと同じであることに気づくように話をします。</p> <p>[評価] 自分のパスワードが漏れた場合、どうしてほしいかという立場で考えることができたか。</p> <p>安全対策の重要性に気づかせるために不正アクセスをする人について考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由に意見を発表させた後、「どの家でも石でガラスを割れば簡単に鍵が破られる」といった身近な例をあげ、このことについて考えさせる。 

<p>5</p>	<p>7 感じたこと、考えたことを掲示板に書き込む。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 不正アクセスへの対応に気づく。 不正アクセスの問題を知る。 <p>・泥棒が多くなれば鍵や扉を頑丈なものに取りかえなければいけないことに気づかせる。</p> <p>本時の学習で感じたこと、考えたことを掲示板に書き込ませる。</p> <p>[評価] 自分のパスワード管理と、パスワードを知ってしまった場合の対応を考えることができたか。</p>
----------	--	--

3 授業にあたって

何か特別なことだと思わせないためにも、自転車の鍵を拾ったらどうするか？ 鍵を落としたらどうしてほしいか？ という投げかけをし、児童生徒が日常のモラルを頭に描きながら考えられるように工夫することが大切です。

意見がなかなか出なかったり、特定の生徒しか発言しない場合には授業用に電子掲示板を使用し、そこで議論させると効果的です。

資料

(1) 安全なパスワードの選び方

他人に見破られないパスワードを工夫して選ばなければなりません。そのパスワードが複雑で自分でも覚えにくくてメモに書いたりするようではいけません。パスワードの選び方について、一つ例を紹介します。

「わたしの母の誕生日は昭和45年3月3日です」という覚えやすい文章を考えて、適当に区切り、各部分の頭文字をアルファベット（大文字、小文字）や数字に置き換えます。

例えば、次のようになります。

わたしの W, 母の h, 誕生日 T, は h, 昭和45年 45, 3月 S, 3日です m, すると「WhTh45Sm」というパスワードができあがります。この例を参考にして、メモなどをしなくても忘れにくく、自分だけにしかわからず、他人には類推しにくい、パスワードを工夫してください。



(2) アクセス制限

情報には他人に見られたくないものや自分のグループの人だけに見せたい文書があります。また、プレゼンテーション用に撮ってきた写真も発表までは他の人に見せたくないが、発表が終わったら、誰に見せてもいいというように時期によっても制限の範囲が変わります。

次にあげる例のようにチェック表を使うと自分がそのデータをどの範囲で共有するかを考えやすくなります。

<例>

(誰でも読み書きできるデータ)

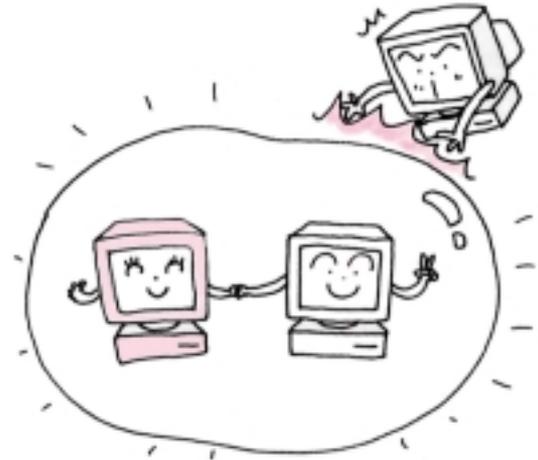
	誰でもOK	自分の仲間OK	自分OK
読み込み			
書き込み			

(人に見せたくないデータ)

	誰でもOK	自分の仲間OK	自分OK
読み込み	×	×	
書き込み	×	×	

(自分の仲間に見せるだけならいいデータ)

	誰でもOK	自分の仲間OK	自分OK
読み込み	×		
書き込み	×	×	



日常的な指導

他人のコンピュータに侵入することは、他人の家に勝手に入り込むのと同じであるなど、日常生活と関連づけて指導します。

人のパスワードを知ってしまった場合は、そのパスワードの持ち主と先生に伝え、パスワード変更の手続きをとってもらうよう指導します。

簡単に見破られるようなパスワードではあまり役に立たないので、見破られにくいパスワードを使うよう指導します。

簡単に人に教えたり、忘れないようにメモした用紙を人目に触れるところに置いたり、人が見ている前でパスワードを入力したりしないように指導します。

ガイドラインへの標記

パスワードの管理徹底についての指導や、具体的な不正アクセスに関する禁止事項を定めることが必要です。また、状況によって、パスワードを不正使用した場合はアカウント*の利用停止などの罰則を定め標記することも必要です。



* アカウント：ネットワークの管理上使用者のシステム利用に際して設定されたID。

問題項目

コンピュータウイルス

指導のめやす

校 種：小・中・高

学習時間：1時間

対象授業：小・中・高「総合的な学習の時間」

中 技術・家庭科「情報とコンピュータ」

高「情報」など

題材名

コンピュータウイルスへの対応

コンピュータウイルスがメールに添付されてきて、被害を受けるという問題が増加しています。Happy99やLOVELETTERなど社会に深刻な影響を与えたウイルスが、新聞やテレビで大きく報道されました。また、コンピュータウイルスに関するデマ情報がメールで配信され、不安や混乱が生じるという問題も出ています。「コンピュータウイルス」についての知識が不足していると、被害にあってしまったり、被害を拡大させてしまったりすることになります。児童生徒には、ウイルスの実態や社会に与える影響、また、被害を受けないための知識や被害にあった場合の対処について、学習させていくことが大切です。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) コンピュータウイルスとは何か、社会にどのような影響を与えるか説明できる。
- (2) コンピュータウイルスによる被害を受けないための方法がわかる。
- (3) 被害を受けたときの対処方法について説明できる。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<p>1 本時の学習内容を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルスのデモンストレーション画面を見る。 ・感想を述べる。 	<p>導入として、「コンピュータウイルス」に関する事前調査の結果を示したり、「コンピュータウイルス」を扱ったビデオなどを事前に見せると学習意欲が向上する。</p> <p>学習内容を知らせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画面を見せて、自由に意見を言わせる。 * コンピュータでのデモンストレーション * ビデオ * コンピュータウイルスの発症状態
5	<p>2 コンピュータウイルスの特徴を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明を聞く。 ・特徴をまとめる。 	<p>ウイルスの特徴を簡単に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * コンピュータウイルスはプログラムの一種である。 * 微生物（ウイルス）と似た行動をするので「コンピュータウイルス」と名づけられている。 * 自己伝染機能、潜伏機能、発病機能などをもっている。 など <p>[評価] コンピュータウイルスの特徴を理解できたか。</p>

25	<p>3 ウィルスに感染するとどうなるか理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明を聞く。 ・感染についてまとめる。 <p>4 ウィルスが社会にどのような影響を与えるか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループで話し合い要点をまとめる。 ・発表する。 <p>5 ウィルスに感染しないためにはどうすればよいか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画面を見る。 ・グループで話し合い要点をまとめる。 ・発表する。 	<p>ウィルス感染について、以下の項目の説明をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 主なコンピュータウィルスの名称 * 感染経路（電子メールからの侵入が多い） * 発症の様子 <p>[評価] コンピュータウィルスの感染経路と発症の様子を理解できたか。</p> <p>新聞記事などを使い、感染を受けた個人の被害にとどまらず社会に深刻な影響を与えることを理解させる。</p> <p>[評価] ウィルスの社会への影響を説明できるか。</p> <p>ウィルスが添付されたメールの画面を見せて、どう対応したらよいか考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 見知らぬ人からの添付ファイルを開かない。 * 日頃からデータのバックアップをする。 * ワクチンソフトで定期的にウィルス検査を行う。など <p>デマメールへの対応にも触れたい。</p> <p>資料(3)p.118 参照</p> <p>[評価] ウィルスに感染しないために気をつけることを説明できるか。</p>
10	<p>6 ウィルスに感染したらどうすればよいか対処法を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明を聞く。 	<p>ウィルスに感染したときの対処法について理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 発症前ならワクチンソフトによる駆除。 * 発症後はIPA ウィルス 110 番などに相談してみる。(03-5978-7509) * 知らずにばらまいた場合は、告知する。(先方にメディアの回収やウィルスチェックをしてもらうなど) * 感染したらIPAへ届ける。(virus@ipa.go.jp) * JPCERT/CC (コンピュータ緊急対応センター) http://www.jpcert.or.jp/に相談する。 <p>[評価] 被害にあったときの適切な対処法について理解できたか。</p>
5	<p>7 学習内容をまとめ発表をする。</p>	<p>コンピュータウィルスに対する日頃の心構えを再確認する。</p> <p>[評価] 被害にあわないような対策や被害にあったときの対処法を説明できるか。</p>

3 授業にあたって

コンピュータウィルスのイメージはつかみにくいので、授業の導入部や冒頭で「ウィルスのデモンストラーション」を行っていますが、コンピュータウィルスによる被害は、テレビ番組になったり、新聞記事になったりしていますので、VTRや発病した画面の写真などを児童生徒に提示すると、現実感をもって授業に取り組むことができます。

資料

(1) ウィルス発症画面例



CD-ROM「ウィルス対策スクール」IPA

(2) 生徒に提示した新聞記事の内容

ウィルス届け出最多の2778件メール悪用急増(2001年1月)IPA発表

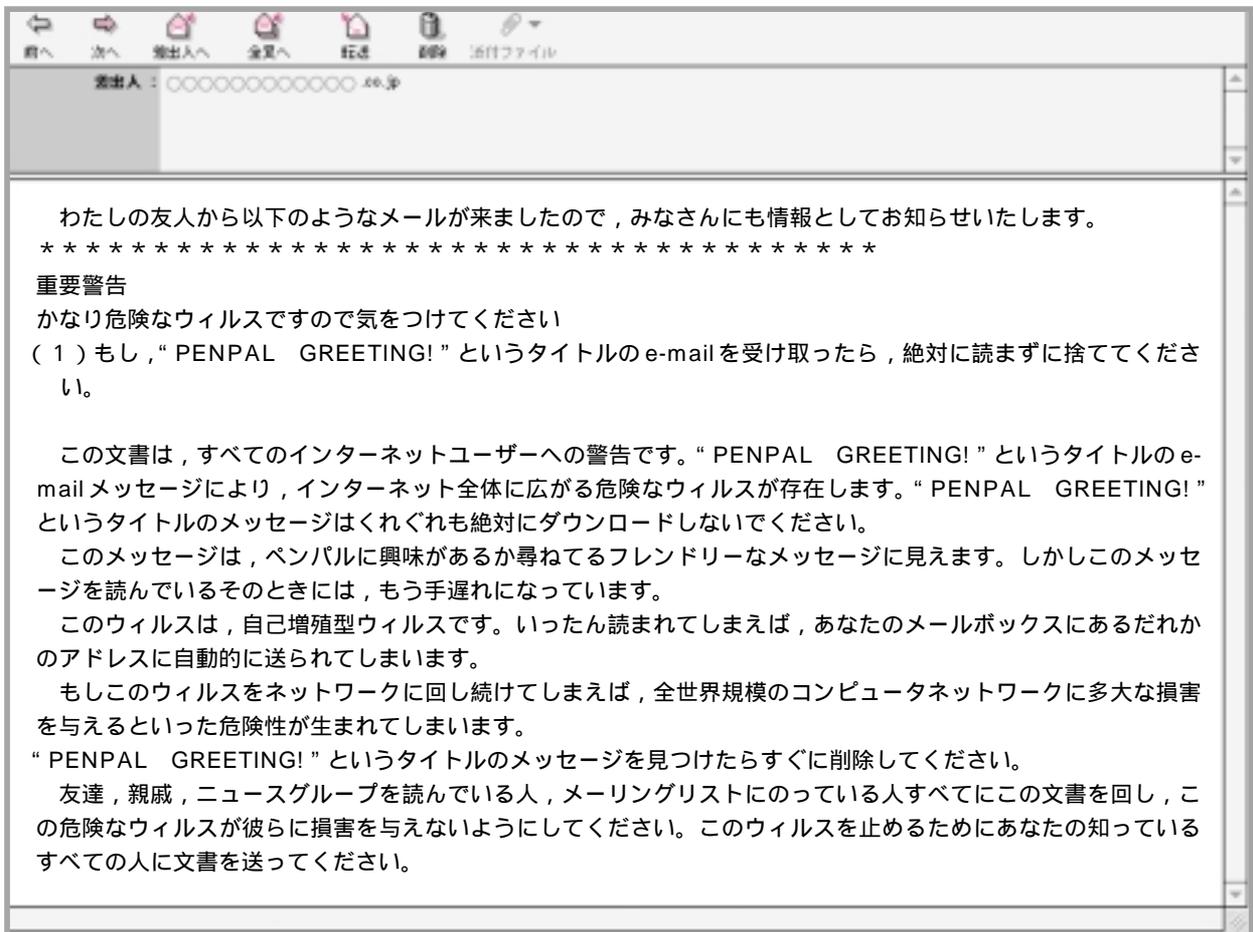
昨年12月経済産業省の外郭団体、情報処理振興事業協会(IPA)は12日、昨年12月のコンピュータウィルスの届け出件数が、1ヵ月間としては1990年に統計を取り始めてから最多の2778件に上った、と発表した。昨年1年間の届け出件数も約1万1千件と99年の3倍以上に急増し、年間最多となった。

特にメールを悪用して広まるウィルスが増えていることから、IPAはメールをむやみに開かないように注意を呼びかけている。

IPAによると、2778件のうち、メール悪用ウィルスは82%を占めた。特に「MTX」と「Navidad」と呼ばれるウィルスが計約1800件と6割以上に達した。(後略)

(2001年1月13日 南日本新聞より)

(3) 授業で用いたコンピュータウィルスに関するデマメール



(4) 授業で用いたホームページアドレス

「パソコンユーザーのためのウィルス対策7カ条 (IPA 1999年7月)」

.....<http://www.ipa.go.jp/security/index.html>

IPAウィルス110番03-5978-7509

感染後の届け先 IPAメ-ルアドレス virus@ipa.go.jp

JPCERT/CC (コンピュータ緊急対応センター).....<http://www.jpccert.or.jp/>

(5) コンピュータウィルスの被害を受けた生徒の体験談

その日、わたしはいつものように学習塾に勉強に行きました。そこで、仲良しのHさんに、「あなたのメールのせいでわたしのパソコンが壊れてしまった!」と教えられました。わたしは、最初何のことがさっぱりわかりませんでした。わたしの送ったメールにウィルスが添付されていて、それをダブルクリックしてしまい、パソコンを初期化しなくてはならなくなりました。わたしはショックのあまり、どうしたらいいかわからなくなりました。そこで、技術・家庭科の先生に次のようなメールを送りました。

「先生こんばんは。わたしメール1通しか送ってないんだけど、2通来てない? なんか、わたしが友達に送ったら、一通しか送ってないのに、二通来てたって言って、よく調べてみたら、友達のパソコンに、わたしのところから、ウィルスが行って、パソコンがダメになったんだって。もし来てたら、ごめんだけど、わたしはどうすればいい?」

先生からのメールで「コンピュータウィルス」に感染すると改めて言われて、わたしは慌てて自分のコンピュータのメールを全部削除してしまいました。コンピュータウィルスなんて遠い世界のことだと思っていたのに、まさか自分が... という驚きの気持ちでいます。

(T中学校3年 Tさん)

**日常的な指導**

授業課題として、検索エンジンなどを用いてコンピュータウィルスに関する事例や記事などを調べさせ、それに対するコメントを書かせることや、校内の掲示板などに、このような記事を紹介し日頃から意識をもたせることなども大切です。

違法コピーでコンピュータウィルスに感染したという問題に触れて、違法コピーを絶対にしない態度の育成なども大切です。

ガイドラインへの標記

コンピュータウィルスに対しては、全員が危機意識をもって感染防止にあたる必要性を標記する必要があります。

特に「電子メールの受信」に関する項目で、添付ファイルの扱いについての内容を設ける必要があります。

(4) 人間関係や心身の健康に関する問題と展開例

問題項目

人間関係の希薄化

題材名

インターネット社会のよりよいコミュニケーションづくり

指導のめやす

校 種：④・⑤
 学習時間：1時間
 対象授業：④・⑤「総合的な学習の時間」「道徳」など

インターネットの普及により世代を超えて、地域を超えて、あらゆる人たちとインターネットを通して接することができるようになりました。インターネットを通して人と人とのかかわりが広がることにより、インターネット社会での新たなコミュニケーションが発生しました。と同時に、インターネットのコミュニケーション上の問題も発生してきました。

また、インターネットの世界にのめり込んでしまったためにおこる、人格形成上の問題があります。実生活での煩わしい人間関係を避け、インターネット上での浅い人間関係だけを求めたりするためにおこる、人間関係の希薄化についての問題なども注目されるようになってきました。

ここではインターネット社会でのコミュニケーションの特徴や、インターネットの世界にのめり込むことの危険性を通して、インターネット社会でのよりよいコミュニケーションづくりについて学習します。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) インターネット社会でのコミュニケーションの特徴について考える。
- (2) インターネットの世界にのめり込むことの危険性について知る。
- (3) インターネット社会のよりよいコミュニケーションづくりについて考える。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<p>1 インターネットや携帯型電話を通しての交流の実態を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を見て交流の実態を知る。 ・ 気づいたことや感想を述べる。 <p>2 本時の学習内容を知る。 「インターネット社会のよりよいコミュニケーションづくりについて考えてみよう」</p>	<p>生徒の実態を確認し、問題の意識化や学習への意欲づけを図るため簡単な調査を行う。 調査は事前に、生徒の発達段階などを考慮して行う。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットや携帯型電話によるメル友の存在や交流の現状などについて。 <p>導入時の内容も参考にさせる。</p>

5	<p>3 インターネットを通して、人と人がかかわるものには、どのようなものがあるか考える。</p> <p>(予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャット ・メール ・掲示板 ・商品購入 など 	<p>[評価] インターネットで人と人がかかわる方法をあげることができたか。</p>
10	<p>4 インターネット社会でのコミュニケーションの特徴について考える。</p> <p>(予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代や地域を超えた交流の場が広がる。 ・相手と直接見ないぶん、あまり気を使わないで手軽に交流することができる。 ・自分の身分を明かさず、ハンドルネーム*でやり取りすることができる。 など 	<p>実社会のコミュニケーションと比較させながら考えさせる。</p> <p>内容によっては、発表により出てきた回答に対して補足説明をする。</p> <p>問題点については後で扱うので、ここではあげさせないようにする。</p> <p>いろいろな角度からできるだけ多くあげさせる。</p>
		<p>[評価] いろいろな角度から考え、インターネット社会でのコミュニケーションの特徴が理解できたか。</p>
10	<p>5 インターネット社会でのコミュニケーション上の問題点について考える。</p> <p>(予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通しての交流のため、気持ちがうまく伝わらないことがある。 ・いろいろな人がいるので、何らかの被害にあってしまう可能性がある。 	<p>内容によっては、発表から出てきた問題点に対して、その解決策を考えさせたり、問いかけたりする。</p> <p>いろいろな角度からできるだけ多くあげさせる。</p> <p>何らかの被害にあったことがある人がいたら、話せる範囲で紹介してもらう。</p> <p>[評価] いろいろな角度から考え、インターネット社会でのコミュニケーションの問題点が理解できたか。</p>

*ハンドルネーム：ネット上のコミュニケーションなどにおいて本名の代わりに使う愛称（ニックネーム）。

<p>10</p>	<p>6 人と人のかかわりをもたずに、インターネットの世界にのめり込んでしまうと、どのような問題が考えられるだろうか。</p> <p>(予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対人関係が苦手になり、人とかかわりを避けるようになる。(人間関係の希薄化、ひきこもり) ・現実の世界とバーチャルな世界との区別がなくなり、過激な行動や思いやりのない行動をとるようになる。(仮想現実の問題) ・インターネットに熱中するあまり、心身ともに悪影響を及ぼしてしまう。(ネット中毒) など 	<p>視点を变えて、インターネット社会でコミュニケーションをもたないためにおこる、人格形成上の問題点について考えさせる。</p> <p>人間関係の希薄化、ひきこもり、仮想現実、ネット中毒など、インターネットの問題点として一般にあげられているキーワードを使って、補足説明をする。</p> <p>回答が出つくしたところで、そのようにならないために、人とかかわりをもたず、インターネットの世界にのめり込むことのないよう注意を促す。</p> <p>[評価] 人とかかわりをもたず、インターネットの社会にのめり込むと、人格形成上問題があることが理解できたか。</p> <p>本時で学習してきたことやインターネット社会と実社会とかかわりから考えさせる。</p> <p>インターネット社会のコミュニケーションと実社会のコミュニケーションとのバランスが大切であることに触れる。</p> <p>人と人とコミュニケーションをとるには、マナーやルールがある。特にインターネットの場合、社会人と接することもあるので注意を促す。</p>
<p>10</p>	<p>7 インターネット社会のよりよいコミュニケーションづくりについて考える。</p> <p>(予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人とかかわりを避けて、インターネットの世界だけにのめり込んではいけぬ。 ・実社会から逃避し、インターネット社会だけのコミュニケーションだけではいけない。 など 	<p>マナーを守りましょう!</p> <p>[評価] インターネット社会におけるよりよいコミュニケーションづくりについて、自分なりの考えをもつことができたか。</p>



3 授業にあたって

このような授業をする前提には、インターネットとはどのようなもので、どのようなことができるのかをあらかじめわかっていないと議論が深まりません。このような授業を行うには、できるだけ情報教育の後半に行うことが理想です。

ここで紹介している指導案は、考えて発表させる場面が多くあります。単調にならないように、できるだけ生徒自身の実体験の声を授業の中に組み込んでいくと効果的です。

人間関係の希薄化やネット中毒、仮想現実問題などで実際にあった出来事や新聞記事などを紹介すると、よりその危険性が認識できます。

人間関係の希薄化については、ネットワークにつながってなくてもできる家庭用ゲーム機のほうが問題であるという指摘もあり、インターネットとゲーム機とを比較して取り上げることも考えられます。

資料

(5) ネット中毒に関する新聞記事

危ない！ 広がるネット中毒

インターネットは個人に新たな情報世界を開く半面、あまり熱中しすぎると、健康や人格形成にも悪影響を及ぼすという弊害を生み出しつつある。

アメリカのボストン近郊にある 病院はコンピュータ中毒患者を対象にした診療サービスを始め、一躍有名になった。そこにはインターネットに没入して中毒症に陥り、同病院を訪れる学生やハイテクエリートが後を絶たない。

中毒になると、パソコンの前に座る時間が長くなり、食事も抜きがちになる。背中や手首が痛み、ディスプレイを見る目は乾いてドライアイになる。パソコンから離れられなくなり、退学や失職の危機に直面してしまう。

欧米での調査研究では、コンピュータ利用者の5～7%が中毒になる危険性があると指摘している。

日本でも状況は同じだ。インターネットに夢中になって、家族との会話が途絶え、会社に行けなくなったという相談が絶えない。ここ1、2年は主婦層も増えてきているという。

このようにならないためにも、自制心を持ってインターネットと接していく姿勢が求められる。

日常的な指導

インターネットの普及により、世代を超えて、距離を超えていろいろな人と接することができるようになりました。社会性を身につけ、よりよいコミュニケーションづくりを目指していく必要性を指導します。

インターネット社会だけのコミュニケーションではなく、常に現実社会のコミュニケーションとのバランスを考えていくことの大切さを指導します。

人とのかかわりを避け、インターネットにのめり込むことは心身の健康上、人格形成上好ましくありません。直接、人と人がかかわる諸活動の大切さを指導します。

ガイドラインへの標記

インターネット社会における、よりよいコミュニケーションづくりに努める大切さを標記します。

指導のめやす

問題項目 **仮想現実問題**

校 種：①・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①・②・③「総合的な学習の時間」
 ②技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ③「情報A」など

題材名 **ネット対戦ゲーム**

インターネットを使って、遠く離れた人とゲームを楽しむことができます。しかし、ゲームをしていると、自分一人がゲームマシンでゲームをしている感覚に陥ってしまうことがあります。負けそうになるとリセットボタンを押すなど、トラブルになることがあります。このような対戦ゲームは、「現実には存在しないが、コンピュータ技術により、あたかも現実であるかのように体験できる環境」のことから、ネット対戦ゲームの世界は、まさに仮想現実的な世界であり、対戦ゲームを通して、子どもたちに相手の存在を意識した態度や仮想と現実の区別を身につけさせる指導は効果的です。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) ネット対戦ゲームは人と対戦していることを理解できる。
- (2) ネット対戦ゲームでのマナーについて考えることができる。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータを起動する。 1 本時の学習内容を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業開始前に起動しておく。 学習内容を知らせる。 ・インターネットを使って、遠く離れた人と対戦できることを知らせる。 あらかじめ、Yahoo! Games などにIDを生徒分登録しておき、各生徒に割り振っておく。 ・http://play.yahoo.co.jp/のオセロなどでネット対戦をすることを知らせる。
5	<ul style="list-style-type: none"> 2 ネット対戦ゲームの仕方を知る。 ・ゲームの説明を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 対戦ゲームのやり方を知らせる。 ・Yahoo!ゲームの歩き方 http://help.yahoo.co.jp/help/jp/games/play.html などのネット対戦の解説資料を見せ、簡単に説明する。 ・実際にゲームをするところを見せる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームの対戦を見る。 	<p>対戦相手は職員室の他の先生に頼んでおくか、本当に知らない人と対戦するかは、授業をする先生の経験によって、判断する。</p>

- 15 3 割り当てられたIDを使って、指定されたラウンジに入り、隣同士でゲームを始める準備をする。

- 4 ゲームを始める。



- 5 突然、回線が切られたときの感想を掲示板に書き込む。

- 15 6 気持ちよくネット対戦をするために必要なことは何かを考える。

- ・掲示板の感想を見る。
- ・意見を掲示板に書く。
- ・心がけることを知る。



- 5 7 感じたこと、考えたことなどを掲示板に書き込む。

対戦ゲームの準備をさせる。

- ・どのラウンジに入るかを指定させる。
 - ・できるだけ、参加者が少ないラウンジを選んで指定させる。
 - ・テーブルを作成させ、隣同士で対戦するように指示する。
 - ゲームを始めさせる。
 - ・ゲーム前のあいさつやスタートの確認はチャットを使うようにさせる。
 - ・ゲームが終わった生徒には再度、同じ組み合わせでゲームをさせる。
- 突然ゲームを中断させ、感想を書かせる。

ハブもしくはルーターのスイッチを切り、回線を強制的に切断したことを伝える。

- ・感想を掲示板に書き込ませる。

気持ちよくネット対戦をするために必要なことは何かを考えさせる。

- ・負けてくるとゲームマシンと対戦しているときに、途中でやめたり、リセットボタンを押したりする人がいることを伝える。
- ・今、回線を切られて、それぞれどう思ったか掲示板を見せる。
- ・気持ちよくゲームを楽しむにはどうしなければいけないかを考えさせ、掲示板に意見を書かせる。
- その意見を拾い上げ、心がけるべきことを話す。

[評価] 実際に人と対面してゲームをしているときのように考えて意見が書けたか。



学習のまとめをさせる。

- ・ネット対戦をした感想とネット対戦を楽しむためのマナーについて書かせる。

3 授業にあたって

この授業では体験が重要であると考え、実際にネット対戦をしますがゲームを楽しむ目的ではなく、仮想現実問題について理解するための授業であることを理解させます。突然ゲームを中断させて、その不愉快さを体験させます。隣同士で対戦する意味は、ネットの向こうで人と対戦していることを実感できるようにするためです。隣の人とネットで対戦しても、遠くにいる人と対戦しているような錯覚に陥りますが、人と対戦しているのと同じであることを意識させる意図があります。

不利になると回線を切る人は、家庭用ゲーム機と同じ感覚でいたり、相手が自分に対して何もできないから、回線を切っても平気という感覚をもっている場合が多いのです。このような行為は、相手を非常に不愉快にすると同時に、インターネット利用上、してはいけない行為であることを理解させる必要があります。

資料

(1) ネット対戦ゲーム

カードゲーム、ボードゲーム、RPGゲーム、格闘ゲーム、レーシングゲームなどたくさんの種類のネット対戦ゲームがあります。簡単に遠く離れた人、もちろん海外の人ともゲームを楽しむことができます。

ゲームのマナー違反として、突然切るのは言語同断ですが、暴言をはいたり、大きな態度をとったりすることなどがあります。ゲームのマナーについては、ゲームサイトの掲示板などを見て、教材研究をしておく必要があります。

そのまま授業資料として使うには、不適切な内容がある場合もあるので、授業資料として使える部分を抜き出し、配布します。

(参考URL)

http://messages1.yahoo.co.jp/yahoo/Entertainment/Games/Board_Games/Reversi/index.html



(2) チャット

ネット対戦を上手に行うためには、チャットの画面で、どのような言葉を投げかけあうかがポイントです。

白熱して、暴言をはいたり、大きな態度をとったり、高圧的な発言は、相手を不愉快にし、指導する必要があります。

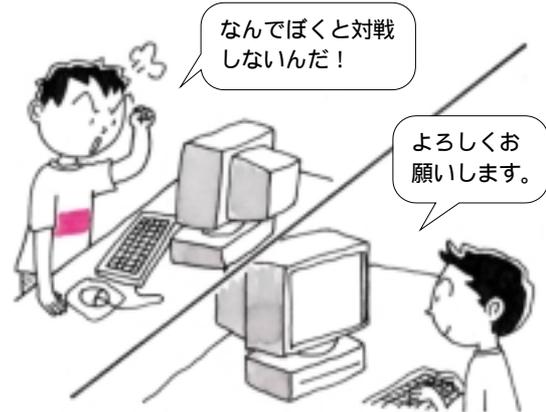


<してはいけないこと>

- 対戦を拒否されると暴言をはく。
- 負けると捨てぜりふを残して去る。
- ゲームに弱い人などを掲示板で中傷する。 など

<楽しくゲームをするコツ>

- 始める前にあいさつをする。
- 負けたときは相手をたたえ、勝ったときは相手に思いやりのある言葉をかける。 など



(3) ネット中毒

チャット*やネット対戦ゲームはインターネットへの接続時間が長くなりがちです。最初はゲームをしたり、会話をしているだけですが、ネット上に友達ができ、その友達と競い合ったり、互いに力を認め合ったり、悩みを相談しあったりする中でネット中毒になっていく人が増えてきているようです。

ネット中毒によって、朝、起きられない、家族と会話をしないなどの日常生活への影響が出たりすることもあります。

時間に余裕があったり、友達が少なく日常生活で会話があまりなかったり、現在の自分の状況に不満を感じている場合などがネット中毒になっていくケースが多いようです。

この生徒はネット中毒ではないかと感じたら、教育相談をもち、自分の生活に気づかせるところから指導したり、重症の場合には、専門の医師に相談することをすすめることも必要でしょう。



日常的な指導

暑中見舞いや年賀状の交換，オンラインで交流した人々と対面する（ただしp.23 出会い系サイトの問題に留意）ことなど，多角的な交流によって，ネットの向こうに人がいることを実感させます。そして，インターネットは，人と人との支え合いによって成り立っていることがわかるように，指導することが必要です。

ガイドラインへの標記

ネットワークは，人と人をつなげるものであるという観点から，相手を意識したマナーについて，標記をする必要があります。

インターネット上のトラブルは現実のトラブルであり，インターネット上の仮想の世界と現実の世界を混同しないよう，注意を標記する必要があります。

*チャット：「電子会議」とも呼ばれ，インターネット上でリアルタイムにメッセージをやり取りする会話機能。

指導のめやす

問題項目 **身体に与える影響**

校 種：①・②・③
 学習時間：1・2時間
 対象授業：①・②・③「総合的な学習の時間」
 ②技術・家庭科「情報とコンピュータ」
 ③「情報A」など

題材名 **作業環境と作業習慣**

長時間のコンピュータ操作によって、目の疲れや視力低下などの視力障害、肩こりなどの筋肉症状や、けんしょう炎などの身体的な症状が表れることがあります。コンピュータの操作を行う作業はVDT（Video Display Terminal）作業またはVDU（Video Display Unit）作業といいますが、VDT作業に伴う身体的な症状は、作業環境の改善と正しい作業習慣の実践によって予防できます。大切な健康を保つために、VDT作業を適切に行うための作業環境と作業習慣についての知識を身につけて実践することは、情報社会で活動していくにあたって重要な知識ですので、早い時期から習慣づけるように指導していくことが必要です。

授業の展開例

1 本時のねらい

- (1) VDT作業で不適切な作業環境や姿勢は健康を損ねることを知る。
- (2) 健康的な作業環境を整え、適切な作業習慣を身につけて実践できる。

2 展開

時配	* 児童生徒の活動 *	* 学習活動への支援と評価 *
5	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータを起動しない。 1 本時の学習内容を知る。 	学習内容を知らせる。 ・正しい作業環境と姿勢の理解のために、コンピュータの電源を入れないで学習する。 ・健康を損ねる影響を防ぐ必要があることを知らせる。
10	<ul style="list-style-type: none"> 2 様々な作業環境と姿勢を試し、適切な作業環境と姿勢について考える。 ・発見した作業環境と姿勢の工夫を発表する。 	それぞれに試行させて、最も快適な作業環境と姿勢を工夫するよう考えさせる。 ・ディスプレイの角度（上下、左右）、キーボードの位置、机や椅子の高さなど調節できる箇所と調節方法を示して試させる。調節できない場合は、椅子を外したり中腰になるなどして試す。 ・試行の結果を発表させる。 ・どういう不具合があって、それをどう工夫して改善できるのか。 意見を拾い上げ、心がけるべきことを話す。
5	<ul style="list-style-type: none"> 3 室内環境の変化が与える影響を知る。 	部屋の照明の一部を消す、カーテンを開けるなど、作業環境を変化させて支障の有無を試させる。 ・試行の結果を発表させる。
10	<ul style="list-style-type: none"> 4 正しい作業環境と姿勢を知る。 	・どういう不具合があって、それをどう工夫して改善できるのか。 意見を拾い上げ、心がけるべきことを話す。

10	5 正しい作業習慣を知る。	資料を参照し、作業環境を整える際の留意点をまとめる。 ・作業環境のチェックの仕方と、調節方法を説明し、児童生徒に実践させて、適切な作業環境及び疲れにくい姿勢を体験させる。
5	6 不適切な環境、習慣の害を知る。 7 感じたこと、考えたことなどをまとめる。	作業環境だけではなく、長時間作業に伴って健康を害することを防ぐ作業習慣を実践する必要性を話す。 不適切な作業環境や作業習慣によって健康を損ねる身体症状や精神症状を話す。 ・兆候を感じたら休憩することの必要性を述べる。 学習のまとめをさせる。 ・掲示版などに意見を書き込ませる。

3 授業にあたって

この授業では、まず適切な作業環境や疲れにくい姿勢について体感し、VDT作業環境を自分で整えることができるよう、自己チェックを行うための観点を身につけます。

また、VDT作業にあたって健康面で注意すべきことがあることを理解し、正しい作業習慣を保つことの重要性を認識することも大切です。

テクノストレス（テクノ不安症、テクノ依存症＝ネット中毒）などの精神症状についても同時に説明を加えることも考えられます。ストレスは、緊張性頭痛や胃痛などの身体症状を引き起こすこともありますので、健康面ということで総合的にとらえると効果的でしょう。

資料

(1) 作業環境 【姿勢の基本】

無理な姿勢による作業が継続しないようにするため、椅子の座面の高さ、キーボードやCRTディスプレイの位置などを総合的に調整する。

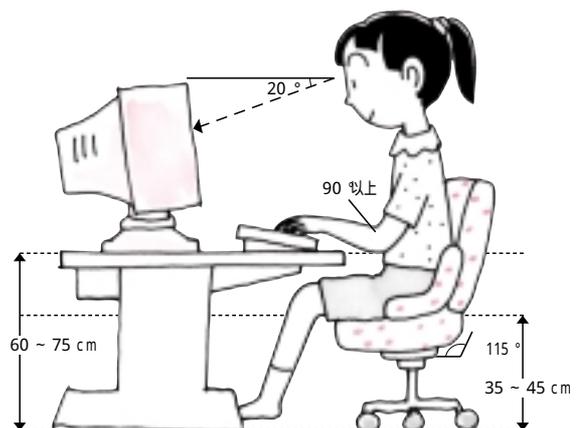
椅子に深く腰をかけて、背を背もたれに十分にあて、履き物の足裏全体が床に接した姿勢を基本とする（背中がまっすぐに伸び、腰への負担が小さくなる。自然に肘や手首や腰の角度が開き、ディスプレイ画面と頭との距離も適度に開く）。また、書見台や足台を必要に応じて備える。

椅子と大腿部膝側背面との間には手指が押し入る程度のゆとりがあり、大腿部に無理な圧力が加わらないようにする。

上腕をほぼ垂直に垂らし、かつ上腕と前腕の角度を90度またはそれ以上の適当な角度を保持したときに、キーボードに自然に手指がとどくようにすること。

ディスプレイ画面は、画面の上端が、目の位置より低くなる高さにする。また、目との距離を約40cm以上あける。

ディスプレイ画面と、キーボードまたは書類との視距離の差が極端に大きくなく、適切な視野範囲になるようにすること。猫背にならないようにする。画面に顔を近づけなくても見えるように、画面の文字の大きさなどを調節する。



【姿勢チェックのめやす】

背中の角度は約115度。

上腕はほぼ垂直に垂らして，上腕と前腕の角度が90度以上。

頭を前に20度下げ，視線は水平から約20度下向きにディスプレイ画面を見下ろす（上向きだと目の露出面積が広がり乾きやすい）。ディスプレイ画面への距離は40cm以上。

ディスプレイ画面の上端を目の位置より低くする（首や目の負担が少ない姿勢を保つ）

画面，キーボード，原稿と目からの距離を，ほぼ同じ距離にする。（眼球運動を減らす）

高さが調整できない机の場合，床からの高さが65～70cm以下のものを使う。調節できる場合は床から60～75cmの範囲で調節する。

イスの床からの座面の高さは（身長×0.23）がめやす。35～45cmの範囲で調整。

【キーボード】

キーボードは手首を机の上ののせて操作できる位置に置く。机の面との段差が大きい場合は高さを揃えるためパームレストを使う。手を宙吊りの状態にすると疲れる。

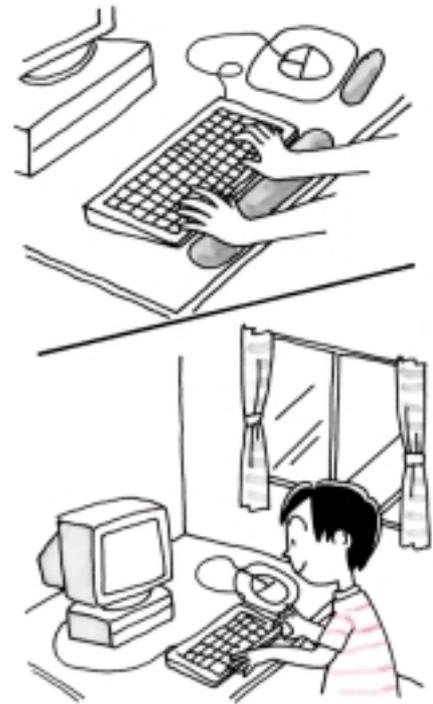
【室内環境】

適度な照明の明るさ

- ・明暗の差が少なく，かつ，まぶしさを生じないようにする。
- ・ディスプレイ画面の照度は明るすぎないようにする（500ルクス以下）。
- ・ディスプレイ画面の明るさと，キーボード，書類，周囲との間で明暗の差を少なくする。
- ・カーテンなどを用いて直射日光などの眩しい光源が目に入らないようにする。
- ・天井の照明器具は，映り込みを減らすために，光源をむき出しにしない。

照明が映り込まないディスプレイ位置の調整

- ・ディスプレイ画面に照明などが映り込むと，目が疲れる。
- ・ディスプレイの傾斜角度を調節する。
- ・窓からの映り込みがないように工夫する。窓側が背になるような机の配置は避け，窓の位置が左右にあるほうがよい。そのようにできない場合は，カーテンやブラインドを用いて光を調節する。



(2) 望ましい習慣

正しい姿勢を保つ。また，長時間同じ姿勢にならないよう，適度に体を動かす。

適度な休憩（作業休止）

休憩は連続作業1時間で10分程度がめやす。連続作業中は1～2分程度の小休止を1～2回行う。

ただの休息ではなく，ディスプレイ画面の注視，キー操作，一定の姿勢を長時間持続することによって生じる目や手，腕などへの負担による疲労を防止するため，連続作業後，いったんVDT作業を中止し，リラックスして遠くの景色を眺めたり，あるいは作業中ほとんど使用しなかった身体の各部を適度に動かすなどの運動（ストレッチ）を行う。

考えごとをするときには，画面を注視したまま考えるのではなく，上を向き目を閉じるようにするとよい。

・正しい姿勢を保つ。

・長時間，同じ姿勢を保たない。



・リラックスして遠くの景色を眺める。

・長時間，画面を注視しない。

(3) VDT 障害症候群

眼精疲労：目がしょぼしょぼする。疲れ目。かすみ目。視力の低下。頭痛。



頸肩腕（けいけんわん）症候群：手や指の反復動作や、長時間同じ姿勢を保つことで筋肉疲労をおこして発症。凝りが広がったり、痛覚過敏になったり、感覚障害や筋力低下など重症になることもある。早期発見と、早めの休養や通院などの治療が望ましい。



精神障害（ストレス）：情緒不安定，不眠。



ドライアイ：まばたきが少なく
なり涙が補給されず目が乾く。



腱鞘炎（けんしょうえん）：腕の痛みなど。腕などの腱と、腱を取り巻く腱鞘の間の摩擦でおこる炎症。

**日常的な指導**

学校の教室内の環境は、一定の基準に基づいて明るさなどが保たれています。しかし、日差しがディスプレイ画面に反射するなど、位置によって環境条件が異なるので、それぞれの位置や体格に合わせて、自分で作業環境を整える指導は必要です。

日常的な指導としては、正しい姿勢を保つことを習慣づけることを主に行います。悪い姿勢で作業を行う癖をつけると、現在や将来の健康にダメージを与えます。視力の低下など取り返せないダメージを受けることのないよう、正しい姿勢と適度な休憩などの作業習慣を保つよう、日常的に指導を行うことが必要です。

**ガイドラインへの標記**

特に標記の必要はありませんが、必要に応じて健康への悪影響がないように適切に用いるべき旨の注意を喚起するとよいでしょう。

学習教材及び関連機関

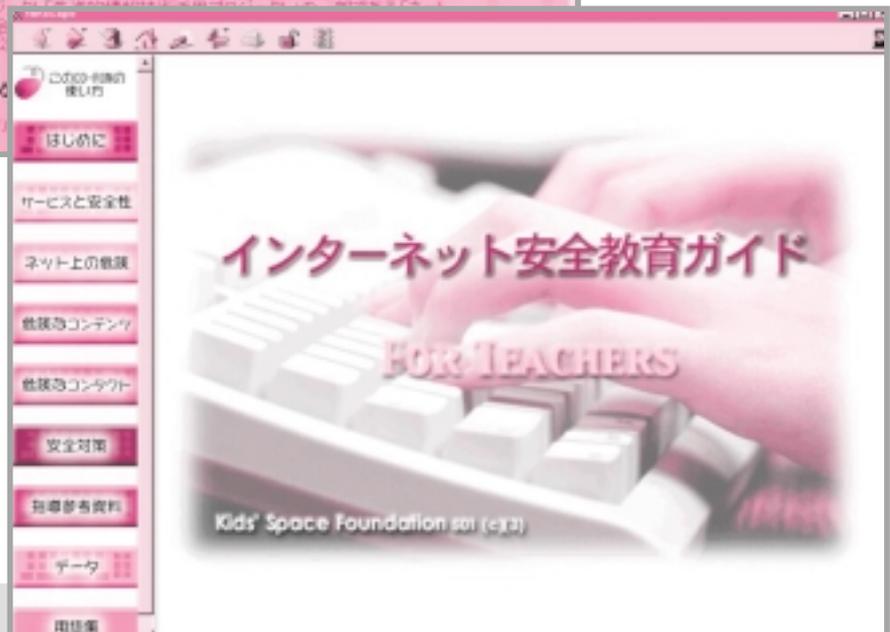
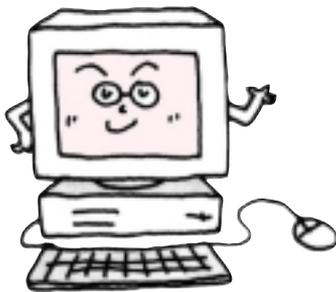
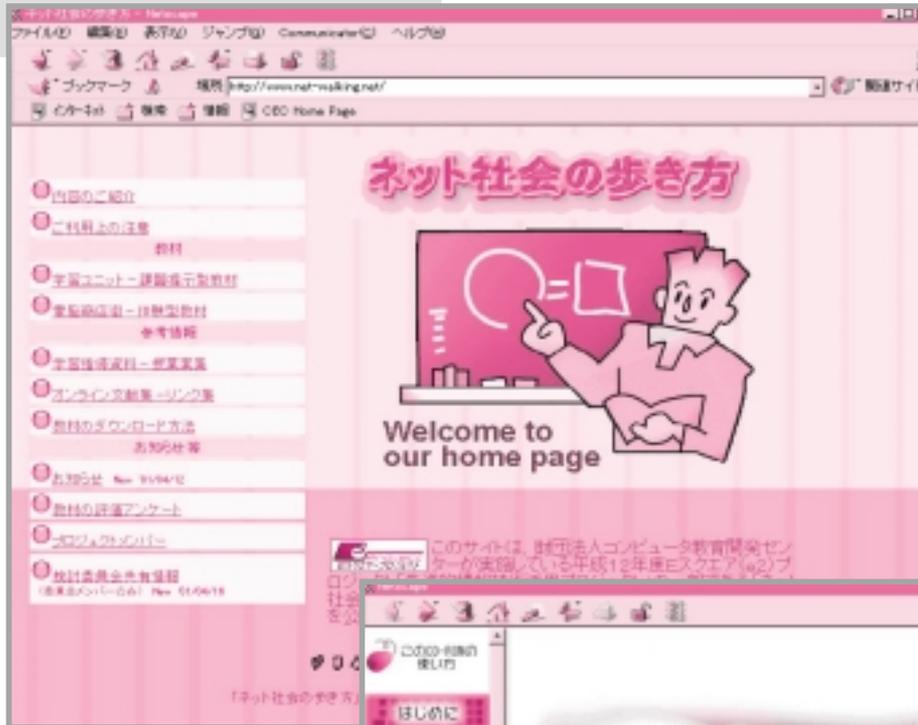
日本コンピュータ緊急対応センター http://www.jpccert.or.jp/	ネットワークへの不正アクセス防止を目的に、不正アクセス報告内容やセキュリティ対策方法などを掲載しています。
IPA セキュリティセンター（情報処理振興事業協会） http://www.ipa.go.jp/security/	コンピュータウイルス対策、不正アクセスなど、情報セキュリティ対策全般について情報収集や調査結果を掲載しています。
ハイテク犯罪対策（警察庁） New http://www.npa.go.jp/hightech/index.htm	ハイテク犯罪の発生状況や対策について、掲載しています。
ネットワーク利用の悪質商法について（警察庁） http://www.npa.go.jp/safetylife/kankyo3/aku001.htm	ネットワークを利用した悪質商法の解説や検挙状況、検挙事例、被害にあわないための注意点、被害にあった場合の対応方法などを掲載しています。
メール引き受けサービス (i-ethics 学校教育と情報倫理 K12 インターネットと教育研究協議会) http://i-ethics.k12.gr.jp/hole.html	不幸のメール、幸福のメール、気持ちの悪いメール、脅迫メールなどのチェーンメールを受け取った場合、そのメールを引き受けてくれるサイトです。i-ethics ワーキンググループが運営していますので学校教育現場で安心して利用できます。
警視庁ハイテク犯罪対策総合センターの業務 (警視庁ハイテク犯罪対策総合センター) http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/haiteku/haiteku1.htm	警視庁ハイテク犯罪対策総合センターの業務やネットワーク上の被害内容、相談窓口、情報提供コーナーを掲載しています。
通信販売業における電子商取引のガイドライン (社団法人 日本通信販売協会) http://www.jadma.org/guid_mai/guidelin.html#1	消費者が安心してインターネット ショッピングができるよう、事業者が遵守すべき事柄について説明しています。
通販 110 番（社団法人 日本通信販売協会） http://www.jadma.org/ost/%82%86re-t110_4j.html	相談窓口があります。メールで相談できます。過去の相談事例も掲載しています。
エクスローサービス提供会社（三和銀行・NEC 情報サービス） http://www.s96.net/PR/index.html	個人オークションで出品者と落札者の間に入り、商品とお金の流れを管理するサービスについて説明しています。
エクスローサービス提供会社（デジタルチェック社） http://www.auction-check.com/	個人オークションで出品者と落札者の間に入り、商品とお金の流れを管理するサービスについて説明しています。
ビットキャッシュとは（ビットキャッシュ株式会社） http://www.bitcash.co.jp/about/index.html	ビットキャッシュカードについて説明しています。
ウェブマネーについて（ウェブマネー社） http://www.webmoney.ne.jp/first/index.html	ウェブマネーの特徴を説明しています。
インターネット使用上の注意（総務省） http://www.kids.mpt.go.jp/internet/caution/index.html	コンピュータウイルスやネチケット、なりすましなどインターネットを使用する場合の注意点を「通信白書 for Kids」のホームページで、子ども向けに解説しています。
消費者相談内容（財団法人日本消費者協会） http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/densi/keihatu.html	電子商取引における消費者相談内容について、実際に発生したトラブル事例を紹介しています。
やさしいEC入門ガイド（電子商取引推進協議会） http://www.ecom.or.jp/qecom/demo/index.html	インターネットショッピングの仕組みやルール、電子決済について掲載しています。
かしこい消費者となる為に（電子商取引推進協議会） http://www.ecom.or.jp/qecom/consumer/top.htm	インターネットショッピングの注意点、苦情や相談事例などを掲載しています。
インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集 (電子ネットワーク協議会) http://www.enc.or.jp/enc/code/rule4child/a-menu.html	教師・保護者向けに、インターネットを利用する子どものためのルールとマナー集として、法律にかかわることや、電子メール、掲示板、チャット、WWW、オンライン ショッピングなどを解説しています。
インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集 (電子ネットワーク協議会) http://www.enc.or.jp/enc/code/rule4child/cha-menu2.html	子ども向けに、インターネットを利用する子どものためのルールとマナー集として、法律にかかわることや、電子メール、掲示板、チャット、WWW、オンライン ショッピングなどを解説しています。

<p>インターネットを利用する方のためのルール＆マナー集 (電子ネットワーク協議会) http://www.enc.or.jp/enc/code/rule/index.html</p>	<p>インターネットを利用するうえで知っておくべきルールやマナーについて、解説しています。</p>
<p>インターネットにおけるの苦情事例 (社団法人テレコムサービス協会) http://www.telesa.or.jp/html/jirei/jirei_index_a.htm</p>	<p>インターネットの苦情事例や対応状況について、掲載しています。</p>
<p>インターネット自己防衛マニュアル (社団法人テレコムサービス協会) http://www.telesa.or.jp/html/990426.htm</p>	<p>インターネットを利用した情報の発信や利用上のトラブルの事例と対策について掲載しています。</p>
<p>WEB110 http://web110.com/</p>	<p>民間の非営利目的の組織が運営しているサイトです。インターネットに関するトラブル相談掲示板や防衛マニュアル、法律Q&A集、相談事例集が掲載されています。被害相談窓口もあります。</p>
<p>消費者相談窓口 (経済産業省) http://www.meti.go.jp/intro/consult/index.html</p>	<p>インターネットを利用した物資(商品)、役務(サービス)、消費者取引に関する消費者のトラブルの相談ができます。</p>
<p>ネチケットホームページ (千葉学芸高等学校) http://www.cgh.ed.jp/netiquette/</p>	<p>ネチケット・ガイドライン日本語版、Webエチケット、インターネット用語解説、WWWのリンクについて、情報モラル教材データベースなど、ネットワークエチケットに関連する情報を掲載しています。</p>
<p>インターネット利用上の注意 (教育ソフト開発・利用促進センター) http://www.edu.ipa.go.jp/kyouiku/internet/caution/caution.html</p>	<p>インターネットに関連して、利用上の注意、電子メール、メーリングリスト、WWW、ネットニュースなどを掲載しています。</p>
<p>教師のために著作権Q&A (社団法人日本教育工学会) http://www.japet.or.jp/ideaqa/index.html</p>	<p>教師のために著作権について、Q&A形式で掲載しています。</p>
<p>著作権Q&Aシリーズ (社団法人著作権情報センター) http://www.cric.or.jp/qa/qa.html</p>	<p>「著作権とは何か?」から、著作権に関する疑問をQ&A形式で説明しています。著作権相談室(著作権テレホンガイド)もあります。</p>
<p>電子メールで失敗したときに読む資料 (柏インターネットユニオン) http://www.kiu.ad.jp/tech/reference/kiu003/kiu003.html</p>	<p>電子メールを使用する場合のマナーやトラブルの対処法、電子メールの仕組みについて説明しています。</p>
<p>サイバーネチケットコミック (DisneyOnline) http://www.disney.co.jp/cybernetiquette/</p>	<p>アニメーションやクイズを用いて、チャットの注意点やウイルス、チェーンレターなどネットワーク・エチケットについてコミックで掲載しています。</p>
<p>音楽著作権FAQ (ネットワーク音楽著作権普及・啓発プロジェクト) http://www.music-copyright.gr.jp/faq/us.html</p>	<p>日本音楽著作権協会、日本レコード協会などが共同で発足させたプロジェクトであり、音楽著作権の解説、音楽ファイルの正しい利用方法をFAQ形式で解説しています</p>
<p>インターネット利用の手引き (財団法人コンピュータ教育開発センターEスクエア・プロジェクト) http://www.edu.ipa.go.jp/E-square/inet/gidtebiki.html</p>	<p>インターネット活用ガイドブック、モラル、セキュリティについて掲載しています。</p>
<p>著作権資料 (社団法人日本音楽著作権協会) http://www.jasrac.or.jp/jhp/siryo.htm</p>	<p>著作権法などについて、掲載しています。</p>
<p>相談事例 (国民生活センター) http://www.kokusen.go.jp/soudan/jirei/index.html</p>	<p>相談コーナーに寄せられた苦情事例について、解決のためのチェックポイントなどを掲載しています。</p>
<p>消費生活センター相談窓口 (国民生活センター) http://www.kokusen.go.jp/soudan/map/index.html</p>	<p>各地の相談窓口の電話番号を掲載しています。</p>
<p>インターネット安全教育ガイド http://teachersguide.kids-space.org/</p>	<p>インターネット活用において、子どもたちを危険から守るための安全教育に関する資料がまとめられています。</p>

出典：情報処理振興事業協会 (IPA)、コンピュータ教育開発センター (CEC)Eスクエア・プロジェクト「ネット社会の歩き方」

ネット社会の歩き方

<http://www.net-walking.net/>



インターネット安全教育ガイド

<http://teachersguide.kids-space.org/>

インターネット運用規定

東京都目黒区立教育委員会

兵庫県立教育研修所

千葉県木更津市教育委員会

東京都江東区立第四大島小学校

東京都品川区立日野中学校

福島県葛尾村立葛尾中学校

三重大学教育学部附属中学校

滋賀県長浜市立長浜北中学校

http://www.city.meguro.tokyo.jp/gakko/edu/int_yoko.htm

<http://www.hyogo-edu.yashiro.hyogo.jp/kenshusho/guide/index.html>

<http://www.kisarazu.ed.jp/center/kitei/youkou.htm>

<http://www.koto.ed.jp/4dai-sho/oshirase.htm>

<http://www1.cts.ne.jp/%7Ehino-chu/gaido/hino1.htm>

http://www.jhs.katsurao.org/nw_kitei/index.html

<http://www.fuzoku.edu.mie-u.ac.jp/naiki/shozoken.html>

<http://www.biwa.ne.jp/kita-jhs/rule/tebiki.htm>

インターネット活用のための「情報モラル指導事例集」作成に関する調査研究委員会

【委員】

委員長	越智 貢	広島大学文学部
副委員長	高橋 邦夫	千葉学芸高等学校
委員	井上 義裕	日本電気株式会社文教ソリューション事業部
委員	榎崎 安江	広島県安芸郡熊野町立熊野第四小学校
委員	後藤 雄太	広島大学文学部
委員	鈴木 二正	慶應義塾幼稚舎
委員	辻 慎一郎	鹿児島県出水郡東町立鷹巣中学校
委員	中坪 史典	広島大学教育学部
委員	奈良由美子	大阪教育大学教育学部
委員	西田 光昭	千葉県柏市立教育研究所
委員	芳賀 高洋	千葉大学教育学部附属中学校
委員	長谷川元洋	三重県松阪市立中部中学校
委員	宝迫 芳人	埼玉県朝霞市立朝霞第六小学校
委員	三宅 健次	千葉大学教育学部附属中学校
委員	森田 和夫	社団法人日本教育工学振興会(JAPET)
委員	森本 康彦	広島県広島市立牛田中学校

【助言】

文部科学省初等中等教育局

【事務局】

伊藤 公紘	財団法人コンピュータ教育開発センター	常務理事
中村 浩政	財団法人コンピュータ教育開発センター	業務部部长
佐々木秀一	財団法人コンピュータ教育開発センター	業務部管理課長
鈴木勢津子	財団法人コンピュータ教育開発センター	調査員

インターネット活用のための「情報モラル指導事例集」

禁無断転載

平成13年3月31日発行

著作権者 文部科学省
発行 財団法人 コンピュータ教育開発センター(CEC)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-11
TEL 03-3593-1801(代表) FAX 03-3593-1806
URL <http://www.cec.or.jp/>
印刷 有限会社 ヒラタメジャー企画

表紙デザイン/おーく舎
表紙イラスト/有賀 忍
本文デザイン/おーく舎
本文イラスト/佐藤 道子・幸月さちこ
小沢 恵子・畠山 恭子
編集協力・DTP入力/おーく舎



CEC

Center for Educational Computing